

# 第 1 部

男女共同参画の状況

## 序章 男女共同参画施策の推移

### 第1節 世界の動き

#### 1 国際婦人年

1945（昭和20）年に発足した国際連合は、国連憲章、世界人権宣言などを採択し、性に基づく差別の禁止を重要な目標の一つに掲げ、1946（昭和21）年には、国連に婦人の地位委員会を設置し、法律及び事実上の男女平等達成のために努力してきました。

しかしながら、世界の人口の半分を占める女性の力が十分活用されていない国際的な状況から、国連では、1975（昭和50）年を国際婦人年とし、女性の地位向上のため世界的規模の行動を行うことが決定されました。

#### 2 女子差別撤廃条約

1980（昭和55）年に、デンマークのコペンハーゲンで開催された「国連婦人の十年中間年世界会議」では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（略称：女子差別撤廃条約）の署名式が行われました。

この条約は、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる分野で男女平等を達成するために必要な措置を定めています。さらに、固定的性別役割分担意識や女性に対する偏見を解消するための施策など、国が講ずべき手だてを具体的に規定しています。

#### 3 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略

1985（昭和60）年には、「国連婦人の十年最終年世界会議」がケニアのナイロビで開かれ、「国連婦人の十年」の取組に対する評価と見直しが行われました。この会議では、「国連婦人の十年」の目標である、「平等・開発・平和」を継続するとともに、それに対する具体的、多角的戦略が必要であるとして、「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」（略称：ナイロビ将来戦略）を採択しています。

#### 4 第4回世界女性会議

1995（平成7）年に、「第4回世界女性会議」が中国の北京においてアジアで初めて開催され、女性問題解決に向けて、西暦2000（平成12）年までの国際的な指針となる「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」は「女性のエンパワーメントに関するアジェンダ（予定表）である」とされており、12の重大問題領域を定め、戦略目標と各国がとるべき行動を示しています。

#### 5 国連特別総会「女性2000年会議」

2000（平成12）年には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や、2005（平成17）年までに女性に差別的な条項を撤廃するため、法律の見直しをすることなどが盛り込まれました。

## 6 第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」世界閣僚級会合）

2005（平成17）年に、第4回世界女性会議（北京会議）から10年目にあたることを記念し、ニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認して、これまでの進展を踏まえながらも完全実施に取り組むための宣言を採択しました。

## 7 第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」記念会合）

2010（平成22）年に、第4回世界女性会議（北京会議）から15年目にあたることを記念し、ニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」等を再確認して、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言等を採択しました。

また、2011（平成23）年には、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関「Un Women」が発足しました。

## 第2節 国内の動き

### 1 「婦人問題企画推進本部」設置と「国内行動計画」の策定

日本国内においては、国際連合をはじめとする女性問題に関する世界的な取組に呼応して、政府や民間団体が、活発な活動を展開してきました。政府は「国際婦人年世界会議」で採択された「世界行動計画」の内容を国内施策に取り入れるため、1975（昭和50）年に「婦人問題企画推進本部」を総理府内に設置し、1977（昭和52）年には、「国内行動計画」を策定して、向こう10年間の女性問題解決についての目標を明らかにしました。

### 2 女子差別撤廃条約の批准

1981（昭和56）年には、「国内行動計画後期重点目標」を決定し、「女子差別撤廃条約」を批准するための諸条件の整備を最重点課題として掲げました。

男女雇用機会均等法をはじめとする法制面の整備を進め、家庭科教育のあり方の検討等を行って、1985（昭和60）年に日本は72番目の批准国となりました。

### 3 新国内行動計画の策定

1987（昭和62）年には、「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、21世紀における社会の安定と発展の実現に向け、男女を問わず多様な価値観に基づいて、個人が自己の人生を主体的に選択するとともに、男女がその能力を十分に発揮し、社会の発展を支えていく新たな社会システムが不可欠であるとして、「男女共同参加型社会システムの形成」をめざすこととなりました。

さらに、1991（平成3）年には、「新国内行動計画」の第一次改定を行い、総合目標の「共同参加」を、企画の段階からの関与が必要であるとして「共同参画」に改め、「男女共同参画型社会」の形成をめざすこととしました。

国際的にもナイロビ将来戦略の実施のペースを早めることが求められ、政治、経済、文化など社会のあらゆる分野で情報化、地球規模化の進展がみられており、20世紀最後の10年に日本の女性問題への取組は、さらに積極的に推進されることとなりました。

### 4 「男女共同参画推進本部」の設置

1994（平成6）年に、「婦人問題企画推進本部」の任務を発展させ、全閣僚をメンバーとする「男女共同参画推進本部」（本部長内閣総理大臣）及び、総理府大臣官房に「男女共同参画室」を設置するとともに、内閣総理大臣の諮問機関として、「男女共同参画審議会」を設置して、国の推進体制を拡充、強化しました。

### 5 「男女共同参画2000年プラン」の策定

1995（平成7）年に、「第4回世界女性会議」で採択された行動綱領や、1996（平成8）年7月に男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて、同年12月、新たな国内行動計画「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12（西暦2000）年度までの国内行動計画」を策定し、政府が男女共同参画社会実現に向けて取り組むべき施策を総合的・体系的に整備しました。

## 6 法律に基づく審議会の設置

1997（平成9）年4月、それまでの政令に基づく男女共同参画審議会に代わり、男女共同参画審議会設置法に基づいて、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議する「男女共同参画審議会」を設置し、推進体制の整備が行われました。

## 7 「男女共同参画社会基本法」の施行

1998（平成10）年、政府は、男女を問わず、個人がその能力と個性を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に関し基本的な方針・理念等を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を目的とした、男女共同参画社会基本法（仮称）の検討を行った男女共同参画審議会から最終の答申を得ました。翌年2月には、通常国会に法案を提出し、同年5月参議院、6月衆議院で可決・成立し、6月に施行されました。

## 8 「男女共同参画基本計画」の策定

1999（平成11）年8月、内閣総理大臣より男女共同参画審議会に対し、男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方について諮問がなされ、これに対して翌年9月「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方—21世紀の最重要課題—」が答申されました。政府は、この答申を受けて、男女共同参画2000年プランの進捗状況を勘案し、女性2000年会議の成果なども踏まえつつ、2000（平成12）年12月、「男女共同参画基本計画」を策定しました。本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく初めての法定計画です。

## 9 中央省庁等改革における国内推進体制の整備・機能強化

2001（平成13）年1月の中央省庁等改革において、新たに設置された内閣府に、基本的な政策及び重要事項の調査審議や監視等を行う「男女共同参画会議」及び内部部局として「男女共同参画局」が設置されるなど、男女共同参画に向けた推進体制が格段に充実・強化されました。

## 10 関連法規の整備

男女共同参画社会の形成を推進する総合的な法制度や体制は、1997（平成9）年に男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法が改正され、女性が職場でより活躍できるよう、また、男女とも職業生活と家庭生活を両立できるよう整備されました。2000（平成12）年には、介護保険法が施行され、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みが整えられました。

また、女性に対する暴力に対して、2001（平成13）年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（通称：DV防止法）」（以下、「配偶者暴力防止法」という。）の公布（2002（平成14）年4月より完全施行）及び2004（平成16）年の改正などの法整備が行われてきました。

## 11 男女共同参画基本計画（第2次）の策定

国は、2005（平成17）年7月、男女共同参画会議から「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方―男女が共に輝く社会へ―」の答申を受け、同年12月に男女共同参画基本計画の改定を決定し、「第2次男女共同参画基本計画」を策定しました。

総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱として、第1部において、男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成、重点事項を示し、第2部において、施策の目標、基本的方向及び具体的な施策の内容を示しました。第3部においては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な方策を示しました。

## 12 関連法規の拡充と国内推進体制の整備

2007（平成19）年4月に改正男女雇用機会均等法が施行され、男女双方に対する性別を理由とする差別的取扱いに禁止範囲を拡大し、間接差別、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止、男女双方の労働者を対象とするセクシュアルハラスメント防止措置の拡充、均等法に基づく報告をしない又は虚偽の報告をした事業主に対する過料等が盛り込まれました。

また、2007（平成19）年12月には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」を策定し、2008（平成20）年には、内閣府に「仕事と生活の調和推進室」が設置されました。

## 13 男女共同参画基本計画（第3次）の策定

2010（平成22）年7月、国は男女共同参画会議から「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」の答申を受け、基本法施行後10年間の反省を踏まえ、実効性のあるアクション・プランとして、2010（平成22）年12月に、「第3次男女共同参画基本計画」を策定しました。

## 第3節 青森県の動き

### 1 女性・男女共同参画行政に係る専管課の設置

国際婦人年に始まる国際的な動きと国内行動計画策定を背景に、1977（昭和52）年、女性行政担当窓口を生活福祉部児童家庭課に決定し、女性に係る施策の調整を図ることとしました。

1980（昭和55）年4月、女性行政の総合調整を図るため企画部に「青少年婦人室」を設置し、翌年4月には同室を企画部から生活福祉部へ移管、1993（平成5）年4月には「青少年女性課」に改組し、1996（平成8）年4月には、男女共同参画社会づくりを一層推進していくため、女性に関する行政を専門に担当する専管課として「女性政策課」を新設しました。

女性政策課は、1997（平成9）年4月の組織再編に伴い、生活福祉部から環境生活部に移管となり、2000（平成12）年には「男女共同参画課」に名称変更しました。

また、翌年6月には、本県の男女共同参画推進の拠点となる「青森県男女共同参画センター」を設置し、県民への啓発や学習事業、情報提供、相談などを行ってきました。

さらに、2002（平成14）年には「男女共同参画課」を「青少年・男女共同参画課（男女共同参画グループ）」に改組しました。

### 2 庁内推進体制の強化

1980（昭和55）年6月、女性問題に関する本県行政の各分野における施策の総合的推進を図ることを目的として、女性行政関係課で構成する「青森県婦人問題行政連絡会議」を設置しました。

1996（平成8）年4月に「青森県女性行政推進連絡会議」と改称し、2000（平成12）年4月には「青森県男女共同参画推進連絡会議」に改称しました。

さらに、2003（平成15）年10月には、庁内に「青森県男女共同参画推進本部」を設置しました。

### 3 「青森県男女共同参画審議会」の設置

1979（昭和54）年、青森県婦人行動計画を策定するための検討機関として県内各界各層の有識者からなる「青森県婦人問題対策推進委員会」を設置しました。

1996（平成8）年7月に「青森県女性政策懇話会」と改称し、2000（平成12）年4月には「青森県男女共同参画懇話会」に改称しました。

2001（平成13）年11月には「青森県男女共同参画懇話会」に代わり、「青森県男女共同参画推進条例」に規定する「青森県男女共同参画審議会」を新たに設置しました。

### 4 「青森県婦人行動計画」の策定

1980（昭和55）年5月、本県における女性に係る施策の基本的方向を示す「青森県婦人行動計画」を策定し、翌年の6月には、この婦人行動計画の具体的施策を進めるための「青森県婦人行動計画推進計画」を策定しました。

1986（昭和61）年3月、青森県婦人行動計画の計画期間終了後も引き続き計画目標達成のための女性行政の推進が図られるよう、青森県婦人問題対策推進委員会から「青森県の婦人対策に関する提言」が県に提出されました。

## 5 「新青森県婦人行動計画」の策定

1989（平成元）年7月、県は、「青森県婦人行動計画」の基本的な考え方を継承しつつ、青森県婦人問題対策推進委員会から提出された提言及び国の新国内行動計画の趣旨を踏まえ、高齢化の急速な進行、技術革新、情報化、国際化の進展など2000（平成12）年に向けて社会環境の変化に対応する「新青森県婦人行動計画」を策定しました。

## 6 「あおり男女共同参画プラン21」の策定

「新青森県婦人行動計画」は、全体として概ね順調に進捗してきましたが、国において1996（平成8）年12月に新しい行動計画「男女共同参画2000年プラン」が策定され、1999（平成11）年6月23日には「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されたこと、また、本県でも1997（平成9）年に「新青森県長期総合プラン」が策定され、その中に「男女共同参画社会推進構想」が戦略プロジェクトとして掲げられたことなどに伴い、これらとの整合性を図る必要が生じてきたことから、社会環境の変化、とりわけ女性を取り巻く諸情勢の変化にも対応しながら2000（平成12）年1月「あおり男女共同参画プラン21」を策定しました。

## 7 「青森県男女共同参画推進条例」の制定

2001（平成13）年7月、国の「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、本県の男女共同参画の一層の推進を図るため、「青森県男女共同参画推進条例」を制定しました。

## 8 基本計画としての位置づけ

「あおり男女共同参画プラン21」の策定後に国の「男女共同参画基本計画」及び「青森県男女共同参画推進条例」が制定されたことから、2002（平成14）年6月、これらの施策の方向性との整合性を検証し、必要に応じた追加・補筆作業を行った上で同プランを改定し、県の男女共同参画の推進に関する法定の基本計画として位置づけました。

## 9 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」の策定

国の「配偶者暴力防止法」第2条の3第1項の規定に基づき、2005（平成17）年12月、配偶者からの暴力のない社会をめざし、暴力の現状やDV防止、支援制度等についての計画を策定しました。

また、2007（平成19）年7月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、配偶者暴力相談支援センターの設置と基本計画の策定が市町村の努力義務となったことに伴い、2009（平成21）年1月に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を改定しました。

## 10 苦情処理制度の創設

2006（平成18）年4月、「青森県男女共同参画審議会」に苦情等部会が設置され、青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等に関する苦情処理制度を創設しました。



## 11 「新あおもり男女共同参画プラン21」の策定

「あおもり男女共同参画プラン21」は、計画の期間が2000（平成12）年1月から2006（平成18）年度までであることに加え、県の「生活創造推進プラン」及び国の「男女共同参画基本計画（第2次）」との整合性、関係法令の改正等も勘案し、各種調査やパブリック・コメントに示された県民の意向、「青森県男女共同参画審議会」の審議等を踏まえて、2007（平成19）年3月県の男女共同参画の推進に関する基本計画として必要な改定を行い、第2次となる基本計画「新あおもり男女共同参画プラン21」を策定しました。

## 12 「第3次あおもり男女共同参画プラン21」の策定

「新あおもり男女共同参画プラン21（第2次）」の計画の期間が2011（平成23）年度までであることに加え、2008（平成20）年12月に策定された「青森県基本計画未来への挑戦」及び国の「第3次男女共同参画基本計画」との整合性、関係法令の改正等も勘案し、各種調査やパブリック・コメントに示された県民の意向、「青森県男女共同参画審議会」の審議等を踏まえて、2012（平成24）年2月に新たに「第3次あおもり男女共同参画プラン21」を策定しました。

本プランでは、重点目標として、男女がともに家庭や地域における生活とのバランスがとれた働き方ができるよう「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」を盛り込んだほか、「女性の人材育成と能力開発（エンパワーメント）支援」と「男性にとっての男女共同参画の推進」を新たに掲げました。

## 第1章 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女が共にあらゆる分野に参画し、主体的に活動する必要があることから、政策・方針決定過程への女性の参画の促進や女性のエンパワーメントを支援している。

- 1 県議会議員に占める女性の割合は、平成23年4月10日の一般選挙で4.2%（2人）から6.3%（3人）へ増加。
- 2 市町村議会議員に占める女性の割合は、平成24年4月1日現在6.0%で増減なし。
- 3 県が設置する審議会等の女性の登用率は、平成24年4月1日現在33.3%で昨年度から0.6ポイント増加。
- 4 市町村が設置する審議会等への女性の登用率は、平成24年4月1日現在20.3%で昨年度から0.5ポイント増加。
- 5 県職員の課長級以上の女性職員は、平成24年4月1日現在5.5%で昨年度から0.2ポイント減少したが、課長補佐級に占める女性の割合は、平成24年4月1日現在14.8%で昨年度から0.7ポイント増加した。
- 6 農業委員に占める女性の割合は、平成24年4月末現在3.3%で昨年度から1.5ポイント増加。
- 7 ViC・ウーマン認定者は、平成24年4月1日現在410人で昨年度から1人増加。

### 第1節 政策・方針決定過程への女性の参画促進

#### 1 女性の政策決定過程への参画状況

##### (1) 議会議員

平成23年4月10日執行の県議会議員一般選挙により、県議会議員は48人、うち女性は3人で、女性の割合は6.3%となっている。

また、平成24年4月1日現在の市町村議員総数は634人で、女性は38人（6.0%）、男性は596人（94.0%）となっている。内訳は、市議会議員は263人で、女性が25人（9.5%）、男性が238人（90.5%）、町村議会議員は371人で、女性が13人（3.5%）、男性が358人（96.5%）となっている。

（市町村ごとの詳細は、P168 第3部1「(1)市町村議会議員の状況」参照）

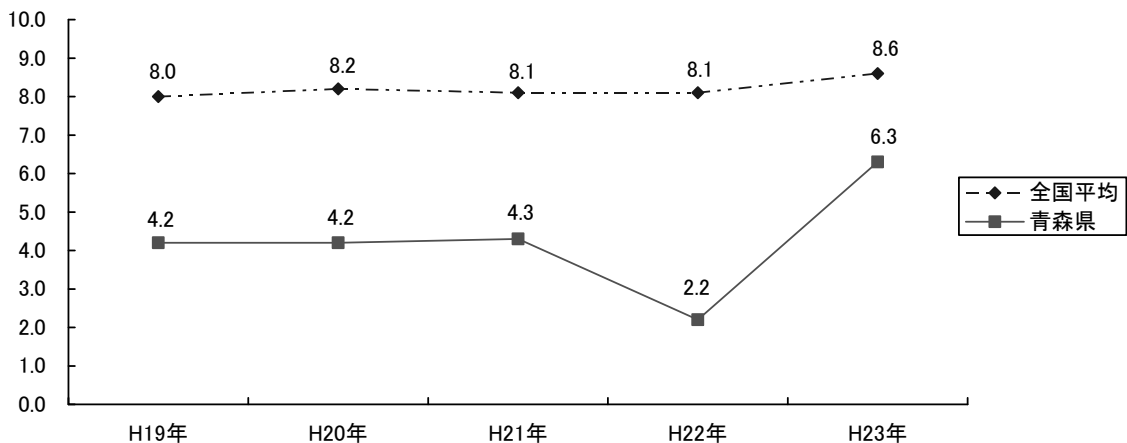
表1 最近の県議会議員一般選挙における候補者数及び当選者数

回	選挙執行年月日	候補者数	女性の候補者数	男性の候補者数	当選者数	女性の当選者数	男性の当選者数	女性比率
12	平成3年4月7日	76人	3人	73人	51人	1人	50人	2.0%
13	平成7年4月9日	72人	3人	69人	51人	2人	49人	3.9%
14	平成11年4月11日	78人	3人	75人	51人	3人	48人	5.9%
15	平成15年4月13日	72人	2人	70人	51人	1人	50人	2.0%
16	平成19年4月8日	69人	4人	65人	48人	2人	46人	4.2%
17	平成23年4月10日	67人	3人	64人	48人	3人	45人	6.3%

資料：青森県選挙管理委員会

図1 県議会における女性議員の割合

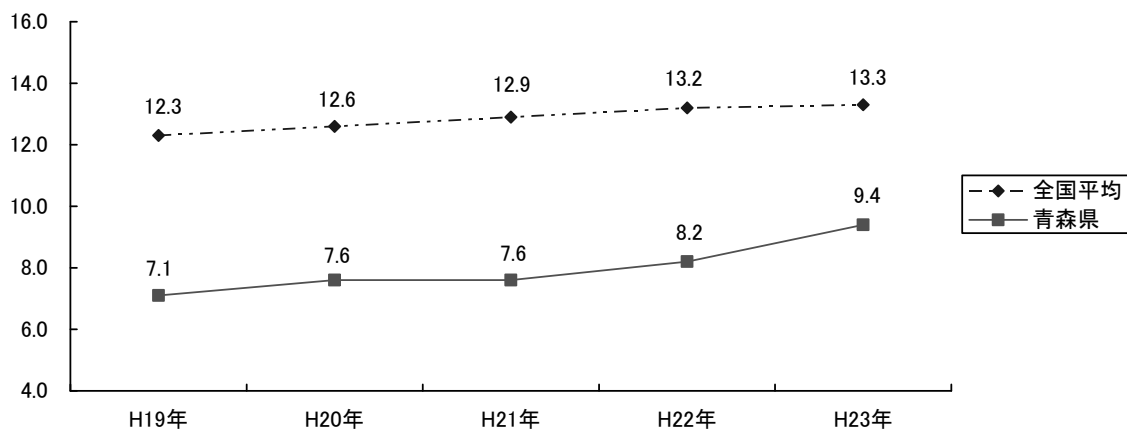
(調査時点：12月31日現在)



資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

図2 市議会における女性議員の割合

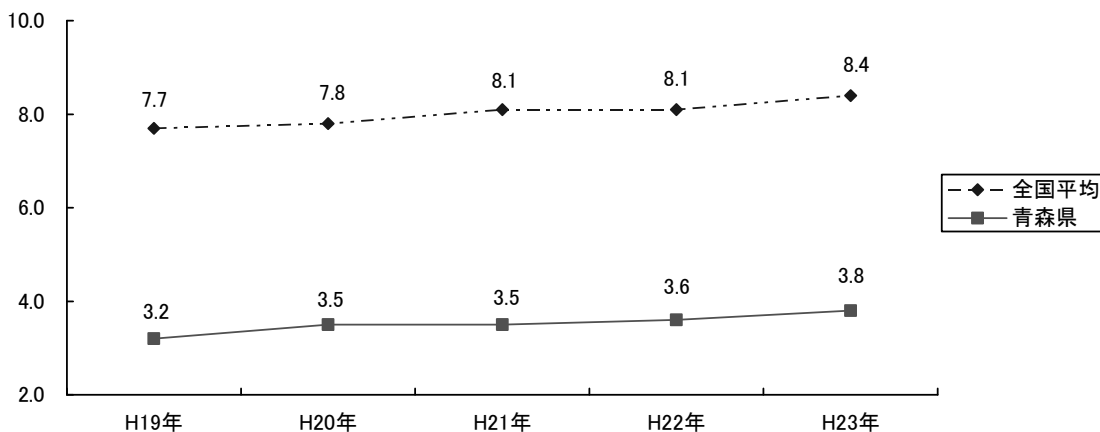
(調査時点：12月31日現在)



資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

図3 町村議会における女性議員の割合

(調査時点：12月31日現在)



資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

## 2 審議会等の委員への女性の参画拡大

### (1) 各種審議会等委員

平成24年4月1日現在、県が設置する審議会等数は71であり、うち65審議会で女性委員を登用しており、その割合は91.5%となっている。

女性委員の登用率は、33.3%（委員総数937人中、女性が312人）となっている。

また、平成24年4月1日現在の市町村の審議会等数は633となっており、女性を含む審議会等数は486で、その割合は76.8%となっている。委員総数は7,895人となっており、女性は1,602人（20.3%）、男性は6,293人（79.7%）となっている。

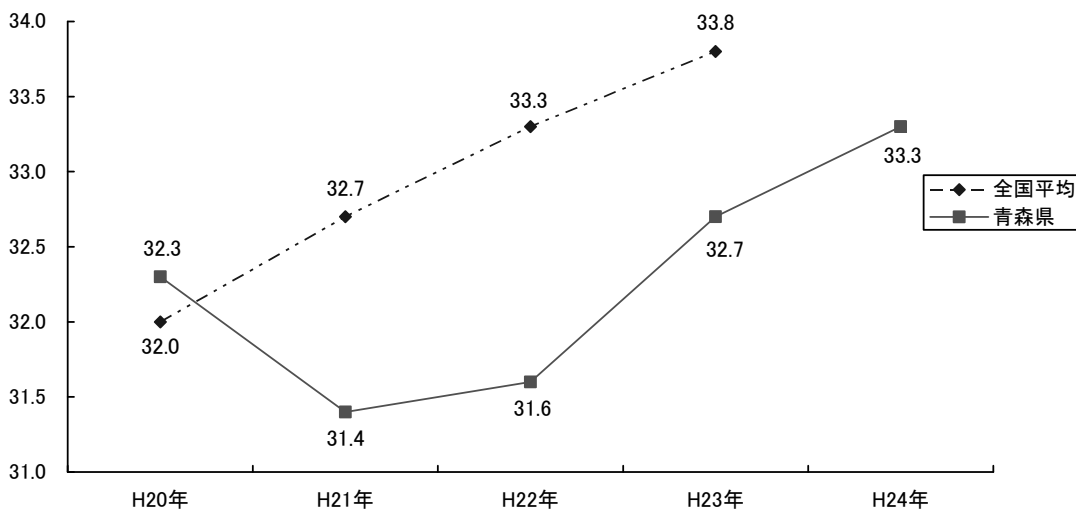
表2 県における各種審議会等への登用状況

調査時	機関数	左のうち		委員数	左のうち	
		女性を含む 審議会等数	女性を含む 審議会等数の比率		女性	男性
元・12・1	96	46	47.9%	1,522人	102人（6.7%）	1,420人（93.9%）
5・12・1	92	49	53.3%	1,439人	122人（8.5%）	1,408人（92.8%）
10・3・31	89	77	86.5%	1,562人	298人（19.1%）	1,264人（80.9%）
15・3・31	82	78	95.1%	1,317人	478人（36.3%）	839人（63.7%）
20・4・1	71	65	91.5%	926人	299人（32.3%）	627人（67.7%）
21・4・1	73	65	89.0%	939人	295人（31.4%）	644人（68.6%）
22・4・1	70	62	88.6%	919人	290人（31.6%）	629人（68.4%）
23・4・1	70	63	90.0%	921人	301人（32.7%）	620人（67.3%）
24・4・1	71	65	91.5%	937人	312人（33.3%）	625人（66.7%）

資料：青少年・男女共同参画課

図4 県の審議会等における女性委員の割合

（全国平均は平成23年4月1日現在の数字が最新）



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

表3 市町村における各種審議会等への登用状況

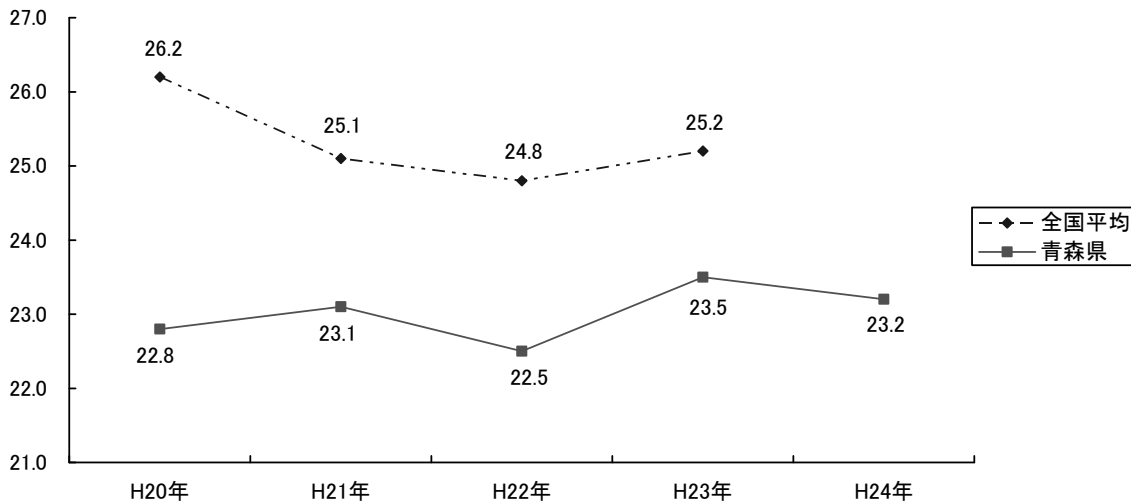
(平成24年4月1日現在)

区分	審議会等数		委員総数			
	合計	女性を含む 審議会等数	男性のみの 審議会等数	合計	女性	男性
市計	270	232 (85.9%)	38 (14.1%)	3,891人	903人 (23.2%)	2,988人 (76.8%)
町村計	363	254 (70.0%)	109 (30.0%)	4,004人	699人 (17.5%)	3,305人 (82.5%)
合計	633	486 (76.8%)	147 (23.2%)	7,895人	1,602人 (20.3%)	6,293人 (79.7%)

資料：青少年・男女共同参画課

図5 市の審議会等における女性委員の割合

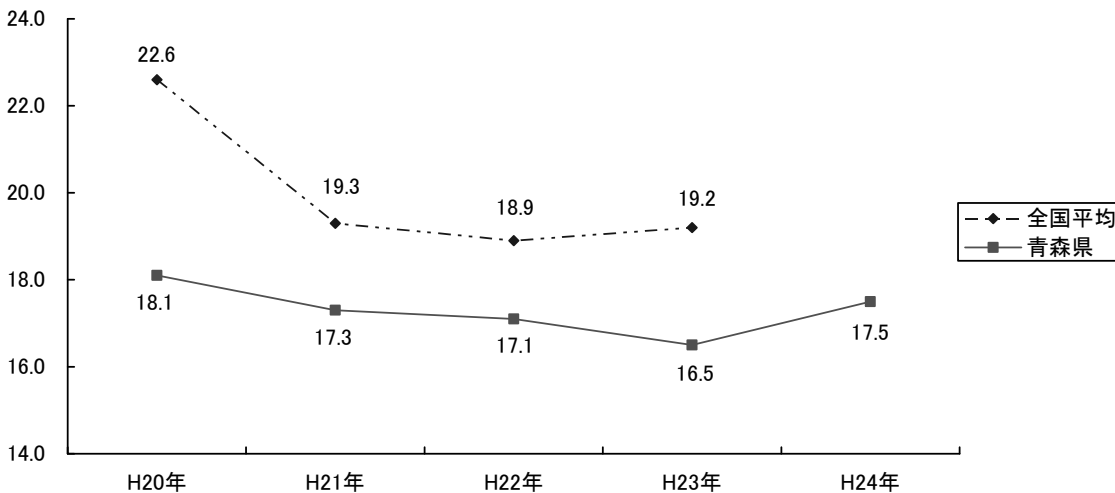
(全国平均は平成23年4月1日現在の数字が最新)



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

図6 町村の審議会等における女性委員の割合

(全国平均は平成23年4月1日現在の数字が最新)



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

## (2) 行政委員会

平成 24 年 4 月 1 日現在の県の行政委員会数は 9 で、委員数は 82 人となっており、女性は 17 人 (20.7%)、男性は 65 人 (79.3%) となっている。

また、平成 24 年 4 月 1 日現在の市町村の行政委員会数は 201 となっており、女性委員を含む行政委員会数は 70 (34.8%)、委員総数は 1,326 人で、女性は 92 人 (6.9%)、男性は 1,234 人 (93.1%) となっている。

(市町村ごとの詳細は、P169 第 3 部 1 「(2) 市町村行政委員会の登用状況」参照)

表 4 市町村行政委員会の女性登用状況

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

区 分	委 員 会 数			委 員 総 数		
	合 計	女性を含む 委員会数	男性のみの 委員会数	合 計	女 性	男 性
市 計	51	26 (51.0%)	25 (49.0%)	461 人	37 人 (8.0%)	424 人 (92.0%)
町村計	150	44 (29.3%)	106 (70.7%)	865 人	55 人 (6.4%)	810 人 (93.6%)
合 計	201	70 (34.8%)	131 (65.2%)	1,326 人	92 人 (6.9%)	1,234 人 (93.1%)

資料：青少年・男女共同参画課

### 3 女性職員の積極的登用促進

#### (1) 県職員

教育・警察関係を除く本県職員の状況は、表5のとおりである。

平成24年4月1日現在の総職員は4,669人で、女性は1,573人(33.7%)、男性は3,096人(66.3%)となっており、女性の割合が増加している。役付職員についてみると、全役付職員のうち、女性は784人(24.5%)、男性は2,422人(75.5%)、また課長級以上の役付職員については、女性は27人(5.5%)、男性は468人(94.5%)となっている。

また、課長補佐級に占める女性の割合は、平成20年度11.1%から平成24年度14.8%に増加している。平成24年度も引き続き、予算編成、人事管理、農林・土木現場監督等の業務に女性職員を配置し、職域の拡大を図っている。

表5 知事部局等県の職員の状況

区分	職名	課長級以上		課長補佐級		主査級		役付		一般職員		合計	
		人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
20年度	男女計	648	—	1,635	—	1,470	—	3,753	—	1,659	—	5,412	—
	女性	25	3.9%	182	11.1%	590	40.1%	797	21.2%	746	45.0%	1,543	28.5%
	男性	623	96.1%	1,453	88.9%	880	59.9%	2,956	78.8%	913	55.0%	3,869	71.5%
21年度	男女計	571	—	1,530	—	1,304	—	3,405	—	1,551	—	4,956	—
	女性	28	4.9%	189	12.4%	574	44.0%	791	23.2%	807	52.0%	1,598	32.2%
	男性	543	95.1%	1,341	87.6%	730	56.0%	2,614	76.8%	744	48.0%	3,358	67.8%
22年度	男女計	529	—	1,495	—	1,275	—	3,299	—	1,502	—	4,801	—
	女性	30	5.7%	199	13.3%	559	43.8%	788	23.9%	788	52.5%	1,576	32.8%
	男性	499	94.3%	1,296	86.7%	716	56.2%	2,511	76.1%	714	47.5%	3,225	67.2%
23年度	男女計	507	—	1,469	—	1,243	—	3,219	—	1,477	—	4,696	—
	女性	29	5.7%	207	14.1%	537	43.2%	773	24.0%	782	52.9%	1,555	33.1%
	男性	478	94.3%	1,262	85.9%	706	56.8%	2,446	76.0%	695	47.1%	3,141	66.9%
24年度	男女計	495	—	1,496	—	1,215	—	3,206	—	1,463	—	4,669	—
	女性	27	5.5%	221	14.8%	536	44.1%	784	24.5%	789	53.9%	1,573	33.7%
	男性	468	94.5%	1,275	85.2%	679	55.9%	2,422	75.5%	674	46.1%	3,096	66.3%

(注) 1 いずれも各年度4月1日現在の数値である。

2 対象は、知事部局、議会、県土整備部(公営企業担当)、病院局及び各種委員会等事務局の定数内職員である。

3 「一般職員」には、技能労務職員も含んでいる。

4 「課長補佐級」には「課長補佐級(総括主幹)」と「班長級(主幹)」が含まれている。

資料：人事課・病院局

(2) 校長・副校長・教頭への女性の登用状況

平成23年5月1日現在の幼稚園を除く本県の教員（本務教員数）の状況は、表6のとおりである。

校長についてみると、小学校では334人のうち女性は61人で、その割合は18.3%である。中学校で15人(9.4%)、高等学校（定時制を含む。）で6人(8.0%)、特別支援学校で2人(11.1%)の女性が登用されている。

次いで副校長についてみると、高等学校で13人のうち2人(15.4%)の女性が登用されている。

また、教頭についてみると、小学校では338人のうち女性は86人で、その割合は25.4%である。中学校で6人(3.4%)、高等学校で6人(5.8%)、特別支援学校で3人(11.5%)の女性が登用されている。

表6 校長・副校長・教頭への登用状況

(平成23年5月1日現在)

		校 長				副 校 長				教 頭				総 教 員 数				
		女性	男性	女性 の割合	%	女性	男性	女性 の割合	%	女性	男性	女性 の割合	%	女性	男性	女性 の割合	%	
小学校	国 立	0	0	0	-	1	0	1	0	1	0	1	0	33	21	12	63.6	
	公 立	334	61	273	18.3	0	0	0	-	337	86	251	25.5	5,253	3,367	1,886	64.1	
	小 計	334	61	273	18.3	1	0	1	0	338	86	252	25.4	5,286	3,388	1,898	64.1	
中学校	国 立	0	0	0	-	1	0	1	0	1	0	1	0	31	13	18	41.9	
	公 立	159	15	144	9.4	0	0	0	-	173	6	167	3.5	3,303	1,475	1,828	44.7	
	私 立	0	0	0	-	2	0	2	0	2	0	2	0	28	11	17	39.3	
	小 計	159	15	144	9.4	3	0	3	0	176	6	170	3.4	3,362	1,499	1,863	44.6	
高等学校	全日制	県 立	57	1	56	1.8	0	0	0	-	74	3	71	4.1	2,474	763	1,711	30.8
		私 立	16	4	12	25.0	13	2	11	15.4	16	1	15	6.3	696	187	509	26.9
		小 計	73	5	68	6.8	13	2	11	15.4	90	4	86	4.4	3,170	950	2,220	30.0
	定時制	県 立	2	1	1	50.0	0	0	0	-	13	2	11	15.4	156	51	105	32.7
		市町村立	0	0	0	-	0	0	0	-	1	0	1	0	8	4	4	50.0
		小 計	2	1	1	50.0	0	0	0	-	14	2	12	14.3	164	55	109	33.5
特別支援学校	国 立	0	0	0	-	1	0	1	0	1	0	1	0	32	15	17	46.9	
	県 立	18	2	16	11.1	0	0	0	-	25	3	22	12.0	1,026	627	399	61.1	
	小 計	18	2	16	11.1	1	0	1	0	26	3	23	11.5	1,058	642	416	60.7	
合 計		586	84	502	14.3	18	2	16	11.1	644	101	543	15.7	13,040	6,534	6,506	50.1	

※「総教員数」欄は、校長、副校長及び教頭を含めた教員数

資料：青森県教育委員会「学校一覧」を参考とし算出



## (3) 大学・短期大学の教員数の推移

大学・短期大学の女性の教員数の推移をみると、大学では、平成23年度は前年度より19人増え261人となっている。また、短期大学においては、平成23年度は前年度より1人増え111人となっている。

女性の教員の割合については、大学では平成23年度は21.2%であり、前年度より1.0ポイント増加した。短期大学については63.1%であり、前年度より1.3ポイント増加した。

表7 大学・短期大学の教員数の推移

(平成23年5月1日現在)

区 分		年 度				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
大 学	学 校 数	10校	10校	11校	11校	11校
	教 員 数	1,182人	1,171人	1,191人	1,199人	1,233人
	女 性	212人	211人	235人	242人	261人
	男 性	970人	960人	956人	957人	972人
	女性の割合	17.9%	18.0%	19.7%	20.2%	21.2%
短 期 大 学	学 校 数	6校	6校	6校	6校	6校
	教 員 数	148人	152人	173人	178人	176人
	女 性	82人	88人	95人	110人	111人
	男 性	66人	64人	78人	68人	65人
	女性の割合	55.4%	57.9%	54.9%	61.8%	63.1%

資料：総務学事課

## 第2節 女性の人材育成と能力開発（エンパワーメント）支援

### 1 政策・方針決定過程へ参画できる人材の育成

#### (1) あおもりウィメンズアカデミー

男女共同参画に関する様々な課題の解消に向けて問題意識を持って政策・方針決定の場に参画し、即戦力として活躍できる女性人材の育成を目的としている。これまで行ってきたあおもり女性大学の上位の講座として、平成23年度は、男女共同参画意識の涵養や地域課題の把握・分析に重点を置いた講座を実施し、12名が修了した。

平成24年度も、男女共同参画意識の涵養や地域課題の把握・分析及び地域課題の解決策の考察に重点を置いた講座を実施し、県及び市町村の審議会等の委員として活躍できる人材の育成を目指す。

表8 あおもりウィメンズアカデミー修了生の活動状況

(平成24年6月1日現在・重複あり)

修了者数	県審議会等委員	市町村審議会等委員
45人	12人	20人

資料：青森県男女共同参画センター

#### (2) 農山漁村女性リーダーの資質の向上

農林水産政策課及び地域県民局地域農林水産部では、農山漁村女性リーダーが女性の声を地域に反映させることができるよう、各種セミナーや関係機関・団体長等との懇談会の開催などにより、人材育成を行っている。

表9 農山漁村女性の登用状況及びリーダー等の育成状況

項目		年度				
		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
方針決定の場への登用	農業委員	※H20年4月 12人 (1.0%)	※H21年4月 11人 (1.4%)	※H22年4月 12人 (1.6%)	※H23年4月 14人 (1.8%)	※H24年4月 25人 (3.3%)
	県農政審議会委員 (女性の割合)	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%
女性リーダー等の認定	農業経営士	5人 (3.4%)	4人 (2.6%)	4人 (2.5%)	4人 (2.5%)	4人 (2.5%)
	青年農業士	2人 (1.4%)	1人 (0.8%)	2人 (1.6%)	2人 (1.5%)	2人 (1.3%)
	V i C ・ ウ ー マ ン	※H20年4月 385人	※H21年4月 393人	※H22年4月 400人	※H23年4月 409人	※H24年4月 410人

\* 「V i C ・ ウ ー マ ン」とは、Village Conductor of Woman の略称で、「地域のよりよい『農林水産業と暮らし』を指揮するリーダー」を意味する。

資料：農林水産政策課

表 10 V i C ・ ウーマンの審議会等への登用状況（兼任あり）

区 分	審議会等の委員		内 訳				
	全認定者数に 対する割合	市町村議員	農業委員数	農協理事	審議会委員等		
					県	市町村	
平成20年度 (5月現在)	108人	28.0%	3人	5人	3人	31人	66人
平成21年度 (5月現在)	100人	25.4%	2人	6人	1人	20人	71人
平成22年度 (5月現在)	87人	21.8%	2人	7人	1人	19人	58人
平成23年度 (5月現在)	79人	19.3%	2人	8人	0人	16人	53人
平成24年度 (5月現在)	103人	25.1%	2人	14人	0人	29人	58人

資料：農林水産政策課

## 2 女性の能力発揮の機会の拡大

### (1) 女性人材バンク

県及び市町村の審議会等における女性委員の登用を積極的に進めるため、女性人材情報を収集・管理し、情報提供している。

平成24年4月末現在の登録者数は315人となっている。

## 第2章 男女共同参画意識の定着

男女が性別にかかわらず、社会の構成員として、その能力を十分に発揮することができるよう、男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成を図っている。

- 1 性別役割分担意識に同感する人の割合は、平成15年14.2%から平成21年14.1%に減少。
- 2 市町村基本計画の策定状況は、平成24年4月1日現在38市町村（95.0%）で昨年度から55.0ポイント増加。
- 3 高等学校女子卒業生（平成23年3月末）のうち、31.0%は大学（学部）へ、12.4%は短期大学（本科）へ進学し、大学等への進学率の合計は44.6%であった。
- 4 大学（学部）進学者の学部別比率は、女子は社会科学、保健、人文科学で63.7%となった。また、男子は社会科学、工学で62.6%となった。

### 第1節 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

#### 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

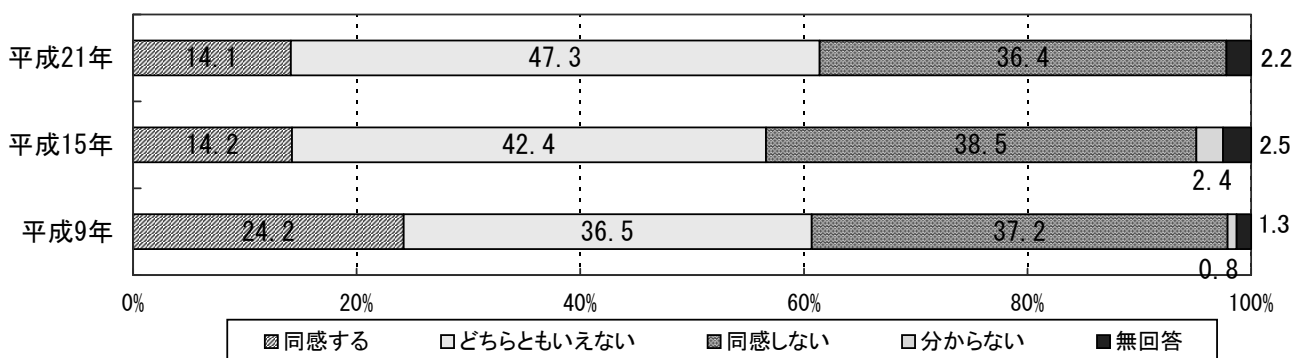
##### (1) 性別役割分担意識の変化

平成21年に県が行った「青森県男女共同参画に関する意識調査」によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する割合は全体で14.1%、同感しない割合は全体で36.4%となっている。

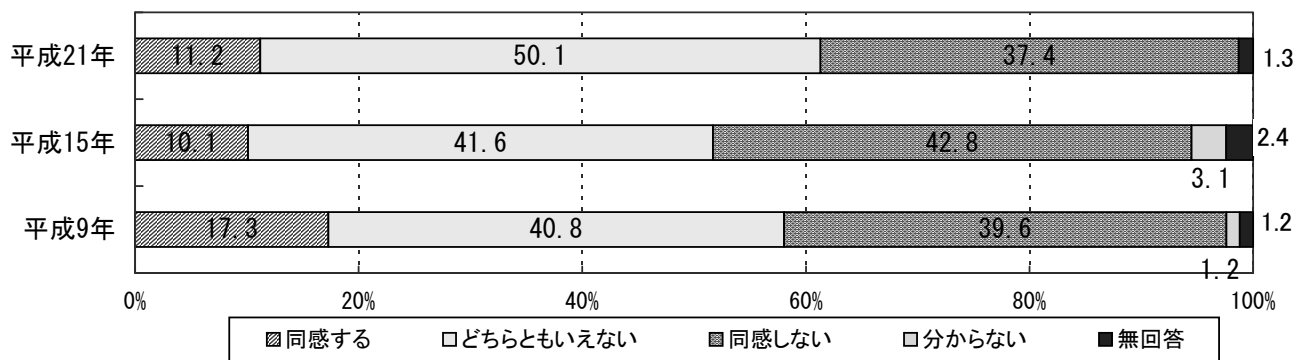
男女別では、女性は「同感する」が11.2%、「同感しない」が37.4%、男性では「同感する」が17.5%、「同感しない」が35.8%であった。平成15年に行った意識調査と比較すると、性別役割分担意識に同感する割合は男女ともに減少している。

図7 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

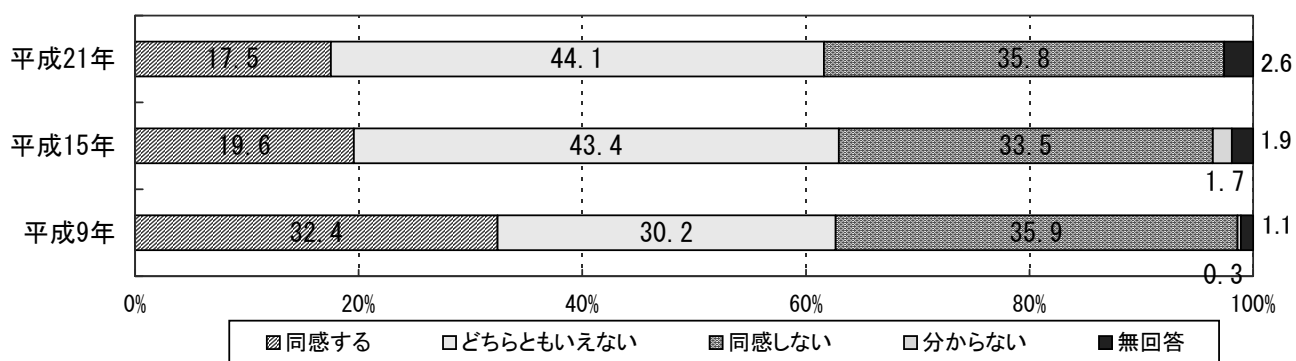
<全体>



<女性>



<男性>



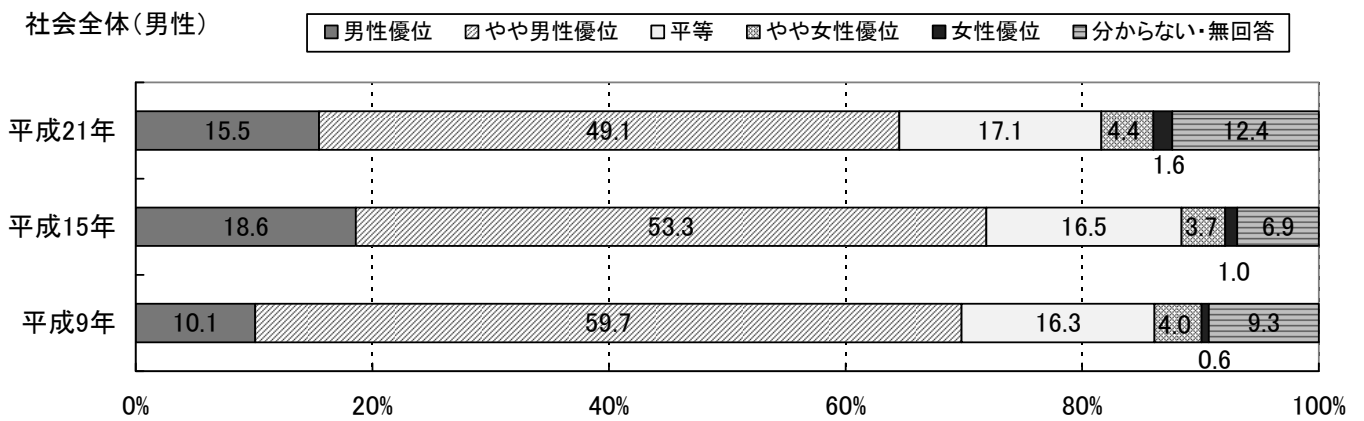
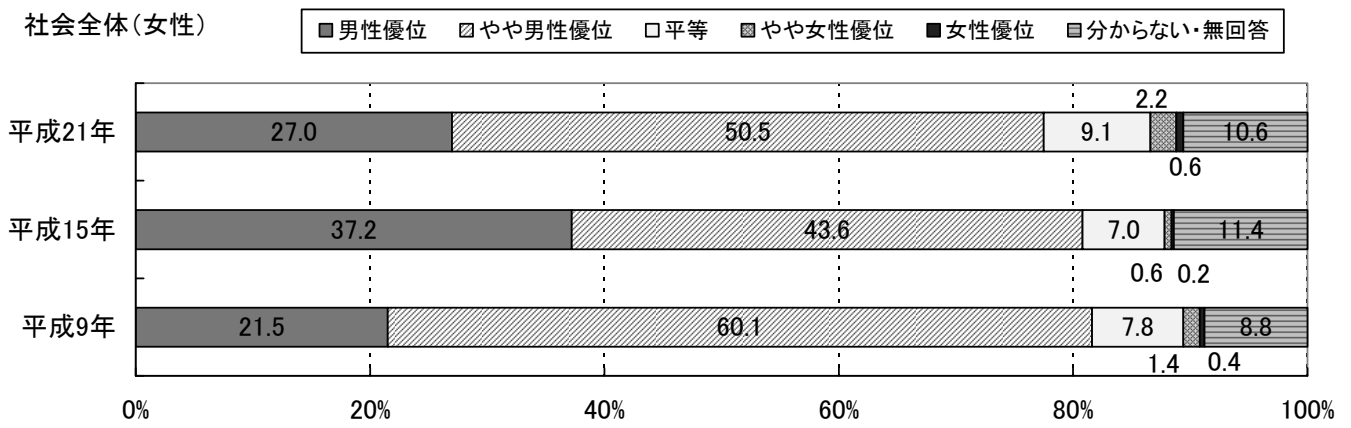
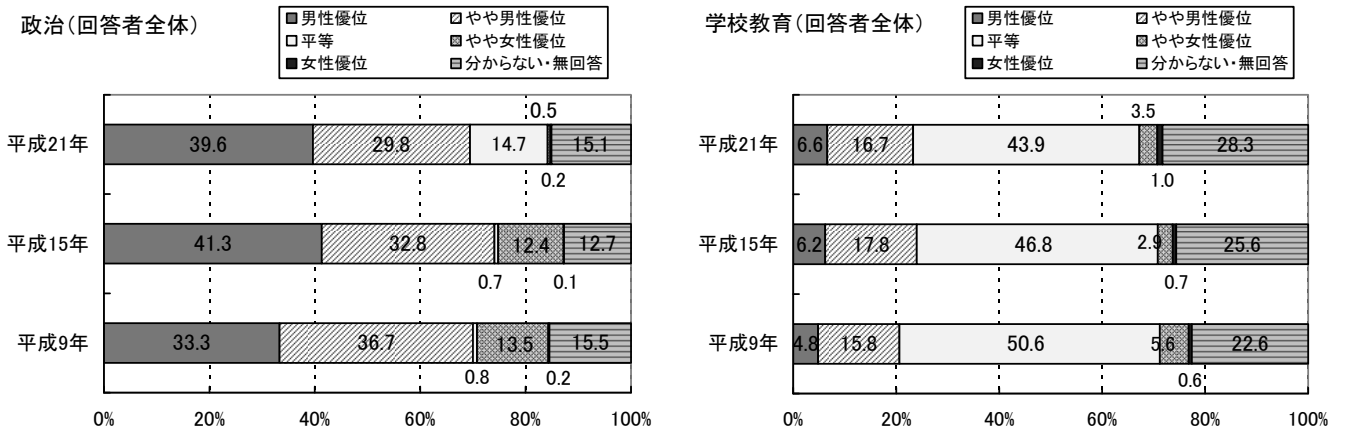
資料：青少年・男女共同参画課「青森県男女共同参画に関する意識調査」

(2) 男女の平等意識

平成 21 年の「青森県男女共同参画に関する意識調査」によると、日常生活のあらゆる場面における男女の地位について男性が優位と感じる割合が最も高かったのは政治の場で、「男性優位」又は「やや男性優位」を合わせると 69.4% となった。また、男女が平等と感じる割合が最も高かったのは学校教育の場で、43.9% が平等と感じているという結果となった。

男女別にみると、社会全体における男女の地位について「男性優位」と感じる人が女性で 37.2%（平成 15 年）から 27.0%（平成 21 年）に、男性で 18.6%（平成 15 年）から 15.5%（平成 21 年）に減少している。

図8 男女の地位に関する意識



資料：青少年・男女共同参画課「青森県男女共同参画に関する意識調査」

(3) 市町村における条例の策定状況

八戸市が平成13年9月に「八戸市男女共同参画基本条例」を公布（同年10月施行）している。

表11 男女共同参画に関する条例の策定状況

(平成24年4月1日現在)

市町村	条例名称	可決日	公布日	施行日
八戸市	八戸市男女共同参画基本条例	平成13年9月20日	平成13年9月27日	平成13年10月1日

資料：青少年・男女共同参画課

(4) 市町村における基本計画の策定状況

平成24年10月1日現在、39市町村において男女共同参画基本計画を策定している。

市町村における男女共同参画に関する基本計画の策定及び更新について、各市町村へ直接働きかけているほか、市町村男女共同参画行政担当課長会議を通じ協力要請している。

表12 男女共同参画基本計画の策定状況

(平成24年10月1日現在)

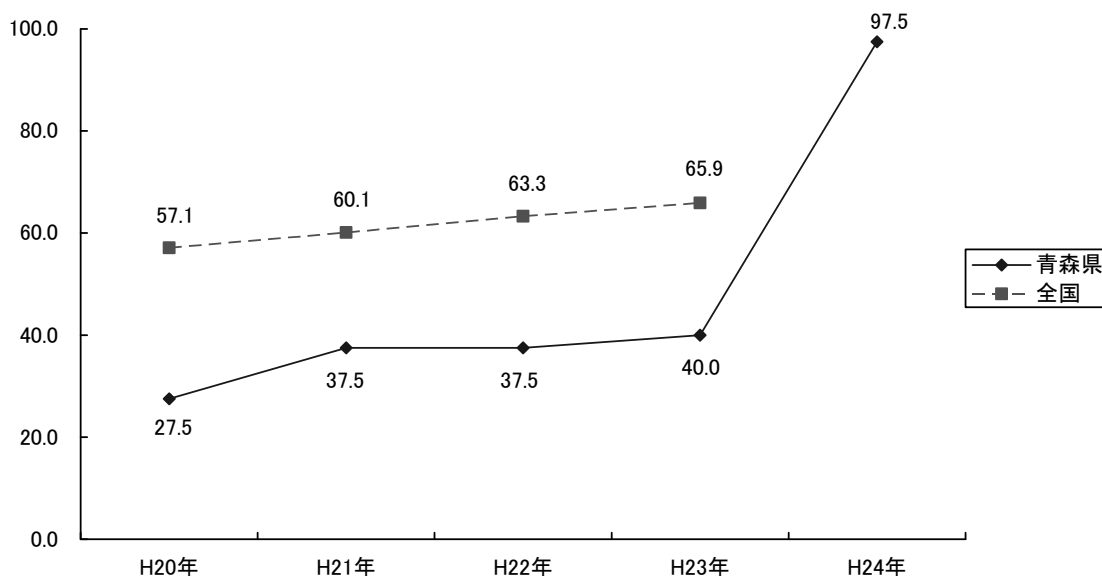
市町村名	男女共同参画に関する基本計画等	計画等の始期
青森市	(今年度中に策定予定)	—
弘前市	弘前市男女共同参画プラン	平成24年4月
八戸市	第3次八戸市男女共同参画基本計画 ～男女共同参画社会をめざすはちのへプラン2012～	平成24年4月
黒石市	第2次くろいし男女共同参画推進プラン	平成24年4月
五所川原市	五所川原市男女共同参画計画	平成24年6月
十和田市	第2次十和田市男女共同参画社会推進計画 ～「女(ひと)と男(ひと)」がともに輝くまち～	平成24年4月
三沢市	第2次みさわハーモニープラン ～男女共同参画社会をめざして～	平成24年4月
むつ市	むつ市男女共同参画推進基本計画 ～むつみあいプラン～	平成15年4月
つがる市	つがる市男女共同参画プラン ～人間(ひと)を尊重し、思いやりと優しさにあふれるまち～	平成19年4月
平川市	第2次平川市男女共同参画推進プラン ～互いに認め、支えあう、男女(ひと)がきらめく平川市～	平成24年4月
平内町	第2次平内町男女共同参画プラン	平成24年4月
今別町	今別町男女共同参画推進計画	平成20年4月
蓬田村	蓬田村男女共同参画推進計画 ～男女がともに参画する地域社会をめざして～	平成22年12月
外ヶ浜町	外ヶ浜町男女共同参画推進計画	平成23年6月
鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町男女共同参画推進プラン ～尊重・参画・連携協働による良好な関係構築をめざして～	平成24年4月
深浦町	深浦町男女共同参画推進プラン	平成24年4月
西目屋村	西目屋村男女共同参画推進計画	平成23年10月
藤崎町	藤崎町男女共同参画推進計画	平成23年9月
大鰐町	大鰐町男女共同参画推進計画	平成23年11月
田舎館村	田舎館村男女共同参画推進計画	平成23年11月
板柳町	板柳町男女共同参画推進計画	平成24年4月
鶴田町	鶴田町男女共同参画推進計画	平成24年4月
中泊町	中泊町男女共同参画推進プラン ～豊かで活力ある男女共同参画社会をめざして～	平成24年1月
野辺地町	野辺地町男女共同参画基本計画 ～お互いを理解・尊重し協働で創る明るく元気ある未来～	平成24年4月
七戸町	七戸町男女共同参画基本計画 ～心と心をつなぐ思いやりのある暮らし～	平成21年4月
六戸町	六戸町男女共同参画推進計画	平成24年4月
横浜町	横浜町男女共同参画基本計画	平成24年4月
東北町	東北町男女共同参画プラン ～“あきらめ”から“チャレンジ”のステージへ～	平成24年4月
六ヶ所村	六ヶ所村男女共同参画社会基本計画 ～男女共同で 繋ぐこころ 地域の和～	平成23年4月

市町村名	男女共同参画に関する基本計画等	計画等の始期
おいらせ町	おいらせ町男女共同参画プラン ～自分らしく一人ひとりが輝くまち 共にささえ 共に暮らす 笑顔あふれるまち～	平成 21 年 4 月
大間町	大間町男女共同参画推進計画	平成 23 年 9 月
東通村	東通村男女共同参画推進計画	平成 21 年 4 月
風間浦村	風間浦村男女共同参画推進計画	平成 23 年 10 月
佐井村	佐井村男女共同参画社会基本計画 ～女性がいきいきと活躍するむら～	平成 23 年 10 月
三戸町	三戸町男女共同参画社会基本計画 ～女性が活躍できるステージ さんのへ～	平成 23 年 3 月
五戸町	五戸町男女共同参画推進計画	平成 23 年 11 月
田子町	田子町男女共同参画計画 ～手をつなぎ 共に歩もう ゆとりと活気のある町(たっこ)～	平成 24 年 4 月
南部町	南部町男女共同参画社会基本計画 ～人権の尊重と男女共同参画社会を目指して～	平成 21 年 4 月
階上町	階上町男女共同参画推進プラン ～“自分らしく”男女がともに輝けるまちをめざして～	平成 24 年 4 月
新郷村	新郷村男女共同参画推進計画	平成 23 年 11 月

資料：青少年・男女共同参画課

図 9 市町村における男女共同参画基本計画策定割合

(全国は平成 23 年 4 月 1 日現在の数字が最新)



※各年度 4 月 1 日現在。ただし、青森県の H24 年は 10 月 1 日現在。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」



## 2 法律、制度の理解促進

### (1) 男女共同参画週間

男女の固定的な性別役割分担意識に根差した家庭や職場、地域社会など多くの場面で見られる男女間格差の問題を解消していくためには、意識の改革が最も重要である。

県では、国の男女共同参画週間（6月23日～29日）に合わせ、男女共同参画社会づくりに対する県民の理解を深めることを目的としたラジオ広報を実施したほか、地元紙に男女共同参画に関する普及啓発を内容とする新聞広告を掲載した。

男女共同参画センターでは、地域パートナーセッション事前学習会（公開講座）、オープンカレッジとして国際協力について男女共同参画の視点で考える講座や、男女共同参画検定、男女共同参画意識調査等のイベント出前啓発事業を実施したほか、貸館利用者への啓発リーフレットを配布した。

### (2) 農山漁村女性の日

農林水産省が主唱し、昭和63年度から3月10日を「農山漁村女性の日」として設定している。毎年、「農山漁村女性の日」青森県大会を開催し、農山漁村の男女が対等なパートナーとして、農林漁業経営や地域活動に参画することが日常になるような社会的気運の醸成を図るため、啓発活動を行っている。この記念行事を核に、県内の農山漁村の女性団体が中心となり、各地域でも農山漁村における男女共同参画の推進を図るため、様々な活動を展開している。

※「農山漁村女性の日」は女性が有する「知恵」、「技」、「経験」、この3つをトータル（10）に発揮することを願って3月10日としている。

## 第2節 男性にとっての男女共同参画の推進

### 1 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進

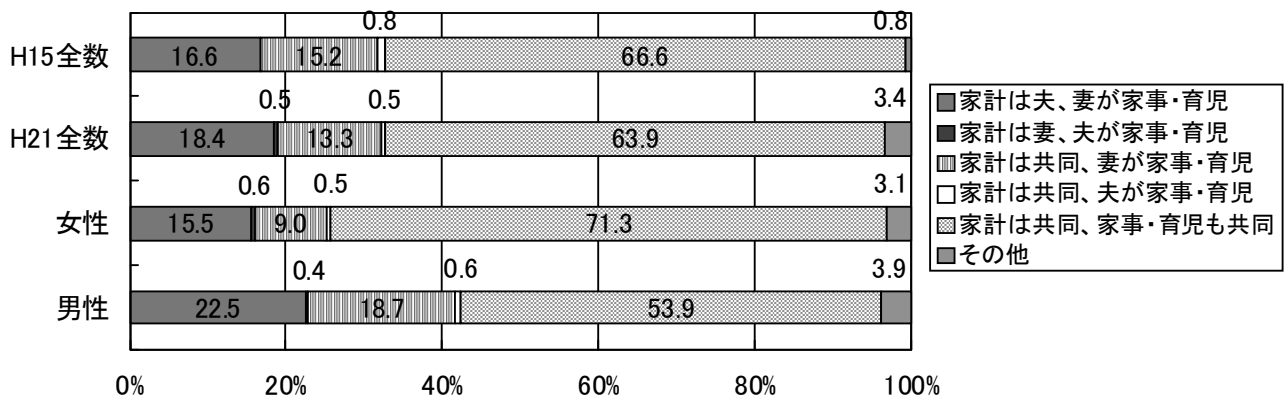
#### (1) 家事・育児の理想と現実

平成21年に県が行った「青森県男女共同参画に関する意識調査」によると、家事・育児に関わる家庭内での夫婦の役割分担について、実際に「家計は共同、家事・育児も共同」であるとした人は回答者の20.2%（女性回答者の18.2%、男性回答者の22.8%）であり、前回（平成15年）の調査より3.7%減少している。また、家事・育児は妻が行っているとしたのが72.3%（女性回答者の73.2%、男性回答者の71.2%）で前回調査と同数であり、家事・育児は夫が行っているとしたのが1.7%（女性回答者の1.2%、男性回答者の2.0%）であり、前回調査より0.6%増加している。

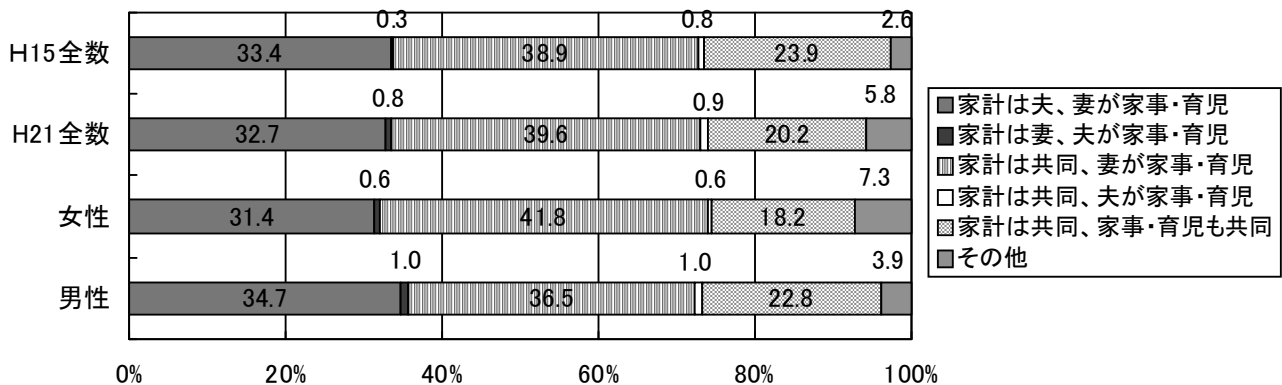
一方、理想とする状態については、回答者の63.9%（女性回答者の71.3%、男性回答者の53.9%）が「家計は共同、家事・育児も共同」が理想としており、理想と現実には大きな差が見られ、その差は女性の方が男性よりも大きい。

図10 夫婦の役割分担の理想と現実（全数・男女別）

#### < 理想 >



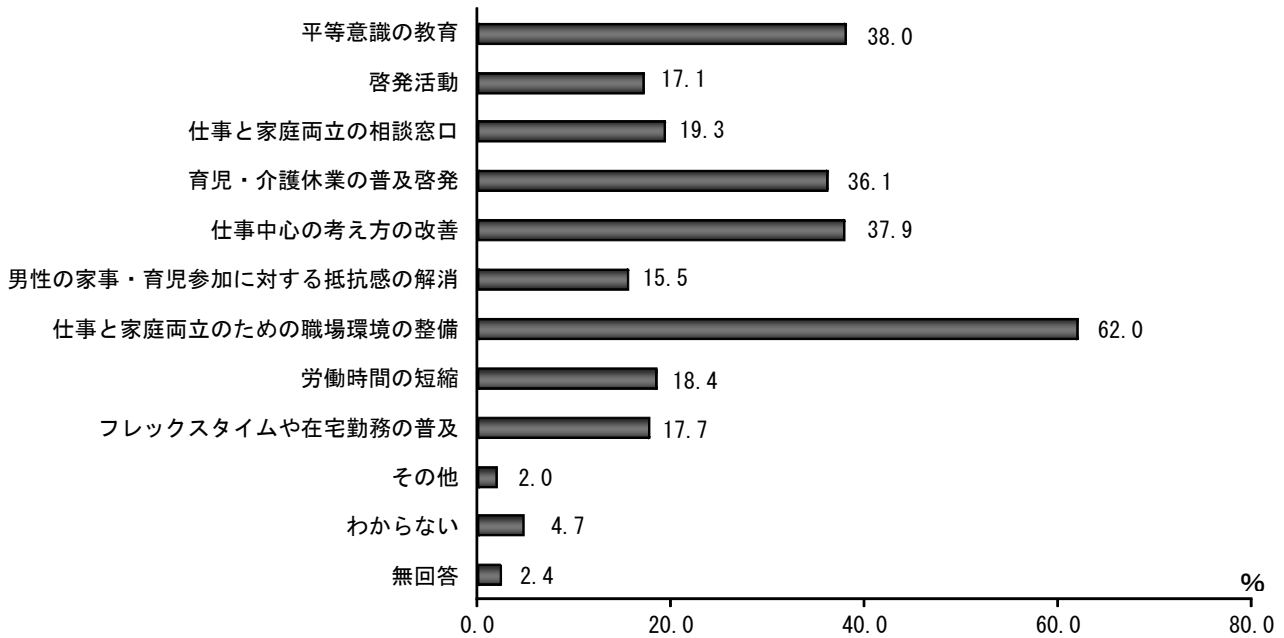
#### < 現実 >



資料: 青少年・男女共同参画課「青森県男女共同参画に関する意識調査」

また、同調査で「男性が家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか」という質問では、「仕事と家庭両立のための職場環境の整備」が62.0%で最も多く、次いで「平等意識の教育」が38.0%、「仕事中心の考え方の改善」が37.9%、「育児・介護休業の普及啓発」が36.1%となっている。

図11 男性の家事等への参加に必要なこと



資料: 青少年・男女共同参画課「青森県男女共同参画に関する意識調査」

### 第3節 男女共同参画に関する教育・学習の機会の充実

#### 1 保育や教育の場における男女共同参画の推進

##### (1) 学校教育における男女共同参画の推進

学校（園）では、教育活動全体を通して、幼児・児童・生徒が互いにその人格を尊重し、思いやりの気持ちをもって協力し合うとともに、その個性と能力を十分に発揮することができるよう発達段階に応じた指導に努めている。

学校生活における慣習や慣例の中に、無意識のうちに性別による役割分担がないかどうか見つめ直し、個々の適性や能力を尊重した教育を進めるよう配慮している。

##### (2) 高等学校の生徒在籍及び進学等状況

平成23年5月1日現在の高等学校数は本校85校、分校9校、計94校で全日制課程82校、定時制課程12校となっているが、女子のみが在籍する学校数は3校（私立3校）である。

生徒数は40,606人、うち女子が20,101人（49.5%）、男子が20,505人（50.5%）で、学科別在籍数をみると、女子は普通科在籍者が最も多く、次いで商業科、総合学科、男子は普通科、工業科、商業科の順になっている。

表13 高等学校の生徒の学科別在籍状況

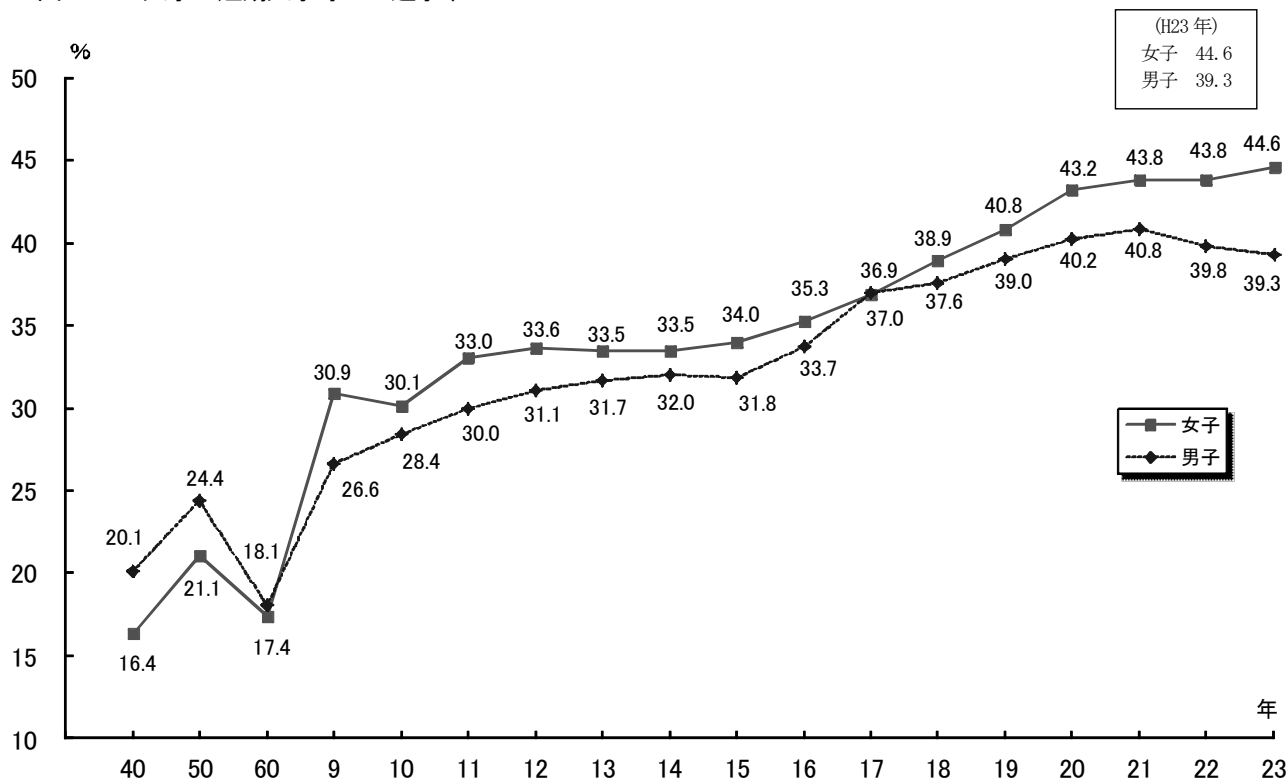
（平成23年5月1日現在）

	女 子			男 子			合 計
	全日制	定時制	計	全日制	定時制	計	
普 通	11,602人	548人	12,150人(60.4%)	10,149人	511人	10,660人(52.0%)	22,810人(56.2%)
農 業	888人	0人	888人( 4.4%)	1,207人	0人	1,207人( 5.9%)	2,095人( 5.2%)
工 業	591人	18人	609人( 3.0%)	4,921人	135人	5,056人(24.7%)	5,665人(14.0%)
商 業	2,346人	0人	2,346人(11.7%)	1,308人	0人	1,308人( 6.4%)	3,654人( 9.0%)
水 産	137人	0人	137人( 0.7%)	268人	0人	268人( 1.3%)	405人( 1.0%)
家 庭	1,089人	0人	1,089人( 5.4%)	194人	0人	194人( 0.9%)	1,283人( 3.2%)
看 護	220人	0人	220人( 1.1%)	5人	0人	5人( 0.0%)	225人( 0.6%)
情 報	27人	0人	27人( 0.1%)	56人	0人	56人( 0.3%)	83人( 0.2%)
福 祉	150人	0人	150人( 0.7%)	51人	0人	51人( 0.2%)	201人( 0.5%)
その他	751人	0人	751人( 3.7%)	486人	0人	486人( 2.4%)	1,237人( 3.0%)
総 合	1,734人	0人	1,734人( 8.6%)	1,214人	0人	1,214人( 5.9%)	2,948人( 7.3%)
計	19,535人	566人	20,101人(100%)	19,859人	646人	20,505人(100%)	40,606人(100%)

資料：青森県教育委員会「学校一覧」を参考とし算出

高等学校卒業者の大学・短期大学等への女子の進学率の推移をみると、平成12年度以降はほぼ横ばいとなっていたが、平成15年度以降は上昇傾向にある。

図12 大学・短期大学等への進学率



平成23年度の進学者数を学校種別にみると、大学への進学者数は4,519人で、うち女子は2,017人で44.6%を占めている。また、短期大学への進学者数は910人で、うち女子が808人で88.8%を占め、短期大学については女子の進学者が圧倒的に多くなっている。

学部学科別にみた女子の比率は、大学では社会科学、保健、人文科学への進学者で63.8%を占め、短期大学では教育、家政、保健で80.4%を占めている。

表14 高等学校卒業者の進学状況

(平成23年5月1日現在)

区分	平成23年3月 高等学校 卒業生数	進学者数		左の学校種別別進学者数					
				大学(学部)		短期大学(本科)		その他	
		進学率	割合	割合	割合	割合	割合		
女子	6,507人	2,903人	(52.2%) 44.6%	2,017人	(44.6%) 31.0%	808人	(88.8%) 12.4%	78人	(59.1%) 1.2%
男子	6,760人	2,658人	(47.8%) 39.3%	2,502人	(55.4%) 37.0%	102人	(11.2%) 1.5%	54人	(40.9%) 0.8%
計	13,267人	5,561人	(100%) 41.9%	4,519人	(100%) 34.1%	910人	(100%) 6.9%	132人	(100%) 1.0%

資料：教育政策課「高等学校等卒業者の進路状況」を参考とし算出

表 15 進学者の学部学科別比率

(平成 23 年 5 月 1 日現在)

大学 (学部)				短期大学 (本科)			
女 子		男 子		女 子		男 子	
社会科学	23.8%	社会科学	32.9%	教 育	34.5%	社会科学	39.2%
保 健	20.3%	工 学	29.7%	家 政	26.9%	教 育	26.5%
人文科学	19.6%	保 健	9.4%	保 健	19.1%	保 健	15.7%
教 育	11.9%	教 育	8.5%	社会科学	10.5%	家 政	8.8%
家 政	7.8%	人文科学	8.3%	人文科学	5.7%	農 学	2.9%
工 学	5.7%	理 学	4.4%	芸 術	2.4%	芸 術	2.9%
農 学	3.9%	農 学	3.6%	工 学	0.1%	工 学	2.0%
芸 術	2.8%	家 政	0.8%	農 学	0.1%	人文科学	1.0%
そ の 他	4.1%	そ の 他	2.3%	そ の 他	0.7%	そ の 他	1.0%

資料：教育政策課「高等学校等卒業者の進路状況」を参考とし算出

## (3) 大学・短期大学の在学状況

県内の大学数は国立 1 校、公立 2 校、私立 8 校、短期大学数は私立 6 校で、このうち、女子校は大学・短期大学で各 1 校となっている。

学生数は、大学が 15,229 人で、女子 6,553 人 (43.0%)、男子 8,676 人 (57.0%)、短期大学が 1,936 人で、女子 1,668 人 (86.2%)、男子 268 人 (13.8%) となっており、女子は大学では 4 割、短期大学では 8 割超となっている。

区分別にみると、国立大学では女子 43.6%、男子 56.4%、公立大学では女子 58.2%、男子 41.8%、私立大学では女子 37.6%、男子 62.4%、また、短期大学 (私立) では女子 86.2%、男子 13.8%の在学状況となっている。

表 16 大学・短期大学の設置者別在学状況

(平成 23 年 5 月 1 日現在)

区分	女 子				男 子				合 計
	国立	公立	私立	小計	国立	公立	私立	小計	
大学	2,665 人 (40.7%)	1,304 人 (19.9%)	2,584 人 (39.4%)	6,553 人	3,447 人 (39.7%)	936 人 (10.8%)	4,293 人 (49.5%)	8,676 人	15,229 人
短期 大学	-	-	1,668 人 (100%)	1,668 人	-	-	268 人 (100%)	268 人	1,936 人

資料：総務学事課

## 2 家庭や地域における男女共同参画の推進

### (1) 家庭教育

近年の都市化や核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化など、家庭や家族を取り巻く社会状況の変化の中で、子育てに悩みや不安を抱える親が増えており、父親の家庭教育への参加や社会全体で子育てを支援する必要性が認識されるようになってきた。

このため、子育て中の親が、家庭教育のあり方や親の役割について学ぶ学習機会の充実を図るほか、父親の家庭教育参加を促進する集いを提供している。また、家庭教育相談員や家庭教育支援者により、子育てに悩みや不安を持つ親の相談に応じるとともに、家庭教育支援者の養成をしている。

家庭教育と子育ては密接不可分な関係にあり、教育分野だけでなく、保健、福祉、労働、男女共同参画など子育て支援に関係する分野が連携して支援をしていく必要がある。

### (2) 学校支援ボランティア

地域とのつながりが希薄化することにより、子どもたちは、多様な人の交わりの中で様々な経験をする機会が減少している。また、それとともに、地域の教育力も低下している。

このため、地域の大人が学校を支援する活動を通じて、地域の連帯感を形成するとともに、地域全体で子どもを育成する社会づくりを推進している。

表 17 学校支援ボランティアを導入している小・中学校の割合

年 度	割 合
平成 19 年度	77.6%
平成 20 年度	78.0%
平成 21 年度	80.6%
平成 22 年度	80.3%
平成 23 年度	82.7%

資料：生涯学習課

## 第4節 国際的視点に立った男女共同参画の推進

### 1 国際規範・国際基準の理解・普及

#### (1) 国際交流

##### ① 国際交流ボランティア

青森県国際交流協会における通訳やホームステイ等のボランティア活動を行っている。

表18 国際交流ボランティア登録者数

区 分	登録者数	女 性	男 性
平成19年度	243 人	187 人	56 人
平成20年度	319 人	237 人	82 人
平成21年度	354 人	264 人	90 人
平成22年度	385 人	289 人	96 人
平成23年度	428 人	326 人	102 人

資料：青森県国際交流協会

##### ② 外国青年招致事業

国際時代に対応した行政施策の推進、語学指導等を行うため、県、県教育委員会、市町村等に国際交流員（C I R）、外国語指導助手（A L T）を配置している。この事業を通じ、指導する側もされる側もお互いに国際的視野を広げ、男女共同参画にも寄与すると考えられる。

表19 外国青年招致人数

区 分	招致人数	女 性	男 性
平成19年度	121人	56人	65人
平成20年度	115人	54人	61人
平成21年度	117人	60人	57人
平成22年度	121人	62人	59人
平成23年度	123人	57人	66人

資料：国際経済課



(2) 国際協力

① 青年海外協力活動促進事業

開発途上国からの技術養成により国際協力機構（JICA）が実施する青年海外協力隊等の派遣事業に対し、県が啓発・募集等について協力している。

表 20 青年海外協力隊員等派遣人数等

区 分	募集回数	説明会	派遣人数	女性	男性
平成 19 年度	年 2 回	年 2 回	15 人	7 人	8 人
平成 20 年度	年 2 回	年 2 回	14 人	8 人	6 人
平成 21 年度	年 2 回	年 2 回	14 人	6 人	8 人
平成 22 年度	年 2 回	年 2 回	25 人	17 人	8 人
平成 23 年度	年 2 回	年 2 回	8 人	5 人	3 人

資料：国際経済課

## 第3章 職場・家庭における男女共同参画の実現

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、家事・育児・介護などにおける男女共同参画を促進するため、普及啓発や支援等の充実を図っている。

- 1 一般労働者の平成23年の所定内給与額は、女性が男性の約73.3%。産業別にみると最も男女間格差が少ないのがサービス業の71.8%、最も格差が大きいのが製造業の60.1%。
- 2 平成23年度青森労働局雇用均等室によせられた相談件数は、233件で昨年度より75件の減少。妊娠・出産に関連する相談は増加。
- 3 家族経営協定を締結している農家は、平成24年3月末現在956戸。平成10年度(58戸)の約16.5倍に増加。

### 第1節 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

#### 1 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇確保のためのポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進

##### (1) 男女雇用機会均等法の定着促進

男女雇用機会均等法（以下、「均等法」という。）が施行されて26年が経過し、この間女性の雇用者数の増加、勤続年数の伸長、職域の拡大等、女性の就業に関する国民一般の意識や企業の取組も変化した。

しかし、妊娠・出産を理由とする解雇・退職勧奨などの不利益取扱いや職場におけるセクシュアル・ハラスメント等、均等法違反が疑われる事例も依然としてみられ、一方、管理職に就く女性の割合は低い等、雇用の分野における男女間の格差が未だみられるところである。

このような状況の下、労働者が性別により差別されることなく、かつ、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することを目的に男女雇用機会均等法が改正され、平成19年4月1日より施行されている。

平成23年度、青森労働局雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法の相談件数は233件であり、均等法第29条に基づく是正指導を行った件数は264件であった。

相談事項で多かったのは、「セクシュアル・ハラスメント防止」関係で80件、「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」関係が51件、「母性健康管理」関係が45件であった。相談者の内訳は、女性労働者が128件（54.9%）、男性労働者が1件（0.4%）、事業主が51件（21.9%）、その他が53件（22.7%）であり、女性労働者からの相談が最も多くなっている。

均等法第29条に基づく是正指導は「セクシュアル・ハラスメント防止対策」関係が全体の66.3%を占めていた。

表 21 男女雇用機会均等法の相談、指導等状況

事 項	平成 22 年度		平成 23 年度	
	相 談	均等法第 29 条に 基づく是正指導	相 談	均等法第 29 条に 基づく是正指導
募集・採用関係	7 件	1.5%	7 件	0.8%
配置・昇進・降格・教育訓練関係	9 件	0.5%	1 件	0.8%
福利厚生関係	1 件	0%	0 件	0%
定年・退職・解雇・労働契約の更新等関係	4 件	0%	2 件	0%
間接差別	3 件	0%	0 件	0%
ポジティブ・アクション関係	0 件	—	1 件	—
妊娠等を理由とする不利益取扱	43 件	2.0%	51 件	0%
セクシュアル・ハラスメント防止対策関係	168 件	65.9%	80 件	66.3%
母性健康管理関係	24 件	30.2%	45 件	32.2%
深夜業に従事する女性労働者に対する措置	0 件	0%	0 件	0%
その他	49 件	—	46 件	—
計	308 件	100%	233 件	100%
女性労働者	130 件		128 件	
男性労働者	20 件		1 件	
事業主	70 件		51 件	
その他	88 件		53 件	

資料：青森労働局雇用均等室

## 2 女性の継続就業の推進

本県における 15 歳以上の人口（平成 22 年国勢調査）は 1,196,355 人で、女性は 640,831 人、男性は 555,524 人となっている。

女性労働力人口（15 歳以上人口のうち就業者と完全失業者の合計）は、309,400 人で、労働力人口総数に占める割合は 44.0%である。

女性 15 歳以上人口は、平成 17 年から平成 22 年までの間に 19,107 人（3.0%）減少した。女性労働力人口も 17,117 人（5.5%）減少し、女性労働力率（15 歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、平成 22 年は 48.8%と前回に比べ 1.1 ポイント減少している。

表 22 15 歳以上人口、労働力人口、非労働力人口

男女別	年次	15 歳以上人口	労働力人口	非労働力人口	労働力率	労働力人口の 男女別構成比
総数	平成 12 年	1,251,760 人	771,302 人	472,373 人	62.0%	100%
	平成 17 年	1,237,418 人	748,122 人	475,552 人	61.1%	100%
	平成 22 年	1,196,355 人	702,668 人	479,058 人	59.5%	100%
女性	平成 12 年	663,340 人	331,457 人	328,432 人	50.2%	43.0%
	平成 17 年	659,938 人	326,517 人	327,845 人	49.9%	43.6%
	平成 22 年	640,831 人	309,400 人	323,984 人	48.8%	44.0%
男性	平成 12 年	588,420 人	439,845 人	143,941 人	75.3%	57.0%
	平成 17 年	577,480 人	421,605 人	147,707 人	74.1%	56.4%
	平成 22 年	555,524 人	393,268 人	155,074 人	71.7%	56.0%

(注)「労働力人口」と「非労働力人口」の計が「15 歳以上人口」と一致しないのは<不祥>分があるため。 資料：総務省「国勢調査」

#### (1) 女性就業者の年齢構成

女性労働力人口を年齢階級別にみると、平成 17 年に比べ、35～39 歳、60～64 歳の階級で増加しているが、他の階級では減少している。

男女別の年齢階級別労働力率をみると、男性が 20 歳代後半から 50 歳代までを山とする台形を描くのに対し、女性は 30 歳代を谷とする M 字カーブを描いており、これは本県のみならず、日本の女性労働力率の特徴となっている。

本県の女性の労働力率は、20 歳以上の年代においては全国の女性より高く、M 字カーブも緩やかである。

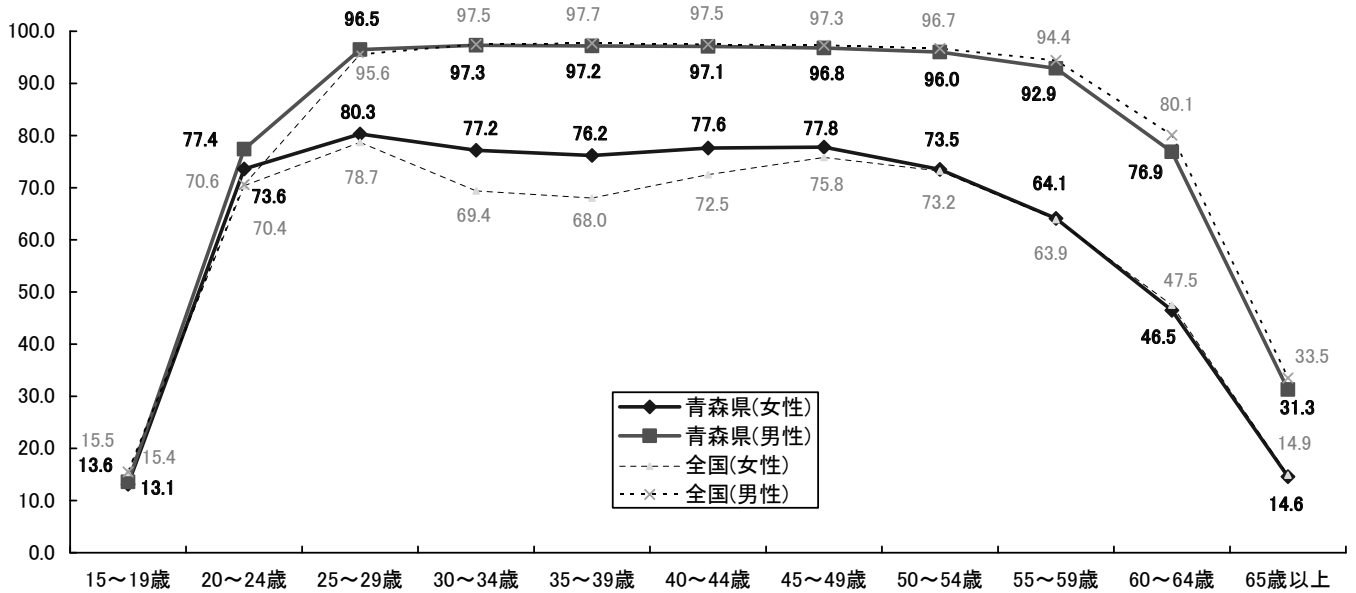
表 23 女性の年齢階級別労働力人口

年次 年齢階級別	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	労働力人口	割合	労働力人口	割合	労働力人口	割合
総 数	331,457 人	100%	326,517 人	100%	309,400 人	100%
15 歳～19 歳	6,646 人	2.0%	5,840 人	1.8%	4,278 人	1.4%
20 歳～24 歳	29,865 人	9.0%	25,850 人	8.0%	20,056 人	6.5%
25 歳～29 歳	32,920 人	9.9%	30,387 人	9.3%	25,581 人	8.3%
30 歳～34 歳	28,876 人	8.7%	31,906 人	9.8%	29,240 人	9.4%
35 歳～39 歳	31,529 人	9.5%	31,272 人	9.6%	33,188 人	10.7%
40 歳～44 歳	36,848 人	11.1%	34,524 人	10.6%	33,346 人	10.8%
45 歳～49 歳	42,703 人	12.9%	37,252 人	11.4%	34,822 人	11.3%
50 歳～54 歳	42,235 人	12.8%	40,092 人	12.3%	35,431 人	11.4%
55 歳～59 歳	30,296 人	9.1%	37,403 人	11.5%	35,489 人	11.5%
60 歳～64 歳	21,399 人	6.5%	20,934 人	6.4%	27,272 人	8.8%
65 歳以上	28,140 人	8.5%	31,057 人	9.6%	30,697 人	9.9%

資料：総務省「国勢調査」

図 13 本県における男女別・年齢階級別労働力率

(平成 22 年)



資料：総務省「国勢調査」

## (2) 女性就業者の推移

平成22年の本県女性労働力人口は309,400人で、女性就業者は287,865人、完全失業者は21,535人となっている。

従来、女性の労働は農業を中心とした家族労働が大きな部分を占めていたが、近年の産業構造の変化、高学歴化などにより、卸売業、小売業、サービス業を中心とする第3次産業に従事する割合が大きくなっている。

表24 女性就業者の推移

区 分	就業者数			増加率		産業別割合		
	平成12年	平成17年	平成22年	12~17	17~22	平成12年	平成17年	平成22年
総 数	729,472人	685,401人	639,584人	△6.0%	△6.7%			
女 性	315,474人	304,052人	287,865人	△3.6%	△5.3%	100%	100%	100%
第1次産業	47,729人	43,348人	34,969人	△9.2%	△19.3%	15.1%	14.3%	12.1%
第2次産業	58,927人	43,890人	37,071人	△25.5%	△15.5%	18.7%	14.4%	12.9%
第3次産業	207,339人	214,158人	208,445人	3.3%	△2.7%	65.7%	70.4%	72.4%
分類不能	1,479人	2,656人	7,380人	—	—	0.5%	0.9%	2.6%

資料：総務省「国勢調査」

## (3) 女性労働者の賃金状況

平成23年の賃金構造基本統計調査によると、本県の女性の所定内給与額の平均は181,600円となっており、男性の所定内給与額の73.3%となっている。

また、全国の女性の所定内給与額の平均は231,900円となっており、男性の所定内給与額の70.6%となっている。

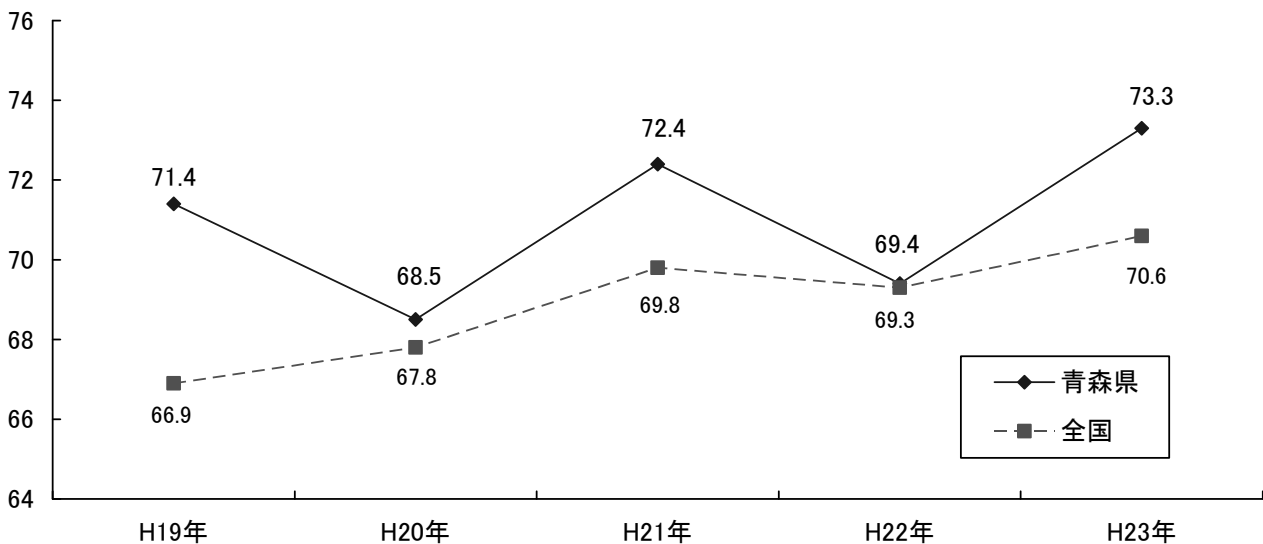
表25 男女別一般労働者の所定内給与額（平均）

（平成23年）

区 分	青森県		女性の水準 (男=100)	全 国		女性の水準 (男=100)
	所定内給与額			所定内給与額		
	女性	男性		女性	男性	
産 業 計	181,600円	247,800円	73.3%	231,900円	328,300円	70.6%
建 設 業	171,600円	243,500円	70.5%	224,000円	325,300円	68.9%
製 造 業	140,500円	233,900円	60.1%	200,400円	314,800円	63.7%
卸売・小売業	173,300円	254,400円	68.1%	213,400円	323,400円	66.0%
金融・保険業	239,200円	388,500円	61.6%	268,200円	492,300円	54.5%
サービス業	149,200円	207,900円	71.8%	207,300円	274,800円	75.4%

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

図 14 一般労働者の男女間所定内給与額格差の推移（男性=100として算出）



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

### 3 職業紹介（平成 23 年度）

#### (1) 一般職業紹介状況

##### ① 新規求職

新規求職者（パートタイム除く）は 94,204 人となり、対前年度比 4.9%減少した。このうち、女性は 37,151 人で同 0.9%減少した。

##### ② 新規求人

新規求人数は（パートタイム除く）は 55,261 人となり、対前年度比 15.9%増加した。また、常用求人数は同 14.9%の増加、臨時・季節求人数は同 20.9%の増加、パート求人数は同 6.3%の増加となった。

##### ③ 就職

就職者数は 25,389 人となり、前年度より 5.3%増加した。このうち、女性は 10,916 人で同 4.8%増加した。

また、常用就職者数は同 7.3%の増加、臨時・季節就職者数は同 2.2%の減少、パート就職者数は同 1.2%の増加となった。また、就職率（パートタイム除く）で同 2.7ポイント上昇の 27.0%、女性では同 1.6ポイント上昇の 29.4%となった。

表 26 一般職業紹介状況（パートを除く総数）

年度	新規求職申込件数			新規 求人数	就職件数				
	総数	女性	男性		総数	女性	男性	県内	県外
平成 22 年度	99,098 件	37,478 件	61,427 件	47,665 人	24,111 件	10,421 件	13,645 件	21,589 件	2,522 件
平成 23 年度	94,204 件	37,151 件	56,970 件	55,261 人	25,389 件	10,916 件	14,447 件	22,652 件	2,737 件
対前年比	95.1%	99.1%	92.7%	115.9%	105.3%	104.8%	105.9%	104.9%	108.5%

資料：青森労働局職業安定部

表 27 臨時・季節労働者職業紹介状況

年度	新規求職申込件数			新規求人数	紹介件数
	総数	女性	男性		
平成 22 年度	22,920 件	5,457 件	17,463 件	8,602 人	14,946 件
平成 23 年度	20,219 件	4,693 件	15,525 件	10,396 人	13,901 件
対前年比	88.2%	86.0%	88.9%	120.9%	93.0%

就職件数			県内の就職者数			県外の就職者数		
総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性
5,063 件	1,574 件	3,482 件	4,249 件	1,355 件	2,887 件	814 件	219 件	595 件
4,951 件	1,584 件	3,358 件	4,356 件	1,422 件	2,926 件	595 件	162 件	432 件
97.8%	100.6%	96.4%	102.5%	104.9%	101.4%	73.1%	74.0%	72.6%

資料：青森労働局職業安定部

表 28 パートタイマー職業紹介状況

年度	新規求職者数	新規求人数	就職件数
平成 22 年度	27,904 人	33,852 人	15,576 人
平成 23 年度	27,065 人	35,994 人	15,762 人
対前年比	97.0%	106.3%	101.2%

資料：青森労働局職業安定部

表 29 県内外別求人・求職の構成（パートを除く）

年度	求職者数	求人数		就職件数		求人構成		就職構成	
		県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外
平成 22 年度	99,098 人	47,665 人	193,496 人	21,589 人	2,522 人	19.8%	80.2%	89.5%	10.5%
平成 23 年度	94,204 人	55,216 人		22,652 人	2,737 人	100%		89.2%	10.8%
対前年比	95.1%	115.9%		104.9%	108.5%	—	—	—	—

資料：青森労働局職業安定部

(2) 新規学校卒業者職業紹介状況

高等学校卒業者は、前年度 13,890 人に比べて 13,945 人と 0.4%増加し、就職内定者（平成 24 年 3 月末現在）は 3,280 人に比べ 3,364 人と 2.6%増加した。求人は前年度に比べ 6.1%減少しており、地域別では県内が 2.0%減少し、県外が 11.1%減少した。また、就職希望者の地域別内訳では県内が 4.6%の増加、県外が増減なしとなり、比率は県内が 58.4%（前年度 57.3%）と 3 年連続で県外を上回った。女性をみると就職希望者数は 5.2%増加し、地域別比率では県内が 67.0%と県外を上回った。



表 30 新規学卒求人就職状況（高等学校）

卒業年月	求人数(人)			就職希望者数(人)			県内の就職希望者数(人)			県外の就職希望者数(人)		
	全数	県内	県外	全数	女性	男性	全数	女性	男性	全数	女性	男性
22年3月	4,283	1,919	2,364	3,533	1,577	1,956	1,906	991	915	1,627	586	1,041
23年3月	4,148	2,300	1,848	3,613	1,602	2,011	2,071	1,044	1,027	1,542	558	984
24年3月	3,895	2,253	1,642	3,708	1,686	2,202	2,166	1,130	1,036	1,542	556	986
対前年比	93.9%	98.0%	88.9%	102.6%	105.2%	100.5%	104.6%	108.2%	100.9%	0%	99.6%	100.2%

資料：青森労働局職業安定部

#### 4 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

平成21年に実施した「青森県男女共同参画に関する意識調査」によると、セクシュアル・ハラスメントの被害経験の中では、「性的ジョーク（嫌がっているのに性に関する話やジョーク、冗談を聞かされた）」（29.7%）、「差別的な言い方（をされた）」（28.4%）、「容姿の中傷」（18.7%）、「結婚や出産の話題」（15.2%）となっており、このうち平成15年実施の調査から大きく増加したものは「性的ジョーク」（9.3%増）、「結婚や出産の話題」（7.3%増）であり、「差別的な言い方」は4.1%の減少となっている。

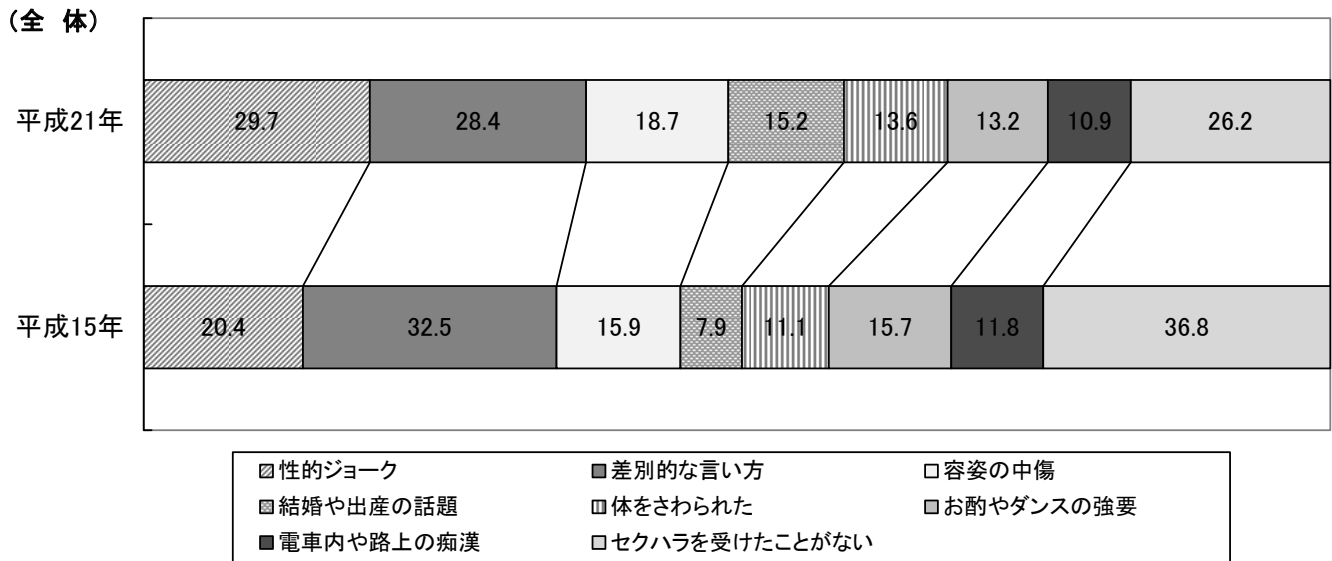
「セクシュアル・ハラスメントを受けたことがない」は、平成15年では36.8%であったが、平成21年では26.2%であり全体で10.6%の減少となっているが、特に男性ではその差が大きく、19.0%の減少となっている。

表 31 セクシュアル・ハラスメントの経験（複数回答あり）

被害経験	全体		女性		男性	
		平成15年		平成15年		平成15年
セクハラを受けたことがある	73.8%	63.2%	76.8%	72.3%	69.6%	50.6%
性的ジョーク	29.7%	20.4%	34.1%	24.3%	24.3%	15.1%
差別的な言い方	28.4%	32.5%	29.2%	38.8%	26.4%	24.6%
容姿の中傷	18.7%	15.9%	20.6%	19.7%	16.5%	11.4%
結婚や出産の話題	15.2%	7.9%	18.2%	10.2%	11.5%	5.0%
体をさわられた	13.6%	11.1%	21.5%	17.0%	3.2%	3.5%
お酌やダンスの強要	13.2%	15.7%	19.2%	22.5%	5.4%	7.0%
電車内や路上の痴漢	10.9%	11.8%	17.9%	18.8%	1.4%	2.7%
セクハラを受けたことがない	26.2%	36.8%	23.2%	27.7%	30.4%	49.4%

資料：青少年・男女共同参画課「青森県男女共同参画に関する意識調査」

図 15 セクシュアル・ハラスメントの経験（複数回答あり）



資料：青少年・男女共同参画課「青森県男女共同参画に関する意識調査」

## 5 女性のチャレンジ支援事業の推進

### (1) 公共職業能力開発

平成 24 年度における県立職業能力開発校は、青森市、弘前市、八戸市、むつ市に各 1 校の計 4 校あり、中卒者、高卒者及び離転職者を対象として訓練科延べ 12 科、訓練定員 455 名で職業訓練を実施している。

また、弘前市には県立障害者職業訓練校があり、訓練科は 3 科、訓練定員 40 名で職業訓練を実施している。

その他、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構立の職業能力開発施設として、東北職業能力開発大学校附属青森職業能力開発短期大学校（五所川原市）と青森県職業能力開発促進センター（青森市）が設置されている。

## 6 多様な働き方を可能とする就業条件の整備

### (1) 女性パートタイマーの状況

パートタイム労働者と通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保などを目的とする「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」と同法に基づく「パートタイム労働指針」では、事業主が行うべきパートタイム労働者の適正な労働条件の確保など、雇用管理の改善を図るための措置について定めている。

本県の女性パートタイマーの実態をみると、平均年齢 45.4 歳、平均勤続年数 5.9 年、1 日当たり所定内実労働時間 5.2 時間、1 時間当たり所定内給与額は 833 円となっている。

表 32 短時間労働者の労働実態

	産業計		製造業		卸売・小売業		宿泊業・飲食サービス業		サービス業 (他に分類されないもの)	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
平均年齢(歳)	45.4	47.7	49.8	50.8	44.3	50.2	41.6	29.1	49.0	49.6
平均勤続年数(年)	5.9	6.8	9.4	5.3	6.4	5.2	4.6	1.9	4.9	3.9
実労働日数(日)	19.4	18.3	17.7	11.7	20.5	21.2	18.5	18.1	17.6	14.7
1日当たり所定内 実労働時間数(時間)	5.2	5.1	6.4	6.6	5.1	3.4	5.0	5.1	5.1	6.0
1時間当たり所定内 給与額(円)	833	972	765	853	805	901	808	746	798	826
年間賞与その他特別 給与額(千円)	30.8	21.2	11.0	29.7	43.3	21.3	13.1	2.2	18.4	20.3

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成23年)

(2) 出稼労働者の状況

平成23年度の本県出稼労働者は3,434人で、前年度に比べ、率にして15.8%、実数で646人の減少となった。これを過去5年間の推移で見ると、平成19年度と比較して56.0%、4,378人ももの減少となっている。

表 33 出稼労働者数

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
女性	640人	525人	456人	335人	323人
対前年比	87.3%	82.0%	86.9%	73.5%	96.4%
男性	7,172人	5,854人	4,850人	3,745人	3,111人
対前年比	89.0%	81.6%	82.8%	77.2%	83.1%
計	7,812人	6,379人	5,306人	4,080人	3,434人
対前年比	88.8%	81.7%	83.2%	76.9%	84.2%

資料：青森労働局職業安定部

(3) 年間総労働時間

平成23年毎月勤労統計調査結果(事業所規模5人以上)によると、本県の年間総労働時間は1,857.6時間で、全国の1,747.2時間に比べ110.4時間多くなっている。

所定内労働時間は、1,744.8時間で、全国の1,627.2時間に比べ117.6時間多くなっている。

所定外労働時間は、112.8時間で、全国の120.0時間に比べ7.2時間少なくなっている。

年間出勤日数は、246.0日で、全国の228.0日に比べ18.0日多くなっている。

表 34 年間労働時間・出勤日数（事業所規模5人以上）

区 分	青 森 県			全 国		
	平成 22 年	平成 23 年	増減	平成 22 年	平成 23 年	増減
実労働時間	1,855.2 時間	1,857.2 時間	2.0 時間	1,754.4 時間	1,747.2 時間	△7.2 時間
所定内労働時間	1,744.8 時間	1,744.8 時間	0.0 時間	1,634.4 時間	1,627.2 時間	△7.2 時間
所定外労働時間	110.4 時間	112.8 時間	2.4 時間	120.0 時間	120.0 時間	0.0 時間
出勤日数	247.2 日	246.0 日	△1.2 日	228.0 日	228.0 日	0.0 日

資料：厚生労働省「平成 23 年 毎月勤労統計調査」

## 第2節 農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の促進

### 1 家族経営協定の締結促進

農林水産業は生産と生活が結びついていることから、農林漁家経済全体の把握が必要である。家計運営を担当する女性が、パソコン活用等により経営簿記・分析や労務管理を行い、データに基づく経営改善を主体的に実践してきている。

このような経営における女性の役割と位置づけを明確にするために、「家族経営協定」を文書で締結する農家が増えており、家族間で就業条件等の取り決めを行う家族経営協定締結農家数は、平成24年3月31日現在で956戸となっている。

また、平成23年度中に新規締結した70戸のうち、39歳以下の女性がいる農家は16戸となっている。

表35 家族経営協定締結戸数

年 度	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
締結戸数	715戸	773戸	830戸	886戸	956戸

資料：農林水産政策課

### 2 女性の経済的地位と能力の向上

#### (1) 農山漁村女性の起業等の支援

農山漁村女性による加工・直売や農家レストラン、各種体験受入等の起業活動が地域活性化や農林水産業振興の大きな原動力となっている。平成23年の女性起業数は357件（うちグループ209件、個人148件）に増加した。

ここ2～3年で、家族経営協定の締結等により女性が加工部門の導入にとどまらず、農家民宿の開業や各種体験受入などに取り組む事例が増えている。

また、過去1年間の売上金額で、1千万円以上の起業は78件で全体の22%となっている。一方、百万円未満は101件で全体の約28%となっている。

表36 農山漁村女性の起業経営体数

年 度	形 態	個人経営	グループ経営	合 計
平成19年度		123件(37.2%)	208件(62.8%)	331件
平成20年度		125件(36.0%)	222件(64.0%)	347件
平成21年度		133件(38.2%)	215件(61.8%)	348件
平成22年度		145件(41.1%)	208件(58.9%)	353件
平成23年度		148件(41.5%)	209件(58.5%)	357件

資料：農林水産政策課

表 37 農山漁村の女性起業の過去1年間の売上金額

金額 年度	100 万円未満	100～ 300万円未満	300～ 500万円未満	500～ 1,000万円未満	1,000～ 3,000万円未満	3,000～ 5,000万円未満	5,000 万円以上	不明
平成19年度	94(28.4)	87(26.3)	39(11.8)	45(13.6)	30(9.0)	14(4.2)	22(6.7)	0(0)
平成20年度	88(25.4)	100(28.8)	37(10.7)	42(12.1)	37(10.7)	17(4.9)	24(6.9)	2(0.5)
平成21年度	89(25.6)	95(27.3)	36(10.3)	44(12.6)	40(11.5)	14(4.0)	29(8.4)	1(0.3)
平成22年度	92(26.1)	100(28.3)	36(10.2)	43(12.2)	39(11.0)	12(3.4)	30(8.5)	1(0.3)
平成23年度	101(28.3)	95(26.6)	37(10.4)	46(12.9)	38(10.6)	13(3.6)	27(7.6)	0(0)

資料：農林水産政策課

(2) 漁業における現状

① 漁業就業者数

漁業就業者を男女別にみると、女性は2,337人（構成比20.4%）、男性は9,132人（同79.6%）で、女性の割合が増加傾向にある。また、平成15年に比べ女性は106人、男性は306人それぞれ増加した。

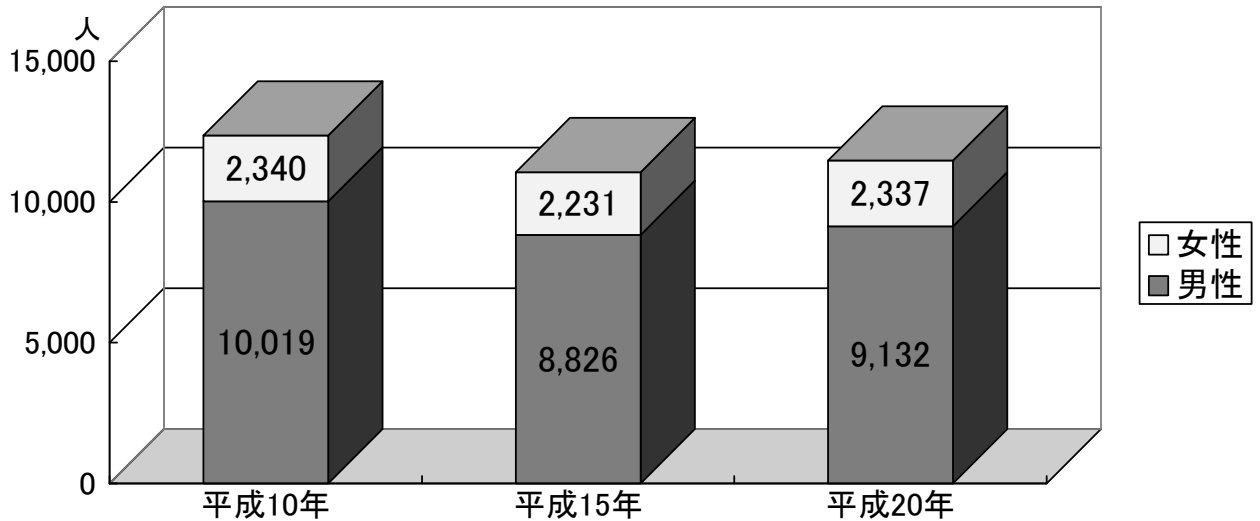
なお、漁業における女性の役割は大きく、特に陸奥湾におけるホタテガイ養殖経営体では、女性をはじめ家族が重要な働き手となっている。

表 38 漁業就業者数

年 度	項 目	女 性	男 性	計
平成10年	人数	2,340人	10,019人	12,359人
	構成比	18.9%	81.1%	100%
平成15年	人数	2,231人	8,826人	11,057人
	構成比	20.2%	79.8%	100%
平成20年	人数	2,337人	9,132人	11,469人
	構成比	20.4%	79.6%	100%

注) 平成20年の漁業就業者数には、非沿海市町村に居住している漁業雇われの者が含まれる。 資料：農林水産省「漁業センサス」

図 16 漁業就業者数の推移



資料：農林水産省「漁業センサス」

### ② 漁村における状況

漁村では、各漁業協同組合の女性部を中心として生活改善、魚食普及、植林等多岐にわたる活動を展開しているほか、伝統文化の継承の担い手として、将来の後継者に対する教育、家族の健康管理等の面でも女性が重要な役割を果たしている。また、水産物の直販、地域特産品の一次加工による販売活動を通じ、水産物の付加価値向上に努め、漁家所得の向上にも寄与している。

平成21年度水産業協同組合統計表（水産庁水産経営課）によると、本県の正組合員数は9,374人、このうち、女性が519人（構成比5.5%）、男性が8,855人（同94.5%）となっており、女性の割合が増加傾向にある。漁村における漁業就業者の高齢化の進行や、後継者不足が深刻化する中、地域に密着し多様な活動をしている女性の意見を漁業協同組合等の運営に反映させていくため、今後とも女性の正組合員化の推進や役員への登用を積極的に行うことが重要である。

### ③ 組織活動への参加

各漁業協同組合には女性部が組織され、また、その上部団体として青森県漁協女性組織協議会が組織されており、各地において単協女性部ごとに、あるいは地域連合組織や県レベル組織である協議会において魚食普及や環境保全に係る各種の活動が展開されている。

### (3) 林業における現状

山村では、過疎化・高齢化が進行し、このことが林業の担い手の減少・高齢化に大きく影響している。このままでは、森林の手入れが十分できなくなり、森林の持つ多様な機能を高度に発揮できなくなることが懸念されている中で、地域に密着し多様な活動をしている女性の意見を林業経営に反映させていくことが重要となっている。

このため県では、意欲ある女性で構成する林業研究グループを立ち上げて、山村ならではの山野草や山菜・キノコ等の地域資源を活用した特産物の生産・展示販売による林業の複合経営で林業経済の長期性を補完するための短期の現金収入源とし、山村地域の活性化を図っている。

表 39 林業研究グループの男女別構成員数一覧

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

区 分	グループ数	女 性	男 性	合 計
女性だけで組織するグループ	2 グループ	91 人	0 人	91 人
男性・女性で組織するグループ	4 グループ	10 人	46 人	56 人
男性だけで組織するグループ	12 グループ	0 人	233 人	233 人
合 計	18 グループ	101 人	279 人	380 人

資料：林政課

表 40 女性林業研究グループの活動状況

(平成 23 年度)

活 動 項 目	活 動 内 容	備 考
山菜、手作り食品の加工・販売	三戸町「SAN・SUN産直ひろば」において串もち等の実演販売	貝守やまゆり会 交代制で常時販売
草木染め講習会の開催及び製品の製作・販売	講習会を開催し制作した作品を町内の観光施設等で販売	白神レディース

資料：林政課

## (4) 自営業及び家族従事者の現状

平成 22 年の女性自営業者についてみると、第 1 次産業は 3,694 人、第 2 次産業は 2,412 人、第 3 次産業は 16,722 人で女性就業者総数の 7.9%を占めている。

女性家族従事者は、第 1 次産業においては 26,472 人、第 2 次産業は 1,648 人、第 3 次産業は 9,863 人で女性就業者総数の 13.2%を占めている。

女性自営業者を産業別にみると、農業、卸売業・小売業・飲食業、サービス業に集中し、72.5%を占めている。また、家族従事者についても同業種でみると 85.8%を占めている。

表 41 女性の自営業及び家族従事者の状況

(平成 22 年)

区 分	自営業者		家族従事者	
	人数	割合	人数	割合
第 1 次産業	3,694 人	15.9%	26,472 人	68.5%
第 2 次産業	2,412 人	10.3%	1,648 人	4.3%
第 3 次産業	16,722 人	71.8%	9,863 人	25.5%
分類不能	460 人	2.0%	677 人	1.7%
計	23,288 人	100%	38,660 人	100%
(再掲) 農業、卸売業・小売業・飲食業、サービス業	16,873 人	72.5%	33,168 人	85.8%

資料：総務省「国勢調査」



## 第3節 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

### 1 仕事と家庭の両立のための雇用環境の整備

#### (1) 男性を含めた多様な働き方の見直しの理解・普及の促進

少子高齢化、核家族化が進む中で、労働者の仕事と育児・介護といった家庭責任を両立させる職場環境づくりが重要な課題となっている。

平成22年6月30日に改正施行され、平成24年7月1日に全面施行された育児・介護休業法に基づき、企業における就業規則等の整備や育児休業等各種制度が利用しやすい職場環境の整備が求められる。

平成21年4月改正施行の次世代育成支援対策推進法に基づき、次世代支援対策に取り組むための「一般事業主行動計画」（以下、行動計画）の策定、公表、労働者への周知及び届出が義務とされている労働者101人以上の事業主については、平成24年3月末現在青森労働局への県内の事業主からの届出は100%となっている。

また、県では県職員が育児・介護休業制度を円滑に利用できるよう、育児・介護休業制度の周知徹底を行うとともに休業中の代替職員を確保するなど、制度を利用しやすい職場環境づくりに努めており、平成23年度は134人（教育・警察職員を除く）が育児休業を取得し、2人が介護休暇を取得した。

#### (2) 男性の育児・介護休業取得のための環境整備

厚生労働省「平成23年度雇用均等基本調査」（確定）によると、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、平成23年10月1日までに育児休業を開始した者の割合は、女性87.8%に対し、男性は2.63%であった。

なお、青森県内の事業所における平成23年1月1日から平成23年12月31日までの育児休業制度の利用状況は、青森県中小企業等労働条件実態調査（労政・能力開発課）によると、出産した女性の81.3%が育児休業を利用したのに対し、配偶者が出産した男性の利用率は0.4%であった。

表42 男女別育児休業取得者割合

区 分	年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	出産した者に占める割合(女性)		89.7%	90.6%	85.6%	83.7%
配偶者が出産した者に占める割合(男性)		1.56%	1.23%	1.72%	1.38%	2.63%

資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」

### 2 社会全体で子育てを支援する環境づくり

#### (1) 保育所の利用状況

平成24年4月1日現在の保育所数は470箇所、定員は31,823人となっており、31,990人が入所している。なお、保育所の待機児童は、平成24年4月1日現在で0人（平成23年4月1日現在0人）となっている。

(2) 保育対策等促進事業等

① 延長保育促進事業

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴って生じる保育需要に応えるため、早朝・夕方を延長する延長保育を進め、平成23年度は29市町村、390箇所を実施した。

表43 延長保育促進事業実施状況（中核市分を含む）

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
市町村数	28	28	29	29	30
箇所数	338	346	359	386	390

資料：こどもみらい課

② 一時預かり事業

専業主婦家庭等の育児疲れの解消、保護者の疾病や災害等により、一時的な保育需要に対応するため、平成23年度は24市町村、159箇所を実施した。

表44 一時預かり事業実施状況（中核市分を含む）

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
市町村数	25	25	24	24	24
箇所数	154	172	136	157	159

資料：こどもみらい課

③ 特定保育事業

パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、平成23年度は2市町村、2箇所を実施した。

表45 特定保育事業実施状況（中核市分を含む）

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
市町村数	2	2	2	2	2
箇所数	2	2	2	2	2

資料：こどもみらい課

④ 地域子育て支援拠点事業

地域に密着した児童福祉施設としての育児ノウハウを蓄積している保育所等を活用し、育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援など、地域の保育所が連携して、子育て支援事業を総合的に実施している。平成23年度は29市町村90箇所を実施した。

表 46 地域子育て支援拠点事業実施状況（中核市分を含む）

年 度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
市町村数	29	29	29	29	29
箇所数	103	103	101	91	90

資料：こどもみらい課

## ⑤ 休日保育

日曜・祝日等の保護者の勤務等により保育に欠ける乳幼児に対する保育需要に対応し、休日保育の実施を進め、平成 23 年度は 18 市町村 98 箇所で実施した。（中核市分を含む）

## ⑥ 病児・病後児保育

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応するため、平成 23 年度は 7 市町村 12 箇所で実施した。

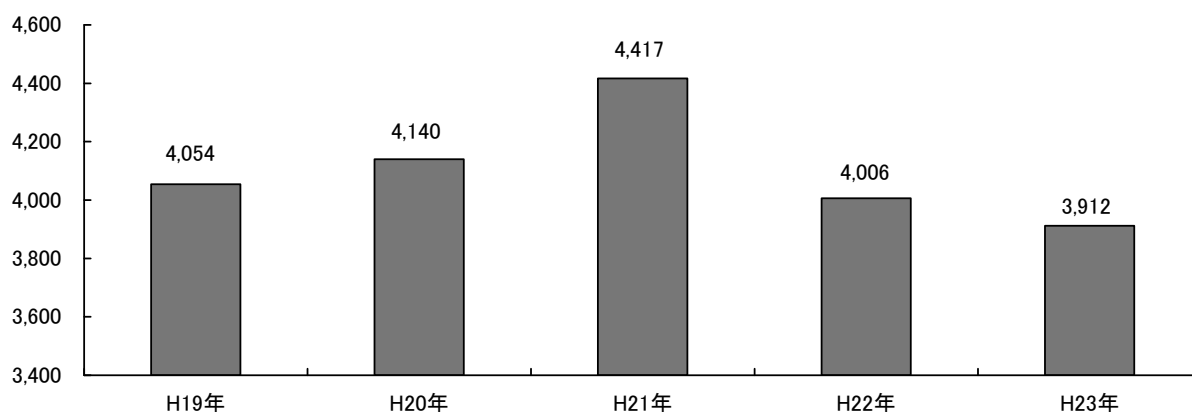
## (3) 保育所保育料軽減

出生率の向上及び安心して子どもを生み育てる環境づくりを進めるため、保育所、へき地保育所、認可外保育施設に入所している第 3 子以降の児童（平成 19 年度からは、3 歳未満に限る。）に係る保育料の軽減を行っている。平成 23 年度は 40 市町村で、2,338 人を対象に補助を行った。（中核市分を含む）

## (4) 児童相談所の利用状況

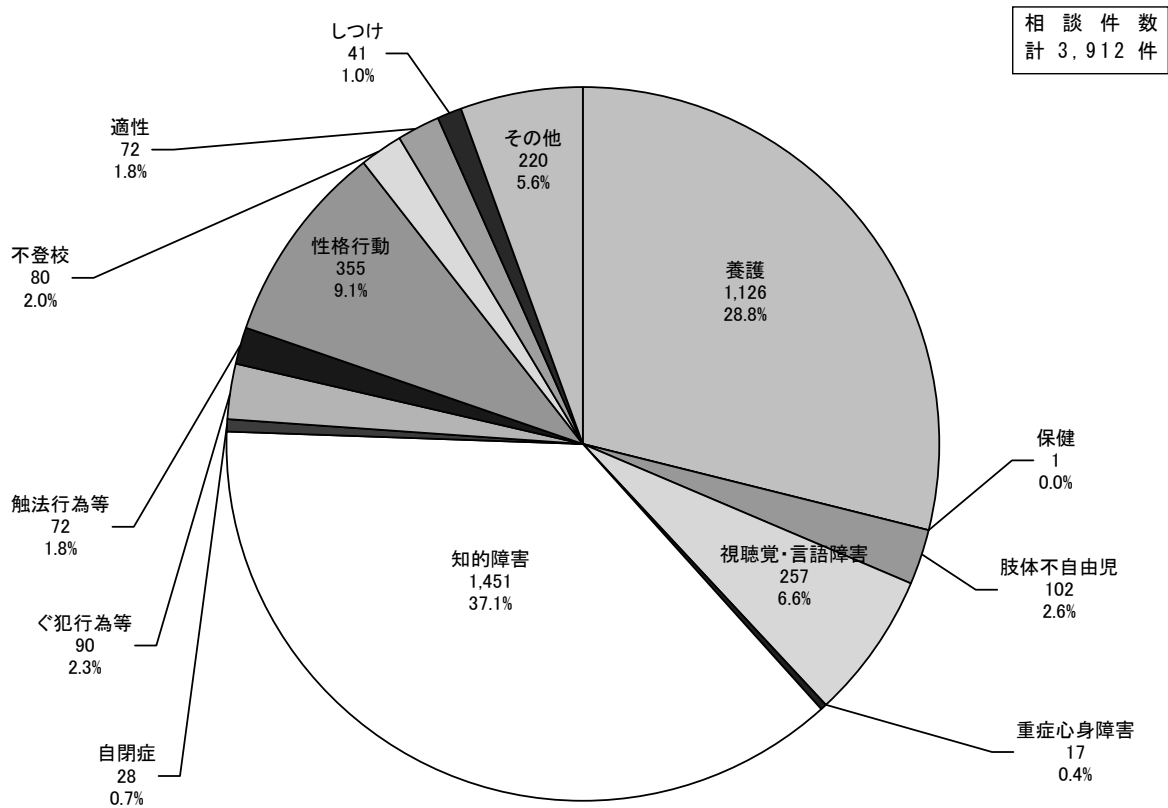
児童の問題について、家庭、学校等からの相談に応じ、必要な調査のほか、医学的、心理学的、教育学的及び精神保健上の判定並びに一時保護による行動観察等を行い、それぞれの診断に基づいた援助活動を行っている。

図 17 児童相談所相談対応件数



資料：こどもみらい課

図 18 平成 23 年度相談種別円グラフ



(5) 子どもへの虐待防止対策

児童相談所への虐待相談対応件数は、平成 18 年度まで 300 件程度で推移してきたが、平成 19 年度に 400 件を超え、平成 22 年度は前年度より大幅に増加し、平成 23 年度は微増した。虐待の要因としては、近年の都市化や核家族化により、家庭が地域から孤立しがちな状況の下に、育児不安や育児の負担感等に起因する虐待そのものが増加していることと、従来は家庭内に潜在化していたものが、相談という形で顕在化してきたことなどが指摘されている。

子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育・発達を損ない、心身に深刻な影響を及ぼすものであり、社会全体が取り組まなければならない課題であることから、児童相談所の体制強化を図るとともに、マスメディアを使った広報、研修会の開催などの啓発事業、ボランティアの養成等に取り組み、子どもへの虐待未然防止について、県民総ぐるみで取り組む気運の醸成を図ってきた。

なお、平成 17 年 4 月からは、児童福祉法の改正により、市町村が児童家庭相談の窓口となり、平成 23 年度は 268 件の児童虐待相談を受け、そのうち 13 件は市町村における対応が困難として児童相談所に送致されてきている。

また、全ての市町村に係関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会が設置され、虐待を受けている子どもの情報交換や支援内容の協議を通じて、早期発見や適切な保護が行われている。

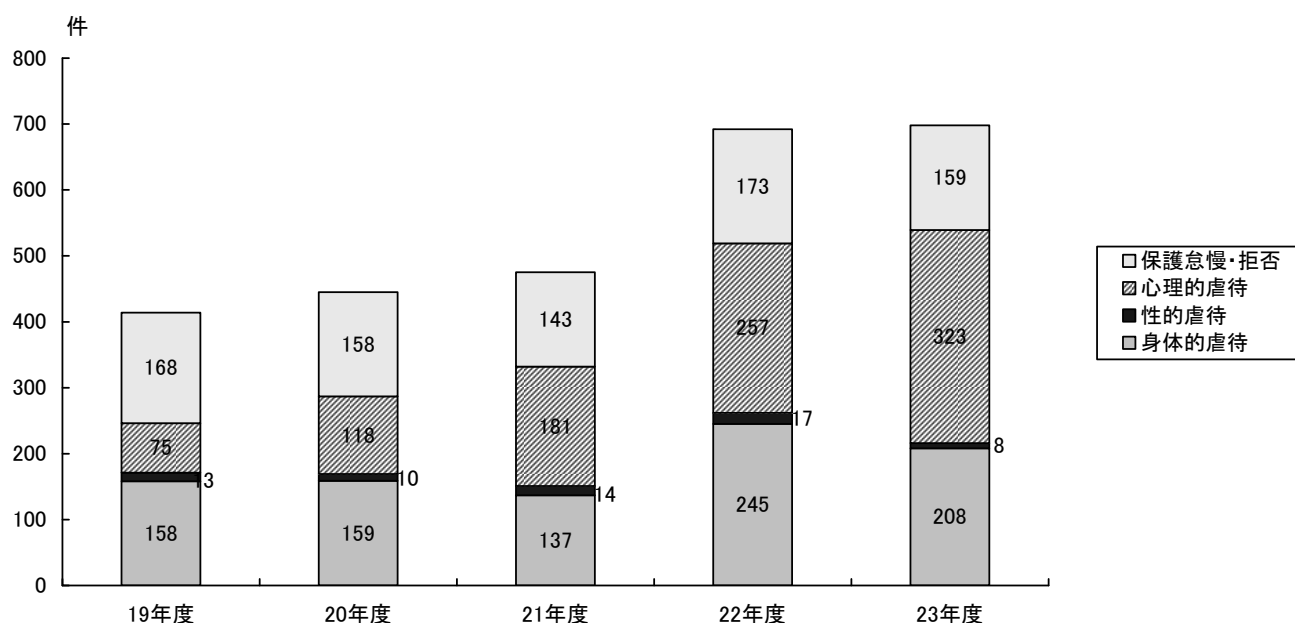
なお、平成 24 年度から 2 カ年事業として、「青森県基本計画未来への挑戦」の戦略キーワード 4 の『あおり型セーフティネット健やか子ども支援』事業の一環として、市町村要保護児童対策地域協議会及び市町村職員の相談支援力を向上させるため、「市町村児童家庭相談支援力レベルアップ事業」を実施している。

表 47 児童虐待相談対応件数

年度	相談種別				計
	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	
平成 19 年度	158	13	75	168	414
平成 20 年度	159	10	118	158	445
平成 21 年度	137	14	181	143	475
平成 22 年度	245	17	257	173	692
平成 23 年度	208	8	323	159	698

資料：こどもみらい課

図 19 児童虐待相談対応件数の年次推移



資料：こどもみらい課

#### (6) 青森県子ども家庭支援センター

青森県子ども家庭支援センターは、「健やかに子どもを生き育てる環境づくり」を推進するため、平成 13 年 6 月 1 日、青森県男女共同参画センターとの複合施設「アピオあおもり」に設置され、平成 18 年 4 月には、民間事業者のノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上及び経費の節減等を図ることを目的として、指定管理者制度を導入した。

同センターでは、情報提供、活動支援、総合相談、学習・体験、普及啓発、調査・研究に係る様々な事業を実施している。

(7) 小型児童館・児童センター

小型児童館、児童センターは、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、及び情操を豊かにすることを目的とする施設である。平成24年4月1日現在、小型児童館は17市町村に71館（休館中のものを含む）、児童館に体力増進機能を付加させた児童センターは7市町に28館設置されている。

表 48 児童館・児童センター設置数

(平成24年4月1日現在)

		児童館			児童センター		計	備 考
		公立公営	公立民営	私立民営	公立公営	公立民営		
市 部	青 森 市		16			1	17	
	弘 前 市		16			9	25	
	八 戸 市		6			9	15	
	黒 石 市		2	2		2	6	
	三 沢 市		4			4	8	
	む つ 市	3					3	
	つ がる 市	1					1	
	平 川 市		3				3	
	(小計)	4	47	2		25	78	
東 郡	平 内 町		1				1	
	(小計)		1				1	
南 郡	大 鱈 町		1				1	
	田 舎 館 村	1					1	
	(小計)	1	1				2	
上北郡	野 辺 地 町	1					1	
	七 戸 町	1					1	
	六 戸 町	2					2	
	横 浜 町					1	1	
	おいらせ町	2			2		4	
	(小計)	6			2	1	9	
三戸郡	三 戸 町	2					2	
	南 部 町	7					7	5カ所休止中
	(小計)	9					9	
計		20	49	2	2	26	99	5カ所休止中

資料：こどもみらい課

(8) 放課後児童対策

① 放課後子どもプラン

市町村において、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、すべての児童に対する総合的な放課後対策事業（放課後子どもプラン）を実施している。

放課後子どもプランは、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」で構成される。

## ② 放課後児童健全育成事業

共働き等により昼間保護者がいない家庭の小学生低学年の児童等の健全育成を図るため、小学校の授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を確保する。

本県における放課後児童クラブの設置数は年々増加している。また、平成24年3月末における年間開設日数は291日～300日が184クラブで最も多く、開設時間は18時までが最多で80.0%を占めている。

## ③ 放課後子ども教室

すべての児童を対象として、学校の校庭や教室等を利用して、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の大人の参画により、放課後や週末における様々な体験活動や交流活動、学習支援等を実施する。

なお、「放課後子ども教室」のうち平日の放課後に活動している教室は「放課後児童クラブ」と同様の機能を合わせ持つ。

表 49 放課後児童クラブ実施市町村数及びクラブ数

年 度	市町村数	クラブ数
平成20年度	27	215
平成21年度	29	222
平成22年度	30	250
平成23年度	30	255
平成24年度	33	260

※1 各年度4月1日現在。

※2 放課後児童健全育成事業（国庫補助）及び放課後児童クラブ育成事業（県補助：平成16年度まで）の合計（中核市含む）。

資料：こどもみらい課

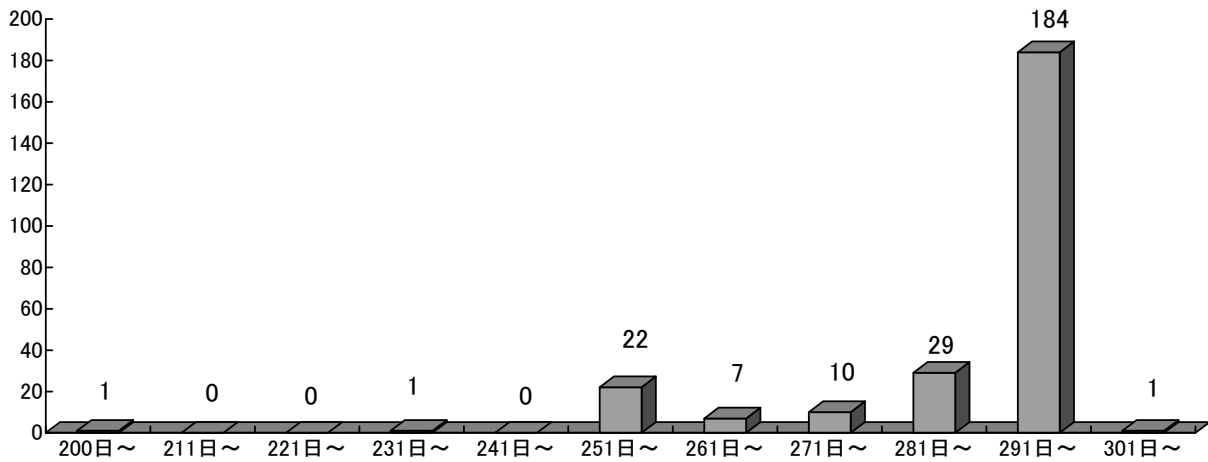
表 50 放課後子ども教室実施市町村数及び教室数

年 度	市町村数	子ども教室数
平成20年度	25	93
平成21年度	26	99
平成22年度	27	101
平成23年度	26	103
平成24年度	25	99

※中核市分を含む。

資料：生涯学習課

図 20 年間開設日数別（平成 24 年 3 月 31 日現在）



資料：こどもみらい課

表 51 開設時間別

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

開設時間	クラブ数
～17:00 まで	11 ( 4.3%)
17:01～18:00 まで	204 (80.0%)
18:01～19:00 まで	34 (13.3%)
19:00 以降	6 ( 2.4%)
計	255 ( 100%)

資料：こどもみらい課

(9) 地域組織活動

児童の健全育成を図るための地域組織として、児童の事故防止、家庭養育に関する研修活動等地域の実情に応じた活動を行う組織として、母親クラブによる活動がある。平成 24 年 4 月 1 日現在、19 市町村に 120 クラブ、会員数 7,233 人となっている。

3 社会全体で介護を支援する環境づくり

(P60～63 第 4 章「第 1 節 高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境づくり」参照)



#### 4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての理解・普及

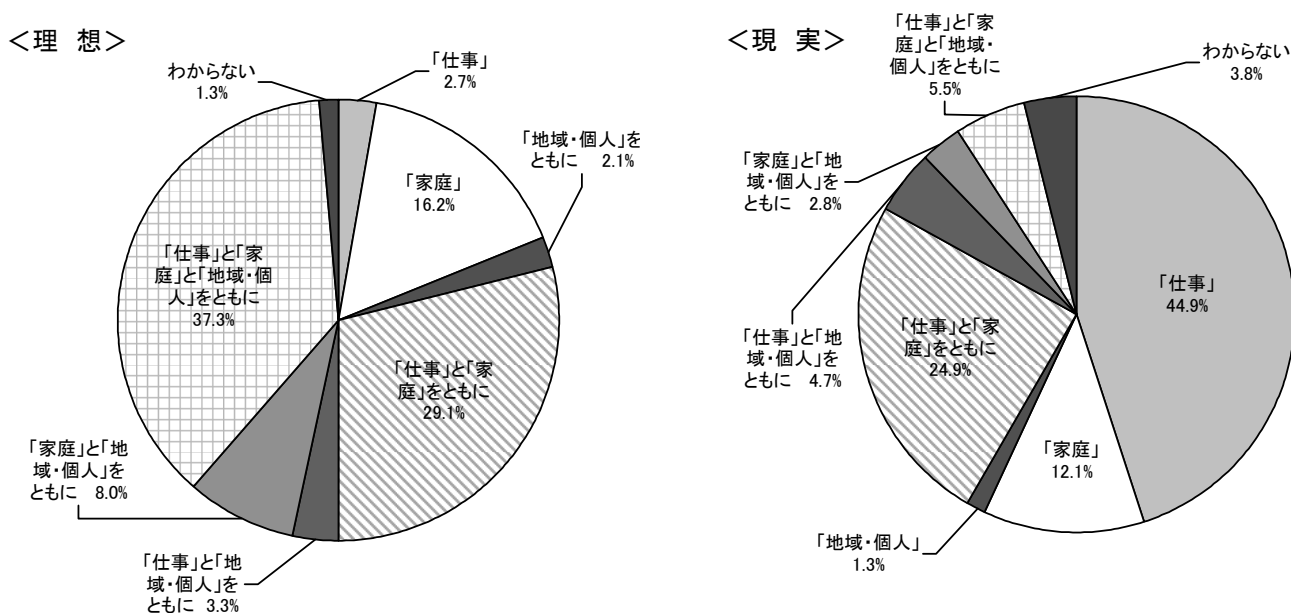
##### (1) 仕事、家庭生活等の優先度、理想と現実

平成21年に県が行った「青森県男女共同参画に関する意識調査」によると、生活バランスの理想は、「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先」が37.3%と最も多く、次いで、「仕事と家庭生活をともに優先」29.1%となっている。

一方、生活バランスの現実をみると、「仕事優先」が44.9%を占め、「仕事と家庭生活をともに優先」が24.9%、「家庭優先」が12.1%となっている。これらに対し、「仕事と家庭と地域・個人をともに優先」は5.5%、「仕事と地域・個人をともに優先」4.7%と、ともに少なく、「家庭と地域・個人をともに優先」「地域・個人優先」はさらに少ない。

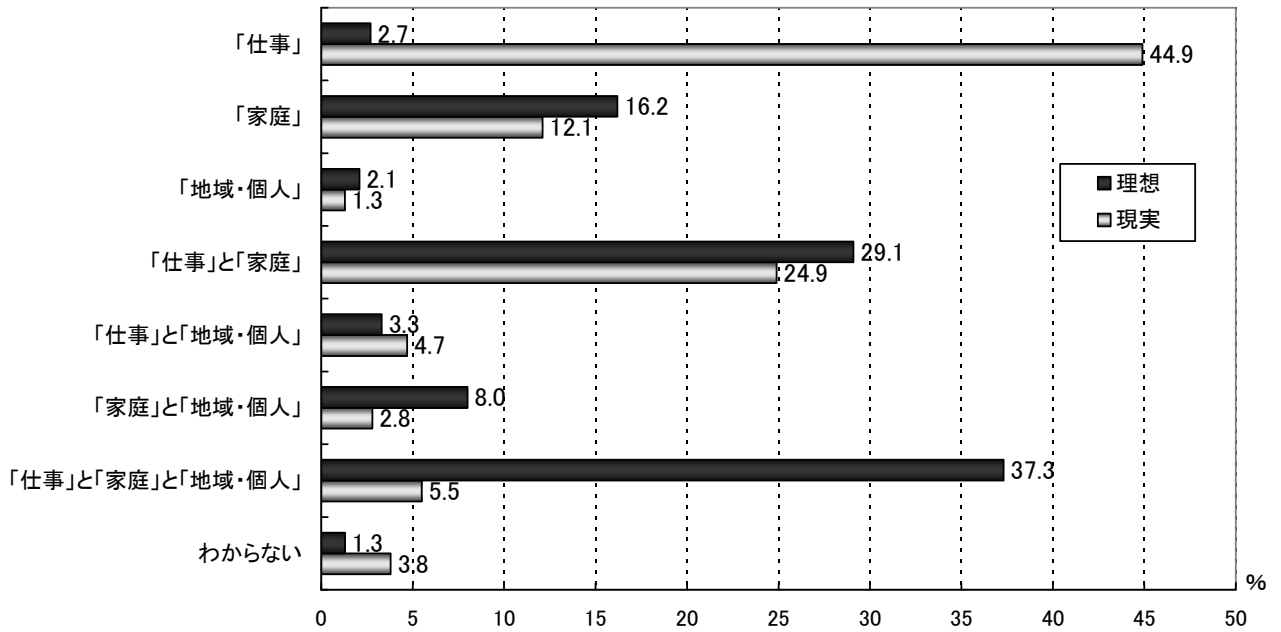
「仕事と家庭と地域・個人をともに優先」することを希望する『理想』と「仕事優先」の『現実』との落差は大きい。

図21 優先度についての理想と現実



資料：青少年・男女共同参画課「青森県男女共同参画に関する意識調査」

図 22 理想と現実の対比



資料：青少年・男女共同参画課「青森県男女共同参画に関する意識調査」

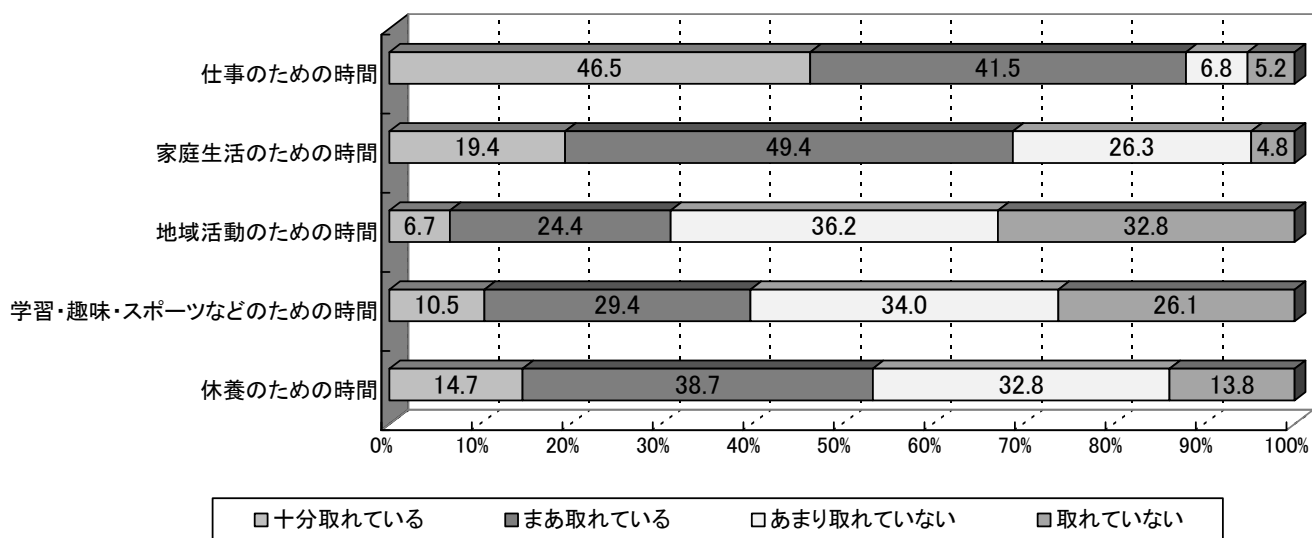
(2) 割当時間の認識

生活の中での割当時間の認識を見ると、「仕事」の時間が最優先され、次いで「家庭」の時間となっており、「休養」「学習・趣味・スポーツ」「地域活動」の時間は十分でない。

「十分とれている」「まあ取れている」の合計を見ると、「仕事のための時間」は88.0%が取れており、「家庭生活のための時間」も68.8%が取れている。時間が取れている比率を、回答者を10としたとき、「仕事」9：「家庭」7：「休養」5：「学習・趣味・スポーツ」4：「地域活動」3である。

一方、時間が「取れていない」「あまり取れていない」の合計を見ると、「地域活動」69.0%、「学習・趣味・スポーツ」が60.1%となっている。時間が十分でない比率は、回答者を10としたとき、「地域活動」7：「学習・趣味・スポーツ」6：「休養」5：「家庭」3：「仕事」1となっている。

図 23 生活の中での割当時間



資料：青少年・男女共同参画課「青森県男女共同参画に関する意識調査」

## 第4章 地域社会における男女共同参画の実現

年齢や障害の有無、国籍等にかかわらず、男女ともに安心して充実した生活を送ることができる環境の整備を進めている。男女共同参画社会の実現のためには、貧困や孤立など生活上の困難に直面している人々が多様な生活を選択できるようになることが必要であり、自立支援や環境整備に努めている。

身近な暮らしの場である地域社会において、男女がともに積極的に地域づくりや防災、環境保全等の地域活動に参画し、支え合いながら安心して暮らせる環境づくりに取り組んでいる。

### 第1節 高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境づくり

#### 1 高齢者に対する保健福祉の整備

##### (1) 高齢者の現状

平成23年度高齢者人口等調査（平成24年2月1日現在市町村報告）によると、本県の65歳以上人口（高齢者人口）は358,027人で、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は25.8%となっている。

また、本県の平均寿命は、平成17年において女性84.8歳（全国平均85.8歳）、男性76.3歳（78.8歳）となっており、男女とも全国最下位である。

何らかの介護を必要とする要介護者等（要支援を含む）の高齢者人口に対する割合（要介護認定率）は、平成23年11月で19.3%（全国平均17.8%）となっている。

総じて見れば、本県の高齢者の健康状態は芳しいとは言えず、男女共同参画を推進するためには、高齢者がすこやかに、かつ自立した生活を送ることができることは重要なことである。

表52 平均寿命、要介護認定率

区 分	青森県	全 国
平均寿命（女性）平成17年	84.8歳（全国47位）	85.8歳
平均寿命（男性）平成17年	76.3歳（全国47位）	78.8歳
要介護認定率	19.3%	17.8%

※要介護認定率（要支援を含む。）は平成23年11月末現在

資料：健康福祉政策課、高齢福祉保険課

##### (2) 福祉サービス

###### ① 在宅介護支援センター

在宅での生活をしている高齢者やその家族からの相談に応じ、これらの介護等に関するニーズに対応し、各種の保健・福祉サービスが、総合的に受けられるように、市町村等関係行政機関、サービス実施機関、居宅介護支援事業所等との連絡調整等を行っている。

県内の各地域に平成24年4月1日現在で149箇所の在宅介護支援センターがある。

## ② 施設サービス

環境上及び経済的な理由により居宅での生活が困難な人については、養護老人ホームを利用することができる。

## (3) 介護保険サービス

介護保険制度は、住民みんなで介護を支える制度であり、可能な限り在宅において、高齢者の持つ心身の能力を活かした自立した日常生活を営めるよう、保健医療と福祉の両面から総合的・一体的に必要な給付を行うものである。原則として、介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成するサービス計画（ケアプラン）に基づき、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止が図られるよう行われる。本県の介護保険サービスの利用者の高齢者に占める割合は、高い要介護認定率を反映して、居宅サービスで12.6%（全国平均11.1%）、地域密着型サービスで1.7%（全国1.0%）、施設サービス（介護老人福祉施設等）で3.2%（全国2.9%）と極めて高い水準となっている。量的には相当程度充実しており、これを次の段階に進め、サービスの中身・使い方を効果的なものにしていくことが必要である。

表 53 介護保険サービスの利用状況

区 分	青森県	全 国
居 宅 サ ー ビ ス	12.6%（全国第10位）	11.1%
地域密着型サービス	1.7%（全国第4位）	1.0%
施 設 サ ー ビ ス	3.2%（全国第25位）	2.9%

※65歳以上人口に対する平成23年11月のサービス受給者割合

資料：高齢福祉保険課

### ① 居宅サービスの効果的な活用

居宅サービスの利用状況は全国を大きく上回る水準となっており、真に在宅生活を支えられるようなサービスの組み合わせや中身となるよう指導・助言を行っていく。

表 54 居宅サービスの利用状況（第1号被保険者1人当たり給付費月額）

（単位：円）

区分	訪 問 介 護	訪問入浴 介護	訪 問 看 護	訪問リハ ビリテー ション	居宅療養 管理指導	通 所 介 護	通所リハ ビリテー ション	短期入所 サービス	福祉用具 ・住宅改修	特定施設 入居者生 活介護	介 護 予 防・居宅 介護支援	合 計
青森県 (A)	3,156	177	452	28	63	3,512	1,584	1,133	664	198	1,408	12,375
全 国 (B)	1,994	150	400	77	133	3,283	1,139	1,026	738	905	1,108	10,953
差 (A-B)	1,162	27	52	△49	△70	229	445	107	△74	△707	300	1,422

※介護保険事業状況報告月報（厚生労働省）を基に作成

資料：高齢福祉保険課

（平成23年11月サービス提供分に係る給付費）÷（平成23年11月末現在の第1号被保険者数）

### ② 施設・居住系サービスの原則に立ち返った活用

居宅サービスを利用しても在宅生活が困難な場合、施設・居住系サービスを受ける必要性が高いと認められる者が優先的に施設等に入所できる体制の構築を目指し、平成18年度において、施設・居住系サービスにおける入所等指針を策定した。

#### (4) 保健・予防事業の推進

高齢者がいつまでもすこやかでいられるために、①生涯を通じた「健康あおり 21」、②壮年期からの健康づくり事業、③効果を見極めた介護予防事業、を積極的に進めていく必要がある。

まず、平成 13 年 1 月に「健康あおり 21」を策定し、生涯を通じた健康づくりを目指し、食生活の改善、身体活動の改善、喫煙対策等の各種事業を実施して、健康の保持、増進に努めている。

また、脳卒中などの後遺症などにより寝たきり状態になってしまうことが多いため、壮年期からの健康づくりと生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図ること等を目指して、健康づくり事業を推進している。

平成 24 年 3 月、「あおり高齢者すこやか自立プラン 2012」を策定し、基本目標として、「高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる環境づくり」を目指している。また、①「生涯現役で活躍できる社会づくり」、②「地域生活支援体制の整備」、③「介護予防の取組」、④「介護サービスの充実と質の確保」を推進戦略とし、市町村と連携しながら計画的に推進していくこととしている。

平成 20 年度から、生活習慣病を予防するための新しい健診制度である特定健康診査・特定保健指導が始まっている。市町村に対し、特定健康診査等に要する費用の一部を負担するとともに、取組が効率的かつ効果的に実施されるよう支援している。

### 3 高齢者の社会参加の促進

高齢者が住み慣れた地域や家庭の中で、いつまでもいきいきと生活できるよう社会参加を進めていくことが必要である。また、介護を必要とする高齢者を支えていくため、福祉サービスや介護保険サービスだけではなく、高齢者自身も福祉ボランティア等の社会参加を行うことができるよう、地域で支えていくことも重要である。

また、今後、高齢者の仲間入りしていく、「団塊・ポスト団塊世代」も視野に入れ、これらの世代が魅力を感じるような自由度の高い活動等を創出し、スムーズに地域活動できるような環境づくりを進めることも重要となる。

この他、自立意欲旺盛な高齢者の組織として、青森県長寿社会振興センターでは平成 14 年 7 月に「あすなろ友の会」を発足し、自発的に健康づくり活動やボランティア活動を行っている。

また、老人クラブにおいても、友愛訪問活動等を通して、高齢者が地域福祉の担い手として活躍している。

表 55 老人クラブの会員数

年 度	会 員 数
平成 19 年度	81,510 人
平成 20 年度	76,868 人
平成 21 年度	72,572 人
平成 22 年度	68,766 人
平成 23 年度	65,893 人

資料：高齢福祉保険課

#### 4 障害のある人の生活安定と自立の促進

(P143 第2部第2章 基本目標IV 重点目標10「4 障害のある人の生活安定と自立の促進」参照)

#### 5 外国人が安心して暮らせる環境づくり

(P144 第2部第2章 基本目標IV 重点目標10「5 外国人が安心して暮らせる環境づくり」参照)

## 第2節 生活上の困難に直面する男女への支援

### 1 ひとり親家庭の生活の安定への支援

家族形態の多様化、離婚に関する意識の変化等により、離婚件数は長期的に見て増加している中で、母子家庭等ひとり親の下で監護、養育される子どもたちが増えている。子どもの健全な育成は少子高齢社会の中で大きな課題となっているが、特に母子家庭については、母親の就労等による収入をもって自立できること、そしてその上で子育てができることが子どもの成長にとって重要であり、子どもを地域や社会全体で育てていくことが必要となっている。

このような状況の中、母子家庭に対する福祉対策は、母子家庭等に対する生活意欲の助長と経済的自立を促進するため、福祉事務所に母子自立支援員を配置して行う各種相談指導、母子家庭等就業・自立支援センターにおける各種の相談、就業支援講習会、就業支援バンク事業等の実施、児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉資金の貸付、ひとり親家庭等医療費助成事業、母子家庭等介護人派遣事業、母子自立支援プログラム策定事業などの福祉施策を実施している。

### 2 生活上の困難を抱えている人々の課題解決の支援

(P146 第2部第2章 基本目標IV 重点目標11「2 生活上の困難を抱えている人々の課題解決の支援」参照)



### 第3節 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

#### 1 地域の課題解決に向けた実践的な取組の推進

(P147 第2部第2章 基本目標IV 重点目標12「1 地域の課題解決に向けた実践的な取組の推進」参照)

#### 2 防災（復興）対策分野における女性の参画推進

消防団員は、少子化・高齢化、産業・就業構造の変化等に伴い、年々減少傾向にある。このような中で、女性消防団員は着実に増加していることから、女性消防団員の加入を更に加速させるため、市町村等の取組に対する支援や各種広報媒体を活用した消防団の紹介・PR活動を推進する。

表 56 消防団員に占める女性団員の割合

年 度	割 合
平成 19 年度	1.6%
平成 20 年度	1.8%
平成 21 年度	1.9%
平成 22 年度	2.0%
平成 23 年度	2.1%

資料：防災消防課

#### 3 環境分野における男女共同参画の推進

(P148～150 第2部第2章 基本目標IV 重点目標12「3 環境分野における男女共同参画の推進」参照)

## 第5章 男女の人権が推進・擁護される社会の形成

女性に対する暴力を許さない社会環境づくりを推進するとともに、固定的な役割分担意識にとられない表現の普及に努めている。また、生涯を通じた女性の健康づくりを支援している。

- 1 平成23年度に配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は744件。
- 2 平成23年に警察に寄せられたDV相談件数は377件。検挙件数は、刑法犯等55件。
- 3 平成23年に警察に寄せられたストーカー行為等相談件数は130件。検挙件数は、刑法犯等10件、ストーカー規制法違反0件。
- 4 女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごせるよう母子保健医療対策の促進を図る指標として掲げている乳児死亡率（概数）は、平成23年2.4（出生千対）。〈全国率2.3（出生千対）〉
- 5 人工妊娠中絶実施率（女子人口千対）は、20～24歳が最も多く、平成22年度で17.0、20歳未満は7.5。総数は平成21年度9.2から平成22年度8.8に減少。

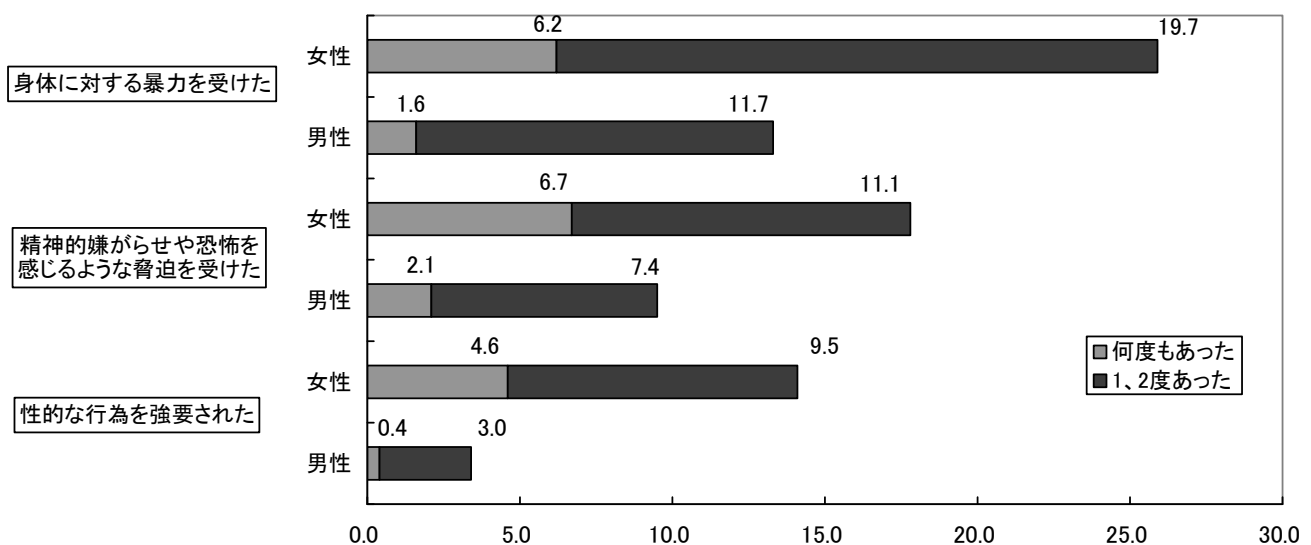
### 第1節 女性に対するあらゆる暴力の根絶

#### 1 女性に対する暴力根絶の取組の推進

##### (1) 女性に対する暴力の実態把握

内閣府が平成23年に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、女性の25.9%が配偶者（事実婚、別居中を含む）から身体的暴力を受けたことがあり、また、女性の17.8%が心理的攻撃（精神的な嫌がらせや自分の家族に危害が加えられるのではないかと感じるような脅迫）を受けているという結果になっている。

図24 配偶者からの被害経験



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査」

表 57 配偶者（内縁関係含む）による殺人、傷害並びに暴行事件の検挙件数

	殺 人	傷 害	暴 行
平成 19 年	107/192 件 (55.7%)	1,255/1,346 件 (93.2%)	870/933 件 (93.5%)
平成 20 年	126/200 件 (63.0%)	1,268/1,339 件 (94.7%)	975/1,045 件 (93.3%)
平成 21 年	99/152 件 (65.1%)	1,212/1,282 件 (94.5%)	1,013/1,082 件 (93.6%)
平成 22 年	114/184 件 (62.0%)	1,437/1,523 件 (94.4%)	1,376/1,452 件 (94.8%)
平成 23 年	89/158 件 (56.3%)	1,325/1,415 件 (93.6%)	1,415/1,518 件 (93.2%)

※分母は検挙件数、分子は総検挙件数のうち夫を検挙した件数（%はその率）

資料：警察庁

## 2 被害者の救済と支援

### (1) 配偶者暴力相談支援センター

平成 13 年 4 月、配偶者からの暴力の問題を総合的に規定した最初の法律である「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）が成立し、同年 10 月 13 日（一部は 14 年 4 月 1 日）から施行された。

この法律では、県が設置する女性相談所等が、「配偶者暴力相談支援センター」として被害者からの相談に応じ、指導及び一時保護、情報提供、その他の援助を行うことや、被害者がさらなる配偶者からの暴力により、生命や身体に重大な危害を受けるおそれがあるときには、被害者からの申し立てにより、裁判所が一定期間、加害者を被害者から引き離すための保護命令を発することが規定されている。平成 16 年 12 月には改正法が施行となり、配偶者からの暴力の定義が拡大され、元配偶者に対しても保護命令を発することが可能となり、また、加害者に対して被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令を発することが可能となるなどの改正がなされた。

さらに 2 回目の改正法が平成 20 年 1 月に施行された。その主な改正内容は、市町村における DV 基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置の努力義務と、保護命令の拡充（生命又は身体に対する脅迫行為にも対象が拡大、被害者に対する電話等の禁止、被害者の親族等への接近禁止命令の発令）、裁判所から配偶者暴力支援センターへの保護命令に関する通知等である。

本県においては、平成 14 年 4 月から女性相談所、6 ヶ所の各地域県民局地域健康福祉部福祉総室・福祉こども総室、青森県男女共同参画センターの計 8 ヶ所で「配偶者暴力相談支援センター」の業務を始めている。

平成 23 年度に配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は 744 件（女性 738 件、男性 6 件）となっている。

女性相談所では、これまで、婦人保護事業の中核機関として、様々な支援を必要とする女性からの相談に広く応じ、必要な保護、指導等を行い、問題の解決に向けての支援を行ってきたが、配偶者暴力防止法の施行により、県内 8 ヶ所の配偶者暴力相談支援センターの基幹センターとして関係機関の調整や一時保護等の業務を行っている。

さらに、県が女性相談所、各地域県民局地域健康福祉部福祉総室、福祉こども総室に配置した 8 名の婦人相談員と、市が設置する 7 名の婦人相談員が、様々な支援を必要とする女性に対して、相談・指導・援助を行っている。

表 58 配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数

	青 森 県	全 国
平成 19 年度	1,088 件	62,078 件
平成 20 年度	1,090 件	68,196 件
平成 21 年度	1,194 件	72,792 件
平成 22 年度	689 件	77,334 件
平成 23 年度	744 件	82,099 件

資料：こどもみらい課、内閣府

表 59 配偶者暴力相談支援センターにおける性別相談件数（平成 14 年度～平成 23 年度）

	青 森 県	全 国
女 性	10,130 件 (99.8%)	596,818 件 (99.2%)
男 性	21 件 (0.2%)	4,851 件 (0.8%)
計	10,151 件 (100%)	601,669 件 (100%)

資料：こどもみらい課、内閣府

## (2) 青森県女性相談所

女性相談所は、婦人保護事業の中核機関として要保護女子、配偶者からの暴力被害女性及び日常生活を営む上で何らかの問題を有する女性について広く相談に応じ、必要な保護、指導等を行うとともに婦人保護事業の啓発活動を行っている。

### ① 相談

来所相談、電話相談及び巡回相談を実施し、指導、助言を行っている。

### ② 調査及び判定

本人及びその家庭環境について、その実情を把握するため、本人の了解を得て調査を行うとともに、必要に応じ医学的、心理学的、職務的判定を行っている。

### ③ 指導・援助

相談、調査及び判定の結果に基づき、各種制度の活用等の指導・援助を行っている。

表 60 経路別相談受付状況

(単位：件)

区分	年度	経路	本 人 自 身	警 察 関 係	法 務 関 係	他 の 婦 人 相 談 所	福 祉 事 務 所	そ 福 祉 相 談 機 他 関	縁 故 者 ・ 知 人 等	そ の 他 (医 療 ・ 教 育 機 関 含)
		総数								
総 数	平成 10 年度	1,298 100%	899 69.3%	6 0.5%	8 0.6%	12 0.9%	158 12.2%	160 12.3%	54 4.2%	1 0.0%
	平成 19 年度	3,739 100%	3,255 87.1%	63 1.7%	14 0.4%	3 0.1%	93 2.5%	85 2.3%	176 4.7%	50 1.3%
	平成 20 年度	3,472 100%	3,058 88.1%	40 1.2%	8 0.2%	16 0.5%	121 3.5%	67 1.9%	132 3.8%	30 0.9%
	平成 21 年度	3,040 100%	2,633 86.6%	34 1.1%	13 0.4%	29 1.0%	76 2.5%	57 1.9%	153 5.0%	45 1.5%
	平成 22 年度	2,191 100%	1,828 83.4%	37 1.7%	2 0.1%	6 0.3%	95 4.3%	52 2.4%	126 5.8%	45 2.1%
	平成 23 年度	2,379 100%	2,061 86.6%	37 1.6%	4 0.2%	8 0.3%	66 2.8%	39 1.6%	98 4.1%	66 2.8%
女 性 相 談 所	平成 10 年度	67 11.5%	36	4	2	0	18	4	3	0
	平成 19 年度	1,274 34.1%	1,131	28	0	0	15	9	85	6
	平成 20 年度	1,274 34.1%	1,147	11	1	1	4	8	72	7
	平成 21 年度	1,098 36.1%	978	13	0	0	10	8	76	13
	平成 22 年度	1,089 49.7%	932	24	0	0	31	5	83	14
	平成 23 年度	1,489 100%	1,327 89.1%	29 1.9%	2 0.1%	0 0%	19 1.3%	9 0.6%	73 4.9%	30 2.1%
婦 人 相 談 員	平成 10 年度	1,231 88.5%	863	2	6	12	140	156	51	1
	平成 19 年度	2,465 65.9%	2,124	35	14	3	78	76	91	44
	平成 20 年度	2,221 64.0%	1,911	29	7	15	117	59	60	23
	平成 21 年度	1,942 63.9%	1,655	21	13	29	66	49	77	32
	平成 22 年度	1,102 50.3%	896	13	2	6	64	47	43	31
	平成 23 年度	890 100%	734 82.5%	8 0.9%	2 0.2%	8 0.9%	47 5.3%	30 3.4%	25 2.8%	36 4.0%

資料：こどもみらい課

表 61 女性相談所一時保護所主訴別入所状況

(単位：人)

区分	年度	総数	本人の問題						家庭の問題						その他				
			生活困窮	借金・サラ金	未婚の母	不純異性交遊	男女問題	帰宅先なし	その他	計	夫の暴力・酒乱	その他の問題	離婚問題	子供の問題	家庭不和	親・親族の問題	計	住居問題	計
	H19	42						7		7	33			1		1	35		
	H20	36						6		6	27			3			30		
	H21	42					1	4		5	29			4		4	37		
	H22	25						5	1	6	17			2			19		
	H23	37					1	6	6	13	22			1		1	24		

資料：こどもみらい課

(3) 警察におけるDV被害状況

平成 23 年に警察に寄せられたDV相談件数は 377 件に及んでいる。

また、検挙件数は、刑法犯等（傷害、暴行など）が 55 件である。

なお、配偶者暴力防止法の保護命令に基づく保護対策の件数は 11 件で、接近禁止・退去命令 2 件、接近禁止・電話等禁止命令が 6 件、接近禁止・退去・電話等禁止命令が 3 件となっている。

DV事案は、被害者のほとんどが女性であり、暴力行為が長期間に及ぶことが多いため、被害者の早期相談が望まれる。

表 62 DV相談取扱状況

(平成 23 年)

取扱件数	検挙件数		計	保護命令件数			
	刑法犯等	配偶者暴力防止法		接近禁止命令	接近禁止・退去命令	接近禁止・電話等禁止命令	接近禁止・退去・電話等禁止命令
377	55	0	11	0	2	6	3

資料：県警生活安全企画課子ども・女性安全推進室

(4) ストーカー行為の実態

平成23年に警察に寄せられたストーカー行為等に関する相談件数は130件に及んでいる。

また、検挙件数は、刑法犯等（傷害、脅迫など）が10件、ストーカー規制法違反が0件である。

なお、ストーカー規制法に基づく警告件数は2件、被害者に対する警察本部長等による援助件数は5件となっている。

被害者と行為者の関係では、面識のある行為者が全体の88.4%、面識なし・その他（行為者不明等）が11.6%となっている。

面識のある行為者の内訳は、交際相手（元含む）が61.5%、知人友人が9.2%、配偶者（元配偶者を含む）が5.4%、職場の同僚等の職場関係が12.3%となっている。

ストーカー事案は、行為そのものが徐々にエスカレートする傾向が強いため、警察への早期相談が望まれる。

なお、被害者のほとんどが女性である。

表 63 ストーカー相談取扱状況

年	取扱件数	措置状況					
		行為者への 注意指導・ 被害者への 防犯指導	検挙・警告 ・援助事案	検挙・警告・援助事案件数内訳			
				検 挙		警 告	援助の実施
				刑法等	ストーカー 規制法		
平成19年	148	132	16	9	0	0	7
平成20年	212	188	24	15	1	3	5
平成21年	190	174	16	6	1	3	6
平成22年	169	179	30	15	0	11	4
平成23年	130	210	17	10	0	2	5

資料：県警生活安全企画課子ども・女性安全推進室

表 64 被害者と行為者の関係

(平成23年)

面 識 あ り					面識なし	その他 (行為者不明等)
配偶者 (元含む)	交際相手 (元含む)	知人友人	職場関係	その他		
7(5.4%)	80(61.5%)	12(9.2%)	16(12.3%)	0(-)	8(6.2%)	7(5.4%)

資料：県警生活安全企画課子ども・女性安全推進室

## 第2節 メディアにおける男女共同参画の推進

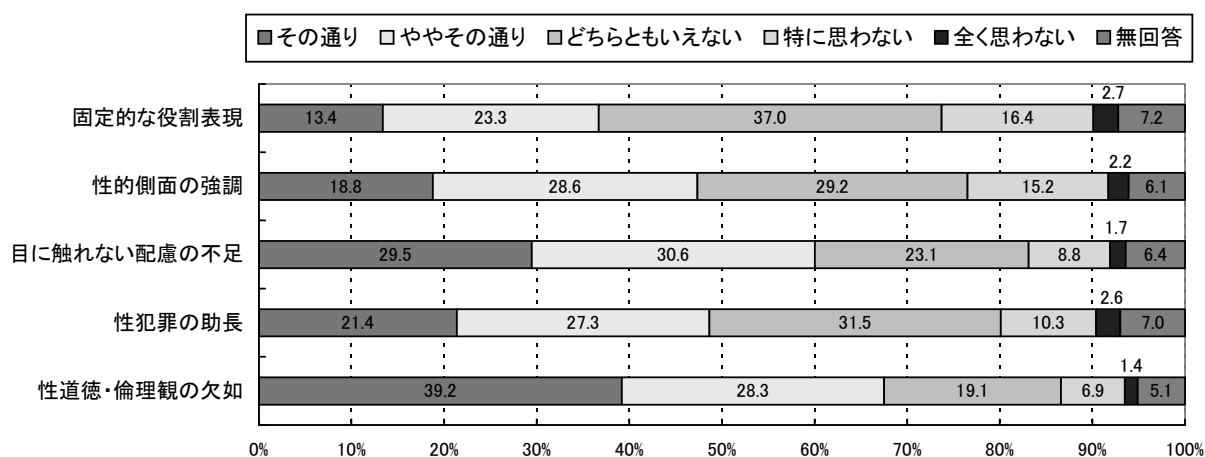
### 1 メディアを活用した男女共同参画の推進

#### (1) 女性の人権尊重の表現推進のためのメディアへの働きかけ

平成21年に県が行った「青森県男女共同参画に関する意識調査」で、テレビ、映画、新聞、雑誌など、メディアにおける男女の表現に関する意識を尋ねた結果、「社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている」を「その通り」「ややその通り」と思う人は67.5%であり、「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮の不足」については、「その通り」(29.5%)、「ややその通り」(30.6%)を加えると60.1%が同感している。

前回(平成15年)実施の調査では、「その通り」「ややその通り」と感じていたのが過半数を占めていた「女性の性的側面を強調しすぎるなど、行きすぎた表現が目立つ(前回60.2%)」及び「性犯罪の助長(女性に対する犯罪を助長するおそれがある)(前回60.3%)」については、それぞれ47.4%及び48.7%となり、同感している人が減少している。

図25 メディアにおける男女表現についての意識



資料：青少年・男女共同参画課「青森県男女共同参画に関する意識調査」

活字・映像をはじめとするメディアは、人々の意識形成に様々な形で影響を与える。表現の自由は尊重されるべきではあるが、表現される側の人権も尊重されなければならない。性の商品化や暴力表現が女性の人権侵害を助長する可能性があることに留意する必要がある。メディアが自主的に人権に配慮した表現に取り組むとともに、男女共同参画社会づくりに寄与することが求められる。

### 2 行政が作成する広報・刊行物等における性差別につながらない表現の促進

平成13年7月に公布・施行した青森県男女共同参画推進条例第9条第2項においては、「県は、文書、図画等の作成に当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想させるような表現を用いることにより男女共同参画の推進に影響を及ぼすことのないよう配慮するものとする。」と定められている。

このため、職員一人ひとりが男女共同参画の意識を持って県の文書・刊行物等を作成できるよう、平成14年度に作成した「公的広報表現ガイドライン」を知事部局、教育庁、警察本部、各種委員会、県内市町村、都道府県、関係機関等に配布している。



### 第3節 生涯を通じた男女の健康支援

#### 1 生涯を通じた女性の健康支援

##### (1) 生活習慣の動向と対策

医学、医療技術の著しい進歩に伴い、感染症の疾患による死亡が減少する一方で、生活習慣病による死亡が人口の高齢化とともに増加しており、特にがん（悪性新生物）、心疾患、脳血管疾患の三大疾患による死亡が1位から3位までとなっている。また、三大疾患による死亡の総死亡数に対する割合も約6割を占めている。

がんによる死亡を部位別に見た場合、女性は大腸がんが1位であり、肺がん、胃がんの順である。一方、男性では肺がんによる死亡が1位であり、胃がん、大腸がんの順となっている。

県では、国の「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を受け、健康の増進と発病を予防する「一次予防」に重点を置き、壮年期の死亡を減少させ、認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間（健康寿命）を延伸させることなどを目標に「健康あおもり21」を平成13年1月に策定し、平成18年度には中間評価を行い改定した。また、平成19年度には、医療制度改革に伴う計画の見直しを行い、新規指標の追加等を行った。

今後とも個人の努力と併せて、社会全体で個人の健康づくりを総合的に支援する環境づくりを推進し、生活習慣病対策を進めることとしている。

表 65 生活習慣病による死亡率（人口10万対）の推移（青森県）

区分	年次	平成19年		平成20年		平成21年	
		総数		総数		総数	
		死亡率	死亡全体に占める割合	死亡率	死亡全体に占める割合	死亡率	死亡全体に占める割合
がん		327.7	30.7	334.7	30.2	328.4	29.3
心疾患		167.6	15.7	173.1	15.6	179.9	16.1
脳血管疾患		134.3	12.6	136.2	12.3	133.7	11.9
小計		629.6	59.0	644.0	58.1	642.0	57.3
高血圧症		3.7	0.3	4.3	0.4	5.5	0.5
糖尿病		16.9	1.6	16.9	1.5	15.3	1.4
五疾患による死亡の合計		650.2	60.9	665.2	60.0	662.8	59.2

区分	年次	平成22年				平成23年（概数）			
		総数		女性	男性	総数		女性	男性
		死亡率	死亡全体に占める割合	死亡率	死亡率	死亡率	死亡全体に占める割合	死亡率	死亡率
がん		349.3	29.8	271.9	436.2	353.2	29.3	265.3	452.7
心疾患		192.3	16.4	182.5	203.3	197.4	16.4	199.6	195.5
脳血管疾患		137.5	11.7	133.3	142.2	141.5	11.7	138.2	147.9
小計		679.1	57.9	587.7	781.7	692.1	57.4	603.1	796.1
高血圧症		5.8	0.5	7.3	4.0	6.3	0.5	7.8	4.6
糖尿病		16.6	1.4	14.8	18.6	16.7	1.4	14.3	19.7
五疾患による死亡の合計		701.5	59.8	609.8	804.3	715.1	59.3	625.2	820.4

資料：厚生労働省「人口動態統計」

表 66 がんの部位別男女別死亡率（人口 10 万対）の推移

区 分		年 次					構成比 (%)	
		平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年 (概数)	男女別	計
胃がん	女性	35.6	32.8	32.1	35.3	33.8	12.7	14.7
	男性	71.0	65.8	67.0	69.6	72.1	15.9	
肺がん	女性	31.9	30.2	29.8	36.7	31.4	11.8	19.0
	男性	96.1	94.8	99.9	105.3	107.2	23.7	
肝臓がん	女性	18.3	19.9	14.4	17.2	17.5	6.6	7.6
	男性	35.6	35.4	35.0	37.2	37.4	8.3	
膵臓がん	女性	25.1	26.3	25.1	28.3	27.1	10.2	7.8
	男性	31.5	30.2	26.3	31.5	28.5	6.3	
食道がん	女性	2.4	2.0	2.3	2.5	1.7	0.6	2.8
	男性	20.7	19.8	20.6	19.8	18.9	4.2	
大腸がん	女性	37.7	43.4	39.1	44.2	45.0	17.0	14.6
	男性	55.2	59.4	55.7	57.8	59.2	13.1	
子宮がん	女性	8.5	10.1	9.7	9.0	10.8	4.1	1.6
乳がん	女性	20.6	20.3	19.2	21.2	21.5	8.1	3.2
	男性	0.0	0.5	0.3	0.2	0.2	0	
その他	女性	64.6	70.9	75.5	77.5	76.5	28.8	28.7
	男性	110.8	117.8	115.4	114.8	129.2	28.5	
合計	女性	244.7	255.9	247.2	271.9	265.3	100	100
	男性	420.9	423.7	420.2	436.2	452.7	100	

資料：厚生労働省「人口動態統計」

図 26 がん部位別死亡率（人口 10 万対）の年次推移（女性）

(人口10万対)

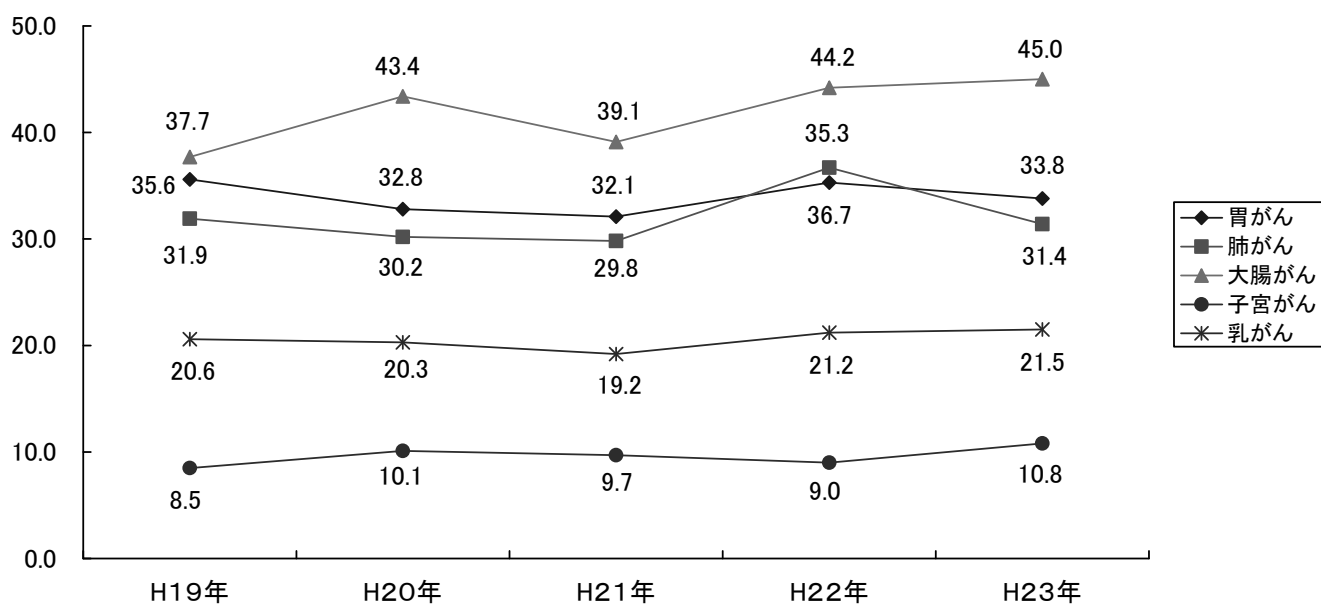


表 67 がん検診受診率の推移（男女計、青森県分）

区分	年次	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
胃がん検診		25.5%	24.6%	21.8%	21.9%	22.4%
肺がん検診		27.4%	26.9%	22.0%	22.4%	22.9%
大腸がん検診		29.5%	29.4%	26.0%	26.3%	27.4%
子宮がん検診		26.2%	26.5%	23.6%	25.8%	30.3%
乳がん検診		26.7%	27.1%	20.3%	18.8%	20.1%

出典：平成 19 年度まで 厚生労働省「地域保健・老人保健事業報告」  
平成 20 年度から 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

(2) 不慮の事故・自殺

平成 23 年における不慮の事故による死亡者数を男女別にみると、女 196 人、男 289 人と男性が女性の約 1.5 倍となっている。年齢階層別にみると、男女ともに 50 歳以降での死亡が多くなっている。

自殺による死亡者数を男女別にみると、女 95 人、男 261 人と男性が女性の約 2.7 倍となっている。年齢階層別にみると、女性では 60 歳代以上の死亡が多く、男性では 50 歳代をピークとした壮年期の自殺が多くなっている。

表 68 男女別・年齢階層別の不慮の事故・自殺死亡者数

(平成 23 年)

死因	年齢	0~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~	総数
	性別										
不慮の事故	女性	1	2	2	3	5	10	24	48	101	196
	男性	2	2	7	9	17	36	46	78	92	289
	総数	3	4	9	12	22	46	70	126	193	485
自殺	女性	—	1	9	3	16	16	16	18	16	95
	男性	—	7	14	33	46	61	43	31	26	261
	総数	—	8	23	36	62	77	59	49	42	356

資料：厚生労働省「人口動態統計」

### (3) 健康づくりスポーツ・レクリエーション

#### ① スポーツ活動の機会充実

スポーツは、「こころ」と「からだ」の健全な発達を促すとともに、明るく豊かで活力に満ちた、生きがいのある社会の形成に寄与するものであり、県民一人ひとりが、日常の中で「する」「みる」「ささえる」というスポーツとの関わりの中で、生涯にわたってスポーツに親しむことができるようスポーツ活動の機会充実を図ることは重要である。

このため、県では、広く県民にスポーツ・レクリエーション活動の場を提供し、スポーツ活動への参加意欲を喚起するとともに、県民の生涯を通じたスポーツ活動の推進を図るため、平成3年度から「青森県民生涯スポーツフェスティバル」を開催してきた。平成19年度からは見直しを図り、「青森県民スポーツ・レクリエーション祭」を開催し、平成23年度の第4回祭典においては、県内から約6,600人が参加した。

また、毎年開催している県民駅伝競走大会には約700人、県民体育大会には約6,400人が全市町村から参加している。

#### ② スポーツ指導者の資質の向上

県民が、生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を作るためには、年齢やレベル、目的に応じた指導ができるスポーツ指導者の育成が重要である。

このため、県では、指導者として必要な知識の習得や指導技術の向上を図るため、関係機関・団体等と連携し、「体育指導委員地区研修会」等各種研修会を毎年実施しているほか、平成23年度は青森市において「青森県体育指導委員中央研修会」を開催した。

なお、平成23年度現在、青森県内の体育指導委員数は次のとおりとなっている。

表 69 青森県内の体育指導委員数

(平成23年度)

総数	女性	男性
578人	172人(29.8%)	406人(70.2%)

資料：スポーツ健康課

表 70 スポーツ指導者の資質向上に係る研修会参加状況

(平成23年度)

事業名	全体参加者	女性参加者数	男性参加者数
青森県体育指導委員中央研修会	133人	50(37.6%)	83(62.4%)
体育指導委員地区研修会	245人	68(27.8%)	177(72.2%)

資料：スポーツ健康課

## 2 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実

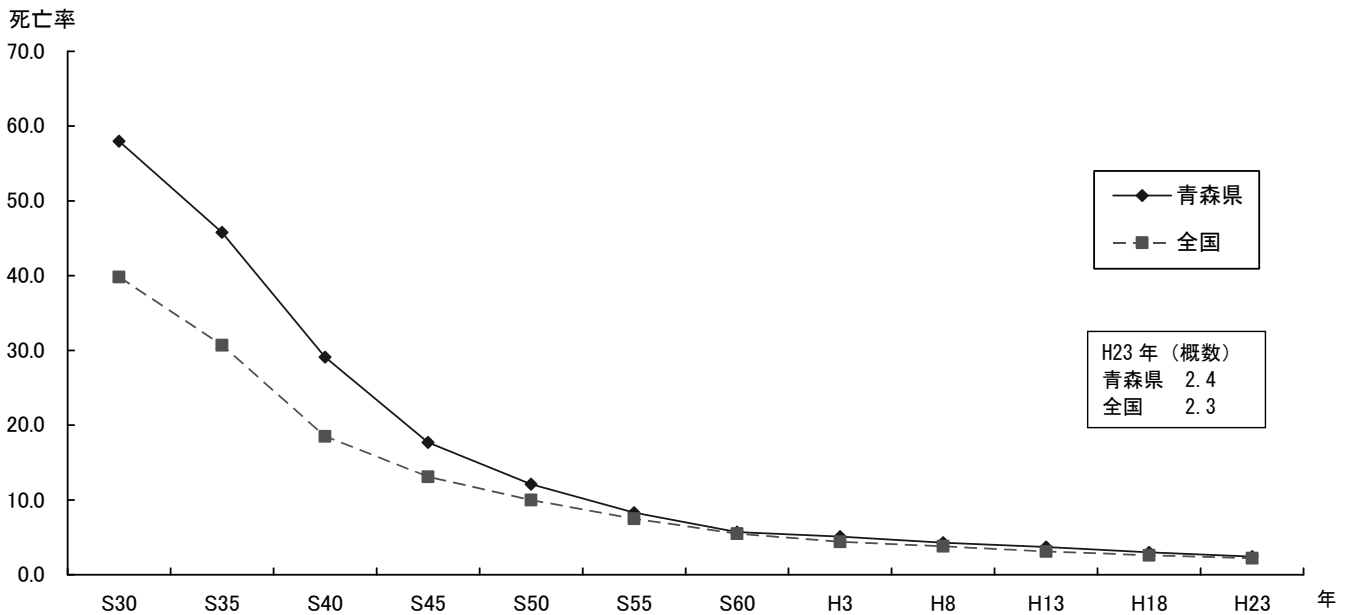
### (1) 母子保健関係指標

本県における乳児死亡率（1年間の出生1000に対する生後1年未満の死亡の割合）は、昭和30年は58.0であり、全国平均の39.8に比べ非常に高率であった。その後の母子保健・医療施策等の推進により、平成6年には4.1と全国平均の4.2を初めて下回ったが、再び上昇し、全国平均より高い状況が続いた。その後、平成19年に全国と同率である2.6となったが、平成23年の乳児死亡率（概数）は2.4で、全国平均（2.3）を下回った。平成23年の乳児死亡の原因は、「周産期に発生した病態」6件（26.1%）、「先天奇形、変形及び染色体異常」6件（26.1%）であった。

新生児死亡率（1年間の出生1000に対する生後4週未満の死亡の割合）及び周産期死亡率（妊娠満28週以降の死産と生後1週未満の早期新生児死亡の出産1000に対する割合）は、全国平均より高い状態が続いたが、平成23年新生児死亡率（概数）は0.8、周産期死亡率（概数）は4.2となっている。

平成16年には、本県の周産期医療対策の拠点として、青森県立中央病院に総合周産期母子医療センターが設立されたが、乳児死亡率等を低減するためには、母体の管理や乳幼児の事故防止等、県民一人一人の理解と取組及び母子保健及び医療体制の整備の推進、保健と医療の連携強化などの対策を今後も維持していく必要がある。

図27 乳児死亡率の推移（出生千対）



資料：こどもみらい課

表 71 新生児・乳児・周産期死亡率

	乳児死亡			新生児死亡			周産期死亡		
	青森県		全国率 (出生千対)	青森県		全国率 (出生千対)	青森県		全国率 (出産千対)
	実数 (人)	率 (出生千対)		実数 (人)	率 (出生千対)		実数 (件)	率 (出産千対)	
平成 19 年	26	2.6	2.6	17	1.7	1.3	55	5.4	4.5
平成 20 年	21	2.1	2.6	11	1.1	1.2	45	4.4	4.3
平成 21 年	33	3.5	2.4	17	1.8	1.2	46	4.8	4.2
平成 22 年	21	2.2	2.3	12	1.2	1.1	39	4.0	4.2
平成 23 年	23	2.4	2.3	8	0.8	1.1	40	4.2	4.1

※平成 23 年は概数

資料：厚生労働省「人口動態統計」

表 72 乳児死亡の主要死因別割合

	平成 19 年		平成 20 年		平成 21 年		平成 22 年		平成 23 年	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
先天奇形、変形及び染色体異常	6 人	23.1%	8 人	38.1%	8 人	24.2%	4 人	19.0%	6 人	26.1%
周産期に発生した病態	12 人	46.2%	6 人	28.6%	14 人	42.5%	9 人	42.9%	6 人	26.1%
乳幼児突然死症候群	0 人	0%	3 人	14.3%	3 人	9.1%	1 人	4.8%	2 人	8.7%
不慮の事故	2 人	7.7%	0 人	0%	0 人	0%	0 人	0%	2 人	8.7%
その他	6 人	23.0%	4 人	19.0%	8 人	24.2%	7 人	33.3%	7 人	30.4%
計	26 人	100%	21 人	100%	33 人	100%	21 人	100%	23 人	100%

※平成 23 年は概数

資料：こどもみらい課

## (2) 人工妊娠中絶、出生数

戦後の人口増加と経済のアンバランスによる窮乏は、人工妊娠中絶の増加を招いたが、その後、受胎調節の普及や家族計画事業の推進により、平成 6 年までは減少していた。しかし、件数では減少であるが、実施率（15～49 歳女子人口 1000 対）は増加傾向を示していたところ、平成 14 年度の 12.1 から減少となり、平成 22 年度は 8.8 となった。

年齢階層別にみると、最も多いのは 20～24 歳で、平成 22 年度は 17.0（年齢階級別女子人口 1000 対）であった。また、20 歳未満の人工妊娠中絶は、平成 13 年が 16.4 で、それまで増加傾向であったが、その後減少に転じ、平成 22 年度は 7.5 であった。

出生数については、昭和 35 年頃から減少傾向となっており、平成 23 年（概数）は 9,531 人であった。

表 73 年齢階級別人工妊娠中絶実施率（15～49 歳女子人口千対）

	総 数	20 歳未満	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49
平成 18 年度	10.5%	10.7%	21.3%	16.3%	14.0%	11.2%	4.2%	0.2%
平成 19 年度	10.2%	8.7%	20.3%	16.9%	14.0%	10.3%	4.5%	0.4%
平成 20 年度	9.6%	8.1%	16.5%	15.9%	14.2%	11.0%	4.0%	0.3%
平成 21 年度	9.2%	8.4%	15.1%	15.3%	13.0%	10.5%	4.4%	0.3%
平成 22 年度	8.8%	7.5%	17.0%	15.4%	13.1%	10.0%	3.8%	0.2%

※衛生行政報告例（年度）による。

資料：こどもみらい課

表 74 出生数の年次推移、母の年齢（5 歳階級）別

	総数		20 歳未満		20～24		25～29		30～34		35～39		40～44		45 歳以上	
	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)
19 年	10,162	100	174	1.7	1,601	15.8	3,246	31.9	3,380	33.3	1,529	15.0	230	2.3	2	0.02
20 年	10,187	100	168	1.6	1,521	14.9	3,244	31.8	3,423	33.6	1,553	15.2	272	2.7	6	0.10
21 年	9,523	100	149	1.6	1,427	15.0	2,941	30.9	3,093	32.5	1,640	17.2	269	2.8	4	0.04
22 年	9,711	100	144	1.5	1,344	13.8	3,088	31.8	3,108	32.0	1,736	17.9	285	2.9	8	0.08
23 年	9,531	100	142	1.5	1,250	13.1	2,948	30.9	3,181	33.4	1,725	18.1	281	2.9	4	0.1

※平成 23 年は概数

資料：厚生労働省「人口動態統計」

### 3 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ\*（性と生殖に関する健康と権利）の理解・普及

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）は、いつ何人子どもを産むか、あるいは産まないかを選ぶ自由、安全な妊娠・出産などを含む、女性の人権の重要な一つである。

※平成 6 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、個人、特に女性が生涯に渡って、主体的に自らの身体と健康の保持増進と自己決定を図ること、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されることをいう。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で、満足のいく性関係、安全な妊娠、出産、子どもが生まれ育つことなどが含まれる。

## <資料1> 青森県男女共同参画センターの概要

県は、平成13年6月に、男女共同参画推進の拠点として青森県男女共同参画センター（愛称：アピオあおもり）を設置した。

平成18年4月からは指定管理者に管理・運営を委託しており、現在は指定管理者ASTAC・G（アスタクグループ）（構成員「株式会社阿部重組」、「芝管工株式会社」、「青森コミュニティビジネス株式会社」）と協定を結んでいる。

センターは、情報機能、啓発・学習機能、交流機能、自主活動支援機能、相談機能、文化活動機能の6つの機能に基づく事業を体系的、総合的に推進するとともに、市町村や県民の取組を支援している。

### 1 事業概要（平成24年度）

#### (1) 情報事業

男女共同参画に関する情報を幅広く収集、整理し、利用者に提供する。

##### ① 情報ライブラリーの整備・運営

男女共同参画や女性、子育て関連の図書、資料、ビデオ等を整備し、それらの閲覧、貸出及びレファレンスを行う。

##### ② ライブラリーニュースの発行

テーマをもった特集及び関連の図書等の紹介、及び情報ライブラリーの活用についての紹介をする。

##### ③ テーマ展示及びテーマ本のリスト作成

男女共同参画の視点に立ったテーマを設定し展示することで、関心を持ってもらう。

##### ④ 出前貸出

地域パートナーセッション及びイベント出前啓発等の事業に合わせ、アピオあおもり館外の場所においても所蔵図書の貸出を行い、県内における男女共同参画の推進に結びつける。

##### ⑤ インターネットによる情報提供

青森県男女共同参画センターのホームページを作成・更新し、主催事業や図書等の検索ができるようにするとともに、メールマガジンを発行している。

##### ⑥ 展示パネルの作成及び貸出

男女共同参画に関するテーマに沿ったパネルを作成し、館内での展示及び市町村等への貸出を行い、啓発活動に役立てる。



## (2) 啓発・学習事業

男女共同参画に関し、男性を含め広く県民の理解を深めるとともに、女性のエンパワーメントを図るため、啓発・学習及び自主的な学習活動の支援を行う。

### ① あおもりウィメンズアカデミー

男女共同参画に関する様々な課題の解消に向けて問題意識を持って、政策・方針決定の場に参画し活躍できる女性人材の養成を目的とし、講座や参加型学習を実施する。平成 24 年度は青森市、十和田市、つがる市で開催予定。

・開催日 平成 24 年 7 月 15 日～平成 24 年 11 月 計 11 講座

### ② 地域パートナーセッション

広く県民を対象に、男女共同参画社会の実現に向けて意識啓発を図るとともに、県内各地域の先進事例の紹介等を通じたネットワークづくりを進める。平成 24 年度は上十三地域と津軽地域で開催予定。

### ③ 啓発・情報誌「クローバーあおもり」発行

県民向けの啓発・情報誌「クローバーあおもり」を年 2 回発行する。

### ④ 企業啓発事業<自主事業>

個性を尊重し、性別にこだわらず能力が発揮できる男女共同参画の 21 世紀の働き方について、企業の方々に理解してもらおうよう、企業啓発の一環として、情報提供や講師派遣を実施する。

## (3) 交流事業

性別、年齢、地域等の枠を超えた多くの人が交流し、男女共同参画に対する理解を深め合う場を提供する。

### ① パートナーセッション

男女共同参画になじみの少なかった県民を多く呼び込むことにより、一人でも多くの男女が男女共同参画の必要性を実感し、行動に移してもらうことを目的に講演会等を実施する。

・開催日 平成 24 年 11 月 4 日

### ② 登録団体活動パネル展示及びワークショップ

アピオあおもりの登録団体を中心に、男女共同参画社会の実現を目指し活動している団体が、活動紹介や研究発表等を行うことで、団体間の交流・ネットワークづくりと、県民への啓発へとつなげていく。

・開催日 平成 24 年 11 月 4 日

## (4) 自主活動支援事業<自主事業>

男女共同参画社会づくりに取り組む団体・グループ等の活性化とリーダー養成を支援する。

### ① ステップアップセミナー

男女共同参画社会づくりを推進するために活動を行っている県内の団体・グループがより目的のある効果的で効率的な活動を展開し成果を上げられるよう、様々な情報提供、すぐに役立つ具体的なスキルアップの機会を提供する。

## ② 市町村担当者情報交換会

男女共同参画に関する市町村間の情報交換の場を設定し、男女共同参画の推進における活性化、相互協力の可能性を拡大していく。

## ③ 活動支援事業

男女共同参画社会の形成を目的として、アピオあおもりを会場に実施する事業等に対して、企画募集し、広報面等において支援していく。

## (5) 相談事業

男女共同参画の視点に立った総合相談窓口として、情報提供及び問題解決の助言等を行うとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）に基づく配偶者暴力相談支援センターの業務を行う。一般相談、専門相談の他、平成24年度は「ミニ講座（法律と制度）」を実施する。

## (6) 文化・活動支援事業

### ① ビデオ上映会（アピオシアター）

ビデオ映画を観ることで、自分の生き方を考え、多様な生き方が存在することを知る機会とする。ワークショップやアンケートの回答を通して、自分の考えを表現することや他者の意見を聞くことを学び、自分の生き方を考えながら、自己実現につなげる「気づき」の場とする。

・開催回数 年5回

## (7) 事業の連携等

### ① 特定非営利活動法人全国女性会館協議会

協議会が実施している内閣府「東日本大震災被災地女性相談事業」への相談員派遣や、東日本大震災女性センターネットワーク募金への協力。

### ② 女性就業促進・健康保持増進支援バックアップ事業

女性就業支援センターと連携し、働く女性の支援講座を実施する。

## <資料2> 青森県の人口

### 1 人口の推移

平成23年10月1日現在の推計(青森県人口移動統計調査)による本県の総人口は、1,363,030人である。女性は722,377人(53.0%)、男性は640,653人(47.0%)で、平成22年に比べて女性が5,093人、男性が3,142人減少した。

なお、平成23年青森県人口移動統計調査(年齢別)における女性の人口を年齢別階級別にみると、年少人口(0～14歳)が82,519人、生産年齢人口(15～64歳)が424,681人、老年人口(65歳以上)は213,067人で、その割合は女性全体のそれぞれ11.4%、58.8%、29.5%となっており、老年人口の割合は男性21.9%(140,621人)に比べて7.6ポイント高くなっている。

表75 青森県の人口の推移

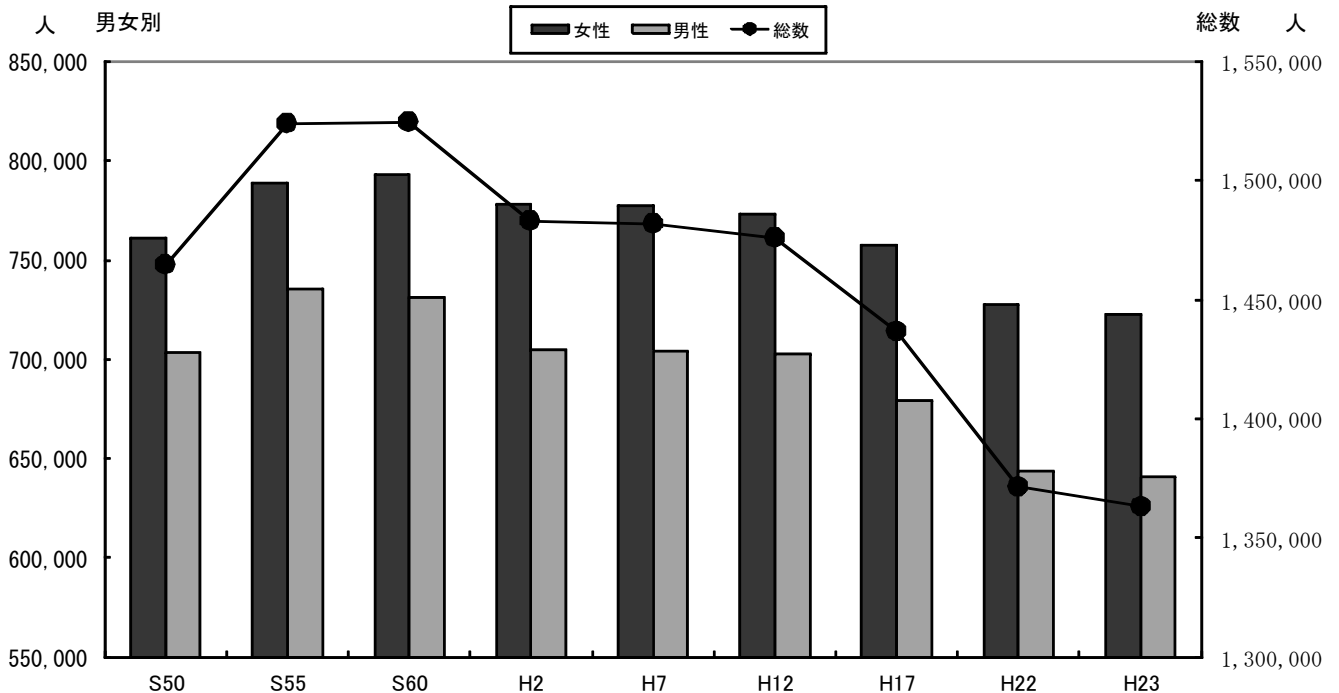
(毎年10月1日現在)

年次	世帯数	人口			前年に対する 総数の増減	女100人に 対する男
		総数	女性	男性		
昭和50年	387,587世帯	1,468,646人	761,414人	707,232人	29,996人	92.9%
55年	428,557世帯	1,523,907人	788,463人	735,444人	12,610人	93.3%
60年	443,995世帯	1,524,448人	793,009人	731,439人	△2,915人	92.2%
平成2年	455,304世帯	1,482,873人	778,115人	704,758人	△17,879人	90.6%
7年	482,731世帯	1,481,663人	777,474人	704,189人	10,667人	90.6%
12年	506,540世帯	1,475,728人	773,155人	702,573人	650人	90.9%
17年	510,779世帯	1,436,657人	757,580人	679,077人	△14,290人	89.6%
22年	513,311世帯	1,371,265人	727,470人	643,795人	△11,252人	88.5%
23年		1,363,030人	722,377人	640,653人	△8,235人	88.7%

※世帯数については、国勢調査(確定値)による。

資料：統計分析課「青森県人口移動統計調査」

図28 青森県の人口の推移



資料：統計分析課「青森県人口移動統計調査」

表76 年齢（5歳階級）、男女別人口

	青 森 県			市 部			郡 部		
	総数(人)	女性(人)	男性(人)	総数(人)	女性(人)	男性(人)	総数(人)	女性(人)	男性(人)
総 数	1,363,030	722,377	640,653	1,048,349	557,712	490,637	314,647	164,635	150,012
0～4	48,020	23,578	24,442	38,242	18,836	19,406	9,765	4,743	5,022
5～9	55,141	27,012	28,129	43,411	21,199	22,212	11,736	5,817	5,919
10～14	64,849	31,929	32,920	50,589	24,918	25,671	14,258	7,009	7,249
15～19	67,907	33,250	34,657	53,183	26,116	27,067	14,700	7,118	7,582
20～24	53,133	26,222	26,911	42,920	21,489	21,431	10,226	4,736	5,490
25～29	63,990	31,806	32,184	50,918	25,566	25,352	13,057	6,232	6,825
30～34	74,879	36,988	37,891	60,074	30,082	29,992	14,815	6,910	7,905
35～39	87,288	43,804	43,484	69,586	35,363	34,223	17,713	8,447	9,266
40～44	87,955	44,916	43,039	69,358	35,711	33,647	18,583	9,194	9,389
45～49	84,372	43,279	41,093	65,966	34,195	31,771	18,415	9,088	9,327
50～54	92,551	47,753	44,798	70,600	36,715	33,885	21,954	11,036	10,918
55～59	103,325	53,657	49,668	77,286	40,523	36,763	26,036	13,132	12,904
60～64	120,790	63,006	57,784	91,708	48,469	43,239	29,087	14,539	14,548
65～69	84,525	46,073	38,452	64,327	35,254	29,073	20,208	10,824	9,384
70～74	83,846	47,632	36,214	62,374	35,406	26,968	21,465	12,223	9,242
75～79	79,790	47,223	32,567	57,887	34,338	23,549	21,901	12,884	9,017
80～84	58,072	36,989	21,083	41,584	26,586	14,998	16,485	10,400	6,085
85～89	31,494	22,403	9,091	22,198	15,858	6,340	9,290	6,542	2,748
90歳以上	15,961	12,747	3,214	11,239	9,042	2,197	4,710	3,697	1,013
年齢不詳	5,142	2,110	3,032	4,899	2,046	2,853	243	64	179
15歳未満	168,010	82,519	85,491	132,242	64,953	67,289	35,759	17,569	18,190
15～64歳	836,190	424,681	411,509	651,599	334,229	317,370	184,586	90,432	94,154
65歳以上	353,688	213,067	140,621	259,609	156,484	103,125	94,059	56,570	37,489

資料：統計分析課「青森県人口移動統計調査（平成23年10月1日現在）」

## 2 出生・死亡の状況

### (1) 出生

本県の平成23年の出生数（概数）は9,531人で、平成22年に比べて180人減少しており、出生率（人口千対）は7.0で前年を0.1ポイント下回った。なお、男性を100とした女性の出生比率は99.7である。

表77 出生数の推移

年次	出生数			割合	
	女性	男性	総数	出生率(人口千対)	女性出生比率(女性/男性)
昭和60年	9,288人	9,807人	19,095人	12.6%	94.7%
平成2年	7,057人	7,578人	14,635人	9.9%	93.1%
7年	6,964人	7,008人	13,972人	9.4%	99.4%
12年	6,326人	6,594人	12,920人	8.8%	95.9%
17年	5,144人	5,380人	10,524人	7.3%	95.6%
22年	4,762人	4,949人	9,711人	7.1%	96.2%
23年	4,759人	4,772人	9,531人	7.0%	99.7%

資料：健康福祉政策課「青森県人口動態統計」

### (2) 死亡

本県の平成23年の死亡数（概数）は16,419人で、平成22年に比べて389人増加しており、死亡率（人口千対）は12.1で前年より0.4ポイント上回った。なお、男性を100とした女性の死亡比率は89.2である。

表78 死亡数の推移

年次	死亡数			割合	
	女性	男性	総数	死亡率(人口千対)	女性死亡比率(女性/男性)
昭和60年	4,703人	5,844人	10,547人	6.9%	80.5%
平成2年	4,757人	6,055人	10,812人	7.3%	78.6%
7年	5,576人	6,920人	12,496人	8.4%	80.6%
12年	5,809人	7,338人	13,147人	8.9%	79.2%
17年	6,671人	8,211人	14,882人	10.4%	81.2%
22年	7,478人	8,552人	16,030人	11.7%	87.4%
23年	7,740人	8,679人	16,419人	12.1%	89.2%

資料：健康福祉政策課「青森県人口動態統計」

### 3 婚姻と離婚の状況

#### (1) 婚姻

本県の平成23年の婚姻件数（概数）は5,583組で、平成22年に比べて341組減少した。婚姻率（人口千対）は4.1で、全国順位は43位となっている。

#### (2) 離婚

本県の平成23年の離婚件数（概数）は2,377組で、平成22年に比べて302組減少した。離婚率（人口千対）は1.75で、全国順位は30位となっている。

表79 婚姻、離婚件数・率の推移

年次	婚姻		離婚	
	件数	率(人口千対)	件数	率(人口千対)
昭和60年	9,175	6.0	2,512	1.65
平成2年	7,892	5.3	2,001	1.53
7年	8,306	5.6	2,429	1.64
12年	8,138	5.5	3,092	2.10
17年	6,584	4.6	3,281	2.29
22年	5,924	4.3	2,679	1.96
23年	5,583	4.1	2,377	1.75

資料：健康福祉政策課「青森県人口動態統計」